

看護学専攻

教授要項・大学院ガイド 2018

シラバス(syllabus)

保健医療学研究科 修士課程



Master's Course in Nursing

**The Graduate School of Kagawa
Prefectural University of Health Sciences**

目 次

I	大学院の概要	1
1	保健医療学研究科の基本理念・目的	1
2	アドミッションポリシー	1
3	看護学専攻の教育目的	1
4	カリキュラムポリシー	2
5	看護学専攻の教育課程の特色	3
6	ディプロマポリシー	4
7	修了要件	4
8	専攻の名称及び構造	5
9	大学院の組織	5
10	学年、学期及び休業日	5
11	授業時間	6
12	授業時間割	6
13	学年暦	7
14	履修の概要	8
	(1) 開講授業科目	8
	(2) 履修科目の選択	8
	(3) 修了要件・学位の授与	8
	(4) 研究指導・修士論文の作成	8
	(5) 履修上の留意事項	8
	(6) 長期履修制度	10
15	教員名簿	11
16	学生生活等	12
	(1) ティーチング・アシスタント制度	12
	(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	12
	(3) 校舎が機械警備中における入室方法	12
	(4) その他	12
II	看護学専攻教授要項（シラバス）	13
III	看護学専攻科時間割	81
IV	関係諸規程	87

I 大 学 院 の 概 要

I 大学院の概要

1 保健医療学研究科の基本理念・目的

人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供する。高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与する。

2 アドミッションポリシー

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻では、基本理念・目的を達成するため、次のような資質を備えた人を求めています。

- (1) 生命の尊厳を畏敬する深い人間愛と洞察力をもつ人
- (2) 看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する専門性をもちリーダーシップの発揮を志す人
- (3) 看護実践や教育・研究に対する真摯な構想力や想像力、実践力を高めようとする人
- (4) 看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成し、知識基盤社会の発展を目指して真理の追究を志す人

3 看護学専攻の教育目的

看護学専攻は、研究コースと専門看護師コースの2コースで構成し、研究コースは、基盤開発看護学、健康生活支援看護学、次世代育成支援看護学の3つの専門領域で構成する。

(1) 研究コース

次の能力を修得することを目的とする。

- (ア) 看護実践経験と既存の理論を統合した看護実践能力の向上を目指し、より専門性、独創性を重視した新しい看護実践方法を開拓し、チーム医療の場でリーダーシップが発揮する能力
- (イ) 地域の特性や変化する社会の要請に応じて、地域の保健・医療・福祉のニーズに対応した健康増進と次世代育成支援活動を計画・実行し、人々の「健康と自立」の支援に貢献できるとともに、地域の保健医療施策に提言する能力
- (ウ) 医療技術の高度化、保健・医療・福祉施設の多様化、在宅療養者の増加等、看護を取り巻く環境が大きく変化するなかで、多様な施設や地域社会において看護を有機的に機能させ、看護の質を高めることができる高度な管理能力
- (エ) 優れた看護師、助産師、保健師の育成や社会人教育、また新しい看護実践方法の開拓など、看護学の発展に貢献できる教育・研究能力

(2) 専門看護師コース

次の能力を修得することを目的とする。

- (ア) 看護学の専門性を基盤とした特定の専門分野の精深な専門知識と高度な技術を駆使して、卓越した直接的看護実践ができる能力
- (イ) 看護職者を初めとするケア提供者への教育指導やコンサルテーションを通して、自己の専門分野の知識技術及び卓越した看護実践能力を個人、チーム、組織全体に浸透させることができる能力
- (ウ) クライアント中心のヘルスケアサービス及びチーム医療を推進するために、倫理的問題の解決に向けて人や場を調整することができ、さらに組織の構造やシステムの変革に向けて様々な人々と協働し、チームの意欲や能力を引き出しながらいリーダーシップが発揮できる能力
- (エ) 看護実践方法や看護ケア提供システムなどを変革するための介入評価研究ができ、成果を可視化させて、看護を社会にアピールできる能力
- (オ) 精神看護の知識や技術を他領域の看護に適用すること並びに看護職間の連携を図ることによって患者に良質で効率的なケアの提供ができる。また、看護師のメンタルヘルスの向上を支援できる能力

4 カリキュラムポリシー

保健医療学研究科の教育目的、看護学専攻の教育目的に則って、高度先進医療を担うことができる知と技と心が融合した質の高い看護実践能力を持ち、地域の保健医療活動に貢献するとともに、看護実践、看護教育、看護研究の開拓ができる高度専門職業人としての看護師、助産師、保健師並びに高度な看護実践の質保証や活動の拡大に取り組む専門看護師を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成する。

看護学専攻は、研究コースの基盤開発看護学、健康生活支援看護学、次世代育成看護学の3領域と、専門看護師コースの精神看護で構成する。

研究コースでは、専攻共通科目8単位以上(必修6単位、選択2単位以上)、専門共通科目8単位以上、専門領域科目4単位以上、特別研究10単位の合計30単位以上を修得とする。

専門看護師コースでは、専攻共通科目2単位以上(必修2単位)、専門共通科目10単位以上、専攻分野共通科目16単位、実習科目6単位、課題研究4単位の合計38単位以上を修得とする。

- (1) 基盤開発看護学領域では、「個人が看護の学習や仕事を通して自己実現のプロセスをたどるキャリア開発」、「看護組織の人的資源である個人と集団の潜在能力を顕在化していく能力開発」、「看護組織の個人能力を開発し、それを組織能力に結実させていく人材開発」について学修する。
- (2) 健康生活支援看護学領域では、健康増進の観点から、地域に暮らす高齢者や精神的、身体的健康障害を有する人など様々な生活者とその家族並びに共同体などに対して、自立した生活能力と健康管理能力を育み、それぞれの立場でより主体的な健康生活を支援する看護について学修する。
- (3) 次世代育成看護学領域では、次世代の育成を支援する観点から、周産期の妊産褥婦、親や家族の健康と子どもの発達支援、学童期・思春期からのヘルスプロモーション教育の実践及び乳幼児虐待予防など、育児に伴う様々な問題を考察、解決

し、子育て支援の方法について学修する。

- (4) 専門看護師(精神看護)では、精神看護アセスメント論及び精神看護セラピー・精神看護援助論などの知識と技術を統合し、精神看護の専門看護師に必要な高度な実践能力を展開する方法について学修する。
- (5) 特別研究は、研究課題となる専門領域科目の特論と演習における学修に連動した研究を遂行し、専門性を深く探究した修士論文を完成とする。課題研究は、精神看護の専門看護師としての専門性を深く探究した修士論文を完成とする。

5 看護学専攻の教育課程の特色

看護学専攻は、研究コースと専門看護師コースの2コースで構成され、研究コースは基盤開発看護学領域、健康生活支援看護学、次世代育成看護学の3領域とした。専門看護師コースは精神看護からなる。

(1) 研究コース

- (ア) 基盤開発看護学領域では、看護職が専門職として生涯に渡って成長発達し続け、その成果を実践や社会に貢献できる看護人材育成の体系化をめざす。生涯学習の視点から、看護基礎教育と看護継続教育(現任教育と卒後教育)を一貫したものとして捉え、いかに看護学生や看護職者の能力やキャリアを効果的に開発し、組織や社会に有為な人材を育てるかという観点から探究する。

本領域では、「個人が看護の学習や仕事を通して自己実現のプロセスをたどるキャリア開発」、「看護組織の人的資源である個人と集団の潜在能力を顕在化していく能力開発」、さらに、「看護組織の個人能力を開発しそれを組織能力に結実させていく人材開発」に関する概念を中心に位置づける。つまり、看護実践・看護教育・看護管理における人的資源の管理と開発を統合し「看護専門職としての人の能力の開発および育成」という観点から探究する。

- (イ) 健康生活支援看護学領域では、健康増進の観点から、地域に暮らす高齢者や精神的、身体的健康障害を有する人など様々な生活者とその家族並びに共同体などに対して、自立した生活能力と健康管理能力を育み、それぞれの立場でより主体的な健康生活を支援する看護を探究する。

本領域では、集団や共同体などの地域特性との関連性を中心にした看護について探究することを特色とする。特に、精神障害をもつ人とその家族のQOLの向上を目指す高度な精神看護実践方法の開拓や看取りも視野に入れ、人々のつながりに着目した地域ケアシステムの構築などに取り組むこととする。さらに、健康障害をもつ成人や高齢者と家族の健康感やQOL、幸福感や生きがいなどを尊重した高齢社会における健康生活支援方法を探究する。

- (ウ) 次世代育成看護学領域では、次世代の育成を支援する観点から、周産期の妊産褥婦、親や家族の健康と子どもの発達支援、学童期・思春期からのヘルスプロモーション教育の実践及び乳幼児虐待予防など、育児に伴う様々な問題を考察、解決し、子育て支援の方法について探究する。

本領域では、少子社会における育成支援システムの構築に取り組み、より健康的なウェルネス志向型の看護について探究することを特色とする。特に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、発達段階における健康課題の達成や問

題の解決方法、愛着の発達支援の方法、母子と家族を対象とした助産診断技術の実践過程における問題と今日的課題及びよりよい助産ケアの実践など、少子社会における次世代育成の看護実践方法について探究する。

(2) 専門看護師コース

(ア) 専門看護師コース（精神看護）では、対象のメンタルヘルスの向上の観点から、複雑で解決困難な問題や課題を持つ個人・家族・集団・コミュニティー、看護職などに対して、専門看護師の立場で対象のセルフコントロール能力の向上を支援する看護を探究する。本コース（精神看護）では、精神看護アセスメント論および精神看護セラピー・精神看護援助論などの知識と技術を統合し、精神看護専門看護師に必要な高度な実践能力を展開する方法について探究する。

(イ) 看護学専攻の専門共通科目では、高度専門職業人あるいは教育・研究者として健康増進と次世代育成支援を推進し、保健・医療・福祉が統合した総合的サービスの提供に指導的立場で意欲的に取り組める看護師・保健師・助産師を育成することを目的に、「健康生活支援方法論」、「家族発達支援方法論」、「健康心理看護学特論」、「看護研究方法論」を配置した。また、卓越した看護実践能力を有する専門看護師（精神看護）の育成を目的に「看護教育学特論」、「看護管学特論」、「看護コンサルテーション論」、「看護理論」、「看護倫理」を専門共通科目に配置した。

6 ディプロマポリシー

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で修士論文を作成し、本研究科が行う修士論文についての研究成果、修士論文の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に看護学の修士学位を授与する。

- (1) 看護実践能力の向上を目指し、より専門性、独創性を重視した新しい看護実践方法を探究し、チーム医療の場でリーダーシップが発揮できる能力を修得していること。
- (2) 看護学の発展に貢献するために、看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用した教育・研究・実践ができる能力を修得していること。

7 修了要件

看護学専攻では、研究コースと専門看護師コースの修了要件が異なる。研究コースは本研究科に2年以上在学し、専攻共通科目8単位以上（必修6単位、選択2単位以上）、専門共通科目8単位以上、専門領域科目4単位以上、特別研究10単位の合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けて修士論文を作成する。

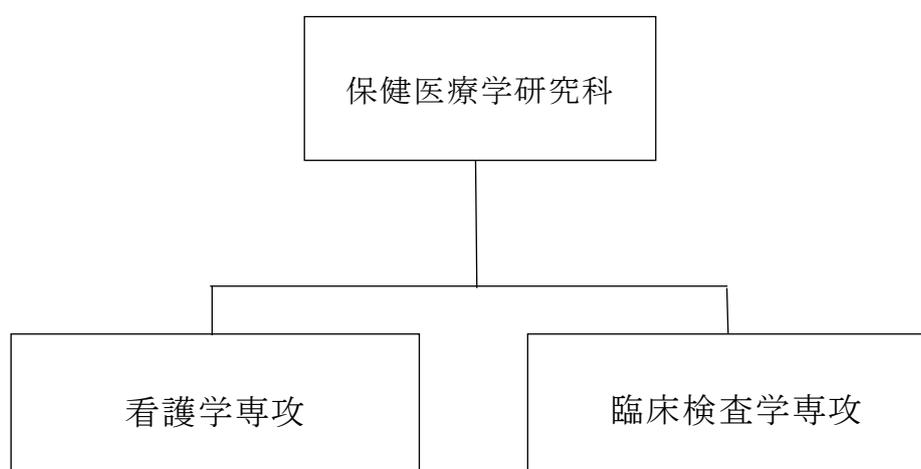
専門看護師コースでは本研究科に2年以上在学し、専攻共通科目2単位以上（必修2単位）、専門共通科目10単位以上、専攻分野共通科目16単位、実習科目6単位、課題研究4単位の合計38単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けて修士論文を作成する。

いずれのコースも、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

8 専攻の名称及び構造

研究科名	専攻名	コース名等	
保健医療学研究科	看護学専攻	研究コース	基盤開発看護学領域
			健康生活支援看護学領域
			次世代育成看護学領域
	専門看護師コース	精神看護	

9 大学院の組織



10 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

(2) 学期

学期は、2学期制で、前期と後期に分かれる。

(3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定める場合や休業日を変更する場合がある。この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10月20日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

11 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。ただし、土曜日は、1時限及び2時限とする。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8：50～ 10：20	10：30～ 12：00	13：00～ 14：30	14：40～ 16：10	16：20～ 17：50	18：00～ 19：30	19：40～ 21：10

12 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にすること。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページに明示する。

13 学年暦

前 期								後 期										
	日	月	火	水	木	金	土	行事		日	月	火	水	木	金	土	行事	
4	1	2	3	4	5	6	7	入学式・オリエンテーション 総括・個別ガイダンス 4/4 履修登録提出期限 4/6 健康診断 4/11午後	10	1	2	3	4	5	6	7	博士後期課程 学術セミナー 10/3	
	8	9	10	11	12	13	14			7	8	9	10	11	12	13		
	15	16	17	18	19	20	21			14	15	16	17	18	19	20		開学記念日 10/20 大学祭
	22	23	24	25	26	27	28			21	22	23	24	25	26	27		
5	29	30	1	2	3	4	5	内科検診(4年生・院生・専攻科生) 5/10	11	28	29	30	31	1	2	3	28	
	6	7	8	9	10	11	12			4	5	6	7	8	9	10		
	13	14	15	16	17	18	19			11	12	13	14	15	16	17		
	20	21	22	23	24	25	26			18	19	20	21	22	23	24		修士課程中間報告会 5/23
6	27	28	29	30	31	1	2	修士課程中間報告会 5/23	12	25	26	27	28	29	30	1	25	
	3	4	5	6	7	8	9			2	3	4	5	6	7	8		
	10	11	12	13	14	15	16			9	10	11	12	13	14	15		
	17	18	19	20	21	22	23			16	17	18	19	20	21	22		
7	24	25	26	27	28	29	30	修士課程中間報告会 5/23	1	23	24	25	26	27	28	29	30	冬季休業 12/25~1/6
	1	2	3	4	5	6	7			6	7	8	9	10	11	12		
	8	9	10	11	12	13	14			13	14	15	16	17	18	19		
	15	16	17	18	19	20	21			20	21	22	23	24	25	26		
8	22	23	24	25	26	27	28	夏季休業 8/14~9/30	2	27	28	29	30	31	1	2	17	修士論文発表会 2/21
	29	30	31	1	2	3	4			3	4	5	6	7	8	9		
	5	6	7	8	9	10	11			10	11	12	13	14	15	16		
	12	13	14	15	16	17	18			17	18	19	20	21	22	23		
9	19	20	21	22	23	24	25	夏季休業 8/14~9/30	3	24	25	26	27	28	1	2	24	春季休業3/4~3/31 修了判定結果揭示 3/7
	26	27	28	29	30	31	1			3	4	5	6	7	8	9		
	2	3	4	5	6	7	8			10	11	12	13	14	15	16		卒業式・修了式3/14(仮)
	9	10	11	12	13	14	15			17	18	19	20	21	22	23		
	16	17	18	19	20	21	22			24	25	26	27	28	29	30		
	23	24	25	26	27	28	29			31								
	30																	

■ : 土・日曜、休日
■ : 休業日

14 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項（シラバス）」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、特別研究を行ったうえで修士論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

コースごとに必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

① 研究コース

区分	専攻共通科目	専門共通科目	専門領域科目	特別研究	合計
必修	6単位	—	—	10単位	16単位
選択	2単位以上	8単位以上	4単位以上	—	14単位以上
合計	8単位以上	8単位以上	4単位以上	10単位	30単位以上

② 専門看護師コース

区分	専攻共通科目	専門共通科目	専門分野共通科目	実習科目	課題研究	合計
必修	2単位以上	10単位以上	16単位	6単位	4単位	38単位以上
合計	2単位以上	10単位以上	16単位	6単位	4単位	38単位以上

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に2年以上在学し、各分野において、2で示した必要単位数以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

修士（看護学）：看護学専攻の各コースの修了者 <Master of Nursing>

(4) 研究指導・修士論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、その他の履修計画についても当該教員と相談すること。

なお、修士論文の作成・審査等については、研究指導教員と相談のうえ、参考資料の修士学位取得要領、学位規程及び学位審査規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

ア 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届

け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。

イ 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を提出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。

ウ 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

ア 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページに明示するので、注意して見るようにすること。

イ 補講

補講を行う場合には、本学ホームページに明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

ア 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。

イ 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。

ウ 追試験

追試験は、病気その他やむ得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

エ 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80点以上	合 格
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかつたときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した方や中途退学した方などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

ア 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

①出身学校の成績証明書

②単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

イ 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

(6) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申請したときは、4年までの期間でその計画的な履修を認めることができる。

① 申請書の提出時期

第1年次の年度の2月末日までである。なお、新入生は、第1年次の前期の履修変更届提出の際にあわせて提出すること。

② 長期履修期間の短縮

許可を受けた長期履修期間を短縮する場合は、その短縮期間を1年間として1回に限り認めることができる。

この場合は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、申請書を事務局教務・学生担当に提出すること。

③ 授業料の取扱い

長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除した額とする。

15 教員名簿

- | | | |
|---|--------|--------|
| 1 | 学 長 | 井伊 久美子 |
| 2 | 副学長 | 國方 弘子 |
| 3 | 研究科長 | 國方 弘子 |
| 4 | 学生部長 | 眞鍋 紀子 |
| 5 | 図書館長 | 平川 栄一郎 |
| 6 | 看護学専攻長 | 高嶋 伸子 |

7 看護学専攻 担当教員

コース	担当領域	職名	氏名	職名	氏名
研究コース・専門看護師コース	看護学 基盤開発	教授	平木 民子		
		教授	松村 千鶴		
	看護学 健康生活支援	教授	國方 弘子	准教授	辻 よしみ
		教授	高嶋 伸子	准教授	三木 佳子
		教授	吉本 知恵	准教授	岩本 真紀
		教授	内海 知子	講師	土岐 弘美
		教授	片山 陽子		
	看護学 次世代育成	教授	松村 恵子	教授	野口 純子
		教授	榮 玲子	准教授	竹内 美由紀
		教授	舟越 和代	准教授	三浦 浩美
	(※)重複 精神看護	教授	國方 弘子(※)	教授	吉本 知恵(※)
		教授	松村 恵子(※)	准教授	堀 美紀子
		教授	高嶋 伸子(※)	准教授	竹内 美由紀(※)
		教授	平木 民子(※)	講師	土岐 弘美(※)
	専攻共通・ 専門共通科目	教授	樋本 尚志	准教授	多田 達史
		教授	中村 丈洋		
		教授	塩田 敦子		
		教授	ジャンジ ユア ナジマ		

16 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

〔学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、流し台、
冷蔵庫、茶箆筒、飲食用長机〕

なお、ロッカーと収納ワゴンについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。
- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・飲食は、飲食用長机で行うこと。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局でお渡しするので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、「平成 30 年度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。））外に各種証明書等を提出する場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付用ポストを設置しているため、投函すること。

Ⅱ 教 授 要 項

シラバス (syllabus)

修士課程 目 次

授業科目表	
研究コース	----- 13
専門看護師コース	----- 15
専攻共通科目	----- 17
専門共通科目	----- 23
専門領域科目	
基盤開発看護学	----- 33
健康生活支援看護学	----- 37
次世代育成看護学	----- 47
専門分野共通科目	----- 55
実習科目	----- 63
看護学特別研究	----- 65
課題研究	----- 79

授業科目表【看護学専攻 研究コース】

科目区分	科目名	担当教員			配当年次	単位数		修了要件	ページ	
						必修	選択			
専攻共通科目	健康増進科学論	樋本尚志			1前	2		8単位以上	17	
	保健医療福祉論	中村丈洋	國方弘子	西谷清美	1前	2			18	
	チーム医療特論	國方弘子	片山陽子	多田達史	1後	2			19	
	疫学・統計学	辻よしみ	平尾智広		1前		2		20	
	生命・医療倫理論	塩田敦子			1後		2		21	
	英文献講読	ジャンプ・エア ナジマ			1前		2		22	
	小計(6科目)						6		6	
専門共通科目	健康心理看護学特論	辻よしみ	片山陽子		1後		2	8単位以上	23	
	健康生活支援方法論	榮 玲子	舟越和代		1前		2		24	
	家族発達支援方法論	松村恵子	野口純子	中村丈洋	1後		2		25	
	看護理論	當目雅代			1前		2		26	
	看護倫理	堀美紀子 辻上佳輝	國方弘子 安藤千恵	土岐弘美	1前		2		27	
	看護研究方法論	松村恵子	吉本知恵		1前		2		28	
	看護教育学特論	平木民子			1後		2		29	
	看護管理学特論	平木民子			1後		2		30	
	看護コンサルテーション論	高嶋伸子	土岐弘美	高橋奈美	1後		2		31	
小計(9科目)						0	18			
専門領域科目	基盤開発看護学	看護人材育成学特論	平木民子		1前		2	4単位以上	32	
		看護人材育成学演習	平木民子		1後		2		33	
		看護技術学特論	松村千鶴			1前			2	34
		看護技術学演習	松村千鶴			1後			2	35
		小計(4科目)							0	8
	健康生活支援看護学	地域精神看護学特論	國方弘子			1前			2	36
		地域精神看護学演習	國方弘子			1後			2	37
		公衆衛生看護学特論	高嶋伸子	辻よしみ		1前			2	38
		公衆衛生看護学演習	高嶋伸子	辻よしみ		1後			2	39
		療養支援看護学特論	内海知子	三木佳子	岩本真紀	1前			2	40
		療養支援看護学演習	内海知子	三木佳子	岩本真紀	1後			2	41
		老年看護学特論	吉本知恵			1前			2	42
		老年看護学演習	吉本知恵			1後			2	43
		在宅看護学特論	片山陽子			1前			2	44
		在宅看護学演習	片山陽子			1後			2	45
	小計(10科目)						0		20	
	次世代育成看護学	育成支援看護学特論	松村恵子			1前			2	46
		育成支援看護学演習	松村恵子			1後			2	47
		子ども発達支援看護学特論	舟越和代	三浦浩美		1前			2	48
		子ども発達支援看護学演習	舟越和代	三浦浩美		1後			2	49
女性健康看護学特論		榮 玲子			1前		2	50		
女性健康看護学演習		榮 玲子			1後		2	51		
助産実践学特論		野口純子	竹内美由紀		1前		2	52		
助産実践学演習		野口純子	竹内美由紀		1後		2	53		
小計(8科目)						0	16			

科目区分	科目名	担当教員	配当年次	単位数		修了要件	ページ
				必修	選択		
特別研究	看護学特別研究	平木民子 松村恵子 榮 栄子 國方弘子 高嶋伸子 舟越和子 吉本知恵 内海知子 野口純子 片山陽子 松村千鶴 三木佳子 辻よしみ 三浦浩美	2通	10		10単位	64
		小計(1科目)					
合計(51科目)						30単位以上	

授業科目表【看護学専攻 専門看護師コース】

科目区分	科目名	担当教員			配当年次	単位数		修了要件	ページ
						必修	選択		
専攻共通科目	健康増進科学論	樋本尚志			1前		2	2単位以上	17
	保健医療福祉論	中村丈洋	國方弘子	西谷清美	1前		2		18
	チーム医療特論	國方弘子	多田達史	片山陽子	1後	2			19
	疫学・統計学	辻よしみ	平尾智広		1前		2		20
	生命・医療倫理論	塩田敦子			1後		2		21
	英文文献講読	ジャン・ユア ナジマ			1前		2		22
	小計(6科目)						2		10
専門共通科目	健康心理看護学特論	辻よしみ	片山陽子		1後		2	10単位以上	23
	健康生活支援方法論	榮 玲子	舟越和代		1前		2		24
	家族発達支援方法論	松村恵子	野口純子	中村丈洋	1後		2		25
	看護理論	當日雅代			1前	2			26
	看護倫理	堀美紀子 辻上佳輝	國方弘子 安藤千恵	土岐弘美	1前	2			27
	看護研究方法論	松村恵子	吉本知恵		1前	2			28
	看護教育学特論	平木民子			1後	2			29
	看護管理学特論	平木民子			1後		2		30
	看護コンサルテーション論	高嶋伸子	土岐弘美	高橋奈美	1後	2			31
	小計(9科目)						10		8
専門領域科目	基盤開発看護学	看護人材育成学特論	平木民子			1前		2	32
		看護人材育成学演習	平木民子			1後		2	33
		看護技術学特論	松村千鶴			1前		2	34
		看護技術学演習	松村千鶴			1後		2	35
		小計(4科目)						0	8
	健康生活支援看護学	地域精神看護学特論	國方弘子			1前		2	36
		地域精神看護学演習	國方弘子			1後		2	37
		公衆衛生看護学特論	高嶋伸子	辻よしみ		1前		2	38
		公衆衛生看護学演習	高嶋伸子	辻よしみ		1後		2	39
		療養支援看護学特論	内海知子	三木佳子	岩本真紀	1前		2	40
		療養支援看護学演習	内海知子	三木佳子	岩本真紀	1後		2	41
		老年看護学特論	吉本知恵			1前		2	42
		老年看護学演習	吉本知恵			1後		2	43
		在宅看護学特論	片山陽子			1前		2	44
		在宅看護学演習	片山陽子			1後		2	45
	小計(10科目)						0	20	
	次世代育成看護学	育成支援看護学特論	松村恵子			1前		2	46
		育成支援看護学演習	松村恵子			1後		2	47
		子ども発達支援看護学特論	舟越和代	三浦浩美		1前		2	48
		子ども発達支援看護学演習	舟越和代	三浦浩美		1後		2	49
女性健康看護学特論		榮 玲子			1前		2	50	
女性健康看護学演習		榮 玲子			1後		2	51	
助産実践学特論		野口純子	竹内美由紀		1前		2	52	
助産実践学演習		野口純子	竹内美由紀		1後		2	53	
小計(8科目)						0	16		

科目区分	科目名	担当教員			配当年次	単位数		修了要件	ページ
						必修	選択		
専門分野 共通科目	精神保健医療福祉システム論	國方弘子	久保賀津彦		1後	2		16単位	54
	精神看護アセスメント論Ⅰ	國方弘子	二宮昌樹	三谷理恵	1前	2			55
	精神看護アセスメント論Ⅱ	國方弘子	土岐弘美		1前	2			56
	精神看護セラピー-I	國方弘子	田中恒彦		1前	2			57
	精神看護セラピー-II	國方弘子	土岐弘美	竹森元彦	1前	2			58
	リゾン精神看護論	馬場華奈己	大西智香		1後	2			59
	精神看護援助論Ⅰ	國方弘子	土岐弘美		1後	2			60
	精神看護援助論Ⅱ	平木民子 江波戸和子	竹内美由紀	土岐弘美	1後	2			61
	小計(8科目)						16		0
実習科目	精神看護CNS役割実習	國方弘子	土岐弘美		1後	3		6単位	62
	精神看護直接ケア実習	國方弘子	土岐弘美		2通	3			63
	小計(2科目)						6		0
課題研究	課題研究	國方弘子			1・2通	4		4単位	78
	小計(1科目)						4		
合計(48科目)								38単位以上	

専攻共通科目

健康増進科学論 (Health Promotion)									
必修・選択の区別	必修(研究コース) 選択(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	樋本 尚志 (Takashi Himoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 健康増進及び疾病の予防について、その基本的な考え方を修得する。栄養、食生活、運動、嗜好品などの生活習慣や環境の因子が健康に及ぼす影響について学習し、健康を維持するためにどのような策を講じる必要があるかを検討する。</p> <p>【到達目標】 それぞれの課題の健康増進にむけて、どのような取り組みがなされているか、どのような取り組みが今後必要かを述べられる。</p>								
授 業 の 進 め 方	与えられたテーマについて各自で文献を検索してまとめる。まとめた結果を発表し、出席者全員で討論する。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス	健康増進科学論とは						
	2	運動	運動・身体活動と疾患						
	3	栄養、環境	食生活と疾患、環境と疾患						
	4	飲酒・喫煙	飲酒・喫煙と疾患						
	5	肥満	肥満と生活習慣病						
	6	ストレス	ストレスと疾患、ストレスの評価方法						
	7	生活習慣病(1)	メタボリックシンドロームの診断と問題点						
	8	生活習慣病(2)	肝疾患とメタボリックシンドローム						
	9	生活習慣病(3)	メタボリックシンドロームの治療						
	10	糖尿病(1)	糖尿病の診断、糖尿病の合併症、合併症の起こる機序						
	11	糖尿病(2)	糖尿病の治療、予防法						
	12	がん(1)	がんの危険因子						
	13	がん(2)	がん検診の現状						
	14	がん(3)	がんの予防法						
	15	総括	討論						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	国民衛生の動向(厚生統計協会、厚生指標臨時増刊) 健康増進科学論(ふくろう出版)								
成績評価の方法	レポート(50%)及び授業への貢献度(50%)で評価する。								
オフィスアワー	随時								
受講上の留意事項	討論の際には積極的な参加を期待する。								

保健医療福祉論 (Topics in Health and Welfare)									
必修・選択の区別	必修(研究コース) 選択(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	中村 文洋(Takehiro Nakamura)、國方 弘子(Hiroko Kunikata)、西谷 清美(Kiyomi Nishitani)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 現代社会での保健医療・福祉との連携及び専門家の役割を学習する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①地域および施設における保健医療を理解する。 ②地域および施設における福祉サービスを理解する。 ③保健福祉の概念そして政策を理解する。</p>								
授 業 の 進 め 方	<p>(1)主に喫煙関連疾患に対し、住民が自ら自立、自覚して取組めるような指診、プログラム作成が可能となるべき能力を養う。特に青年期から成人期における喫煙行動に対する意識や喫煙行動の解析、禁煙を考える要因や背景の解析などを学習する。</p> <p>(2)そのためには地域と施設の両面から保健医療・福祉サービスについて学習し、チーム医療としての連携のあり方および専門家としての役割を探求する。</p> <p>(3)保健医療・福祉制度と政策及び、その基礎概念、プランニング、実践方法を学習する。</p>								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	総論I	ガイダンス 学習の方法と講義予定						
	2	II	喫煙関連疾患の歴史的背景と概念						
	3	各論I	喫煙者の意識と行動及び生活習慣						
	4	II	能動喫煙と受動喫煙の健康への影響						
	5	III	喫煙者のストレスとヘルスプロモーション						
	6	IV	喫煙と「すこやか親子21」						
	7	V	喫煙とメタボリック症候群						
	8	VI	地域における保健医療						
	9	VII	地域における福祉サービス						
	10	VIII	施設における保健医療						
	11	IX	施設における福祉サービス						
	12	X	保健福祉の基礎概念						
	13	XI	保健医療とその政策						
	14	XII	福祉制度とその政策						
	15	XIII	プランニングと実践方法						
教 科 書	なし								
参考書・参考資料等	講義の中で適宜紹介します。								
成績評価の方法	発表(50%)とレポート(50%)で評価します。								
オフィスアワー	随時								
受講上の留意事項	講義および課題についてプレゼンテーションを行い学生間の討議を行います。								

チーム医療特論 (Team Medicine and Practice)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子 (Hiroko Kunikata)、片山 陽子 (Yoko Katayama)、多田 達史 (Satoshi Tada)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>信念対立を解消し、より建設的なコラボレーションや創造的な医療現場を作ることを目的に、超メタ理論としての構造構成主義の中核概念である関心相関性の原理を学習する。さらに、職種を超えたメンバーでのディスカッションを通して、専門領域に属する自分が考える価値の側面をいったん相対化することで、相手の考える価値を理解し、それを理解した上で(関心相関的観点に立って)、医療現場における信念対立を解消し、より妥当な判断を生み出していくことを具体的な事例を交え探求する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① チーム医療でおきる信念対立の状況が理解できる。 ② 信念対立を解明する「信念対立解明アプローチ」の理論と技法を理解できる。 ③ 信念対立解明アプローチを職場や生活の場で適用できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	グループディスカッションと実践報告を中心に授業を進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	チーム医療と信念対立	1) 信念対立とは 2) チーム医療と信念対立						
	3～4	信念対立解明アプローチ	1) 信念対立解明アプローチの理論的基盤と技法論的基盤						
	5～8	グループディスカッション	1) チーム医療で体験した信念対立と対処法について 2) 上記で話し合った内容を構造図でまとめる						
	9～14	実践報告	1) 本授業で学んだことや気づいたことを視点として、各自が実践し、その結果として現場がどのように変わったか、どのような難しさがあったかについて実践報告をする。						
	15	まとめ							
教 科 書									
参考書・参考資料等	1 医療関係者のための信念対立解明アプローチ: コミュニケーション・スキル入門、京極真、(誠信書房)、2011. 2 構造構成主義とは何か、西條剛央、(北大路書房)、2005.								
成績評価の方法	討議への参加(20%)、プレゼンテーション及びレポート(80%)で評価する。								
オフィスアワー	適宜								
受講上の留意事項	1 集中講義とする。 2 前半を受講後に実践を行い、後半に実践報告をする。								

疫学・統計学 (Epidemiology, Statistics)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	辻 よしみ (Yoshimi Tsuji)、平尾 智広 (Tomohiro Hirao)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 保健医療サービスの質向上のために、公衆衛生の基礎となり健康関連現象の分析となる疫学的解析方法や統計学解析手法について理解を深める。また、研究で自らが統計解析を行ううえでの基礎能力を身に付けることを目的とする。</p> <p>【到達目標】 ① 公衆衛生活動における疫学的解析方法や統計学解析手法の活用の必要性を理解できる。 ② 統計解析の基礎的能力を高め、研究に活用できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	疫学の概念及び歴史等の基礎及び疫学的解析手法について講義及び演習、グループ討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	健康の概念	概念、疾病の自然史、健康と予防医学、保健医療、健康管理対策						
	2	疫学の概念	概念、定義、目的、歴史						
	3	集団健康指標1	死亡率、罹患率、有病率、年齢調整、致命率、その他の指標						
	4	集団健康指標2	疫学研究と倫理、調査デザイン、サンプリング						
	5	疫学研究方法	記述疫学と疫学要因						
	6	疫学研究方法	生態学的研究、横断研究、コホート研究、症例対照研究						
	7	疫学研究方法	スクリーニング、誤差、バイアス、RCT試験ほか						
	8	疫学演習	感染症の疫学						
	9	統計学的推論	EBM、PECO						
	10	統計学的推論	確率分布、統計量、推定と検定						
	11	統計学的推論	正規分布、確率分布						
	12	統計学的推論	平均値の検定、ノンパラメトリック検定						
	13	統計学的推論	相関と回帰、多変量回帰分析						
	14	グループ討議	質問紙調査方法						
	15	グループ討議	研究に活用する統計的手法						
教 科 書	特に指定しない								
参考書・参考資料等	適宜、紹介する。								
成績評価の方法	授業への積極性(20%)と課題レポート(80%)により評価する。								
オフィスアワー	研究室に連絡してください。随時対応します。								
受講上の留意事項									

生命・医療倫理論(Health Care and Bioethics)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	塩田 敦子(Atsuko Shiota)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>バイオサイエンスおよび医療に従事する研究者、高度専門職業人は、人権、生命倫理に十分な配慮を行いながら、医療を実践して行かなければならない。生命科学の発展に伴って新たに生じた倫理的諸問題、古くから解決の難しい医療倫理の問いについて、包括的にあるいは個別に、基礎知識や基本的考え方を学ぶとともに実例により理解を深める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①生命倫理の問題について広く概説できる。</p> <p>②それぞれの問題について理解を深め、自分なりの考え方を示すことができる。</p> <p>③実際の医療、研究の場面においてチームで議論するための基本的考え方や構えを身につける。</p>								
授 業 の 進 め 方	主に講義形式で授業を行うが、グループワーク、事前学習、プレゼンテーション、討議などの方式を用いながら、自ら考えることを中心に生命・医療倫理を身近に感じてもらう。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	生命医療倫理	人間とその尊厳 生命倫理・医療倫理						
	2	インフォームドコンセント	患者の権利とインフォームドコンセント						
	3～4	生殖医療倫理	生殖補助医療と倫理						
	5	新生児医療と倫理	出生前診断・着床前診断、人工妊娠中絶						
	6	遺伝疾患と倫理	新生児医療と倫理						
	7～8	死と倫理	遺伝子・遺伝性疾患、遺伝カウンセリング						
	9	介護と倫理	死と倫理(尊厳死、緩和ケア)						
	10	再生医療と倫理	脳死と臓器移植						
	11	倫理指針	介護(高齢者、障害者、難病)と倫理						
	12	倫理委員会	再生医療、エンハンスメント						
	13	無過失補償制度	ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針						
	14～15	グループ討議	医学研究における倫理委員会の役割						
			無過失補償制度、薬害と医療倫理						
			実例に対する討議、レポート①						
			実例に対する討議、レポート②						
教 科 書	厚生労働省・文部科学省の研究に関する指針								
参考書・参考資料等	はじめて出会う生命倫理(有斐閣アルマ)								
成績評価の方法	討議への参加(20%)、レポート(80%)にて総合的に評価する。								
オフィスアワー	研究室在室時はいつでも質問・相談を受け付けます。								
受講上の留意事項	日頃から生命倫理、医療倫理に関わる情報に関心を持ち、答えをだすというより自分なりに考える習慣をつけてほしい。								

英文献講読 (Medical English for Research)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	ジャンジュア ナジマ (Najma Janjua)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 To learn, as medical researchers, fundamentals of academic communication, making oral presentations, and taking part in question and answer sessions at conferences; and to develop the ability to read and comprehend English language research articles in the field of medicine/health sciences</p> <p>【到達目標】 To be able to introduce themselves as graduate students and talk about their research, orally communicate with peers from other countries, make a simple oral presentation, take part in a question and answer session, and understand the logical sequence and flow of a typical scientific research paper in medicine/health sciences</p>								
授 業 の 進 め 方	The classes will consist of lectures and pair/group work. After learning the basic concepts and skills through lectures, students will practice them in the classroom and do homework assignments for further study and practice. In subsequent classes, the teacher will ascertain the level and accuracy of students' comprehension and progress on the given tasks and guide them accordingly. The focus will also be on developing an awareness of the need to develop communication and reading skills as researchers in healthcare.								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	1-5	Basic communication skills	Students learn and practice fundamental skills in peer to peer communication, making oral presentations and asking and answering questions at scientific conferences						
	6-10	Readings in research on biochemical genetics of epilepsy	Reading of typical research papers with a focus on skills to read and comprehend the Abstract and understand the logical sequence of and inter-relation among all sections of a scientific manuscript						
	11-15	Readings in nursing and medical technology research	Reading of selected articles on research in nursing and medical technology with a focus on Results and Discussion and their connection with Introduction and Conclusions						
教 科 書	There is no specified textbook for this course. The teacher will provide introductory materials while students will make their own selections.								
参 考 書 ・ 参 考 資 料 等	Students are encouraged to use online resources such as the following to improve their reading, listening and pronunciation skills: 1. http://www.manythings.org/voa/medical/ 2. Merriam-Webster Online: https://www.merriam-webster.com/								
成 績 評 価 の 方 法	Evaluation will be based on in-class participation (50%) and home assignments (50%) and/or as judged appropriate by the teacher for a given class.								
オ フ ィ ス ア ワ ー	By appointment								
受 講 上 の 留 意 事 項	Motivation for English reading and a habit to use the dictionary will be great assets for successful completion of this course.								

専門共通科目

健康心理看護学特論 (Health Psychology Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	辻 よしみ (Yoshimi Tsuji)、片山 陽子 (Yoko Katayama)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 健康心理看護学特論では、ライフサイクルにおける対象者の心理・社会的諸問題、危機的状況における対象者とその家族の実際について理解を深め、その支援について探究する。</p> <p>【授業の目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 終末期における諸問題における意思決定を理解できる。 ② 意思決定をめぐる患者と家族、医療者の心理的課題について考えることができる。 ③ 健康行動理論について説明できる。 ④ 健康行動理論の活用方法を理解できる。 ⑤ 課題に対して、プレゼンテーションを実施し検討できる。 								
授 業 の 進 め 方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 超高齢社会において、尊厳ある生を最期まで生きるための“最善の選択とは何か”の問は、人生の終焉を支える医療の課題である。終末期医療における特徴的諸問題（尊厳死や事前指示等）における意思決定や意思表示の課題と、その支援について探究する。学生主体で、プレゼンテーション・討議を行い、課題の分析と医療者の役割を理解する。 2. 地域に住む対象者の健康に関する意識や行動を理解し、支援について考える。学生主体で、プレゼンテーション・討議を行い、課題の分析と支援者の役割を理解する。 								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	授業ガイダンス	学習の方法と講義予定（片山・辻）						
	2～3	終末期の意思決定の社会的課題	終末期の諸問題（尊厳死・生命維持・事前指示等）における意思決定を考える—社会的課題—（片山）						
	4～5	意思決定・表明における心理的課題	意思決定と表明を必要とする患者と家族、医療者が抱える心理的課題（片山）						
	6～7	医療者の役割	終末期の意思決定と表明を支援する医療者の役割（片山）						
	8～9	健康行動理論の概念	健康行動理論の概念（辻） エンパワーメント、ヘルスビリーフモデル、変化のステージモデル、自己効力感						
	10～11	健康行動理論を活用した対象把握	健康行動理論を活用した対象把握（辻）						
	12～15	健康行動理論を活用した支援方法	健康行動理論を活用した行動変容に向けての支援者の役割（辻）						
教 科 書	特に指定しない								
参考書・参考資料等	授業時に必要に応じて紹介する。								
成績評価の方法	授業への参加態度(20%)及びプレゼンテーション・レポート等(80%)で総合的に評価する。								
オフィスアワー	研究室に連絡を下さい。その際、時間等を調整します。								
受講上の留意事項	課題テーマについて、プレゼンテーションと討議を学生主体で実施する。								

健康生活支援方法論 (Methodology for Health Life Support)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	榮 玲子 (Reiko Sakae)、舟越 和代 (Kazuyo Funakoshi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>あらゆるライフステージにある人々の生活や健康問題を把握するために必要な理論と知識を学習し、その人らしい自立した健康的な生活が営めるような支援方法やシステム構築を探究する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 各ライフステージの対象者と家族を適切に把握するための理論を理解できる。</p> <p>② 乳幼児期、思春期・青年期、成熟期、更年期、老年期の健康に影響する諸要因を理解し、生活の特徴や健康課題・問題をアセスメントする知識を修得できる。</p> <p>③ 健康生活のための支援方法に関する研究の動向から支援方法やシステム構築について考察できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてのプレゼンテーションと討議により進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2 3 4～5 6～7 8～11 12～15	健康と病気 生活と栄養 支援のための概念・理論 制度と施策 ライフステージ別に見た特徴と支援 健康生活への支援方法の検討	<p>健康と病気の社会、心理、文化的背景 (榮)</p> <p>健康生活と栄養</p> <p>健康生活を支援するための有用な概念と理論 (榮)</p> <p>健康のとらえ方</p> <p>セルフケア理論の基本的な考え方</p> <p>学習(行動変容)・エンパワーメント</p> <p>生涯にわたる健康づくりのための保健医療福祉制度と施策 (榮)</p> <p>各ライフステージの生活の特徴・健康問題と支援方法</p> <p>①乳幼児期・学童期の支援方法 (舟越)</p> <p>②思春期・青年期の支援方法 (榮)</p> <p>③成熟期の支援方法 (榮)</p> <p>④更年期・老年期の支援方法 (榮)</p> <p>健康生活の支援方法に関する研究成果や課題 (榮・舟越)</p>						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	<p>宗像恒次、行動科学からみた健康と病気(メヂカルフレンド社)</p> <p>藤原康晴、本間博文、生活健康研究(放送大学教育振興会)</p> <p>山崎喜比古他編、生き方としての健康科学(有信堂高文社)</p> <p>独立行政法人 国立特殊教育総合研究所編著、ICF(国際生活機能分類)活用の試み-障害のある子どもの支援を中心に-(ジアース 教育新社)</p> <p>その他、適宜、文献等を提示・紹介する。</p>								
成績評価の方法	討論内容(30%)、プレゼンテーション内容(30%)、課題レポート(40%)で総合的に評価する。								
オフィスアワー	特に設定はしないので、随時対応する。								
受講上の留意事項	知識や理論に基づいて考える力と主体的に学習する姿勢を培い、プレゼンテーションや意見交換を通して自分の考えを整理・表現し、思考が創造的に発展することを期待する。								

家族発達支援方法論 (Family Development Support Methodology)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 恵子 (Keiko Matsumura)、野口 純子 (Junko Noguchi)、中村 丈洋 (Takehiro Nakamura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 少子高齢社会における家族の理解に基づいた問題解決と課題達成の方法を実践的に理解する。特に、家族発達支援に必要な諸理論に基づいて、よりよい健康生活をめざした誕生から死にいたる家族構成員の生涯発達と、家族の発達段階に応じた健康教育・健康学習、そして家族の発達と自立を支援する方法について理解する。</p> <p>【到達目標】</p> ①社会変動と家族発達の関連について自らの考えを述べられる。 ②少子高齢社会における家族の特徴について説明できる。 ③家族発達支援に必要な諸理論や遺伝様式について説明できる。 ④家族発達課題と家族の危機の関連について自らの考えを述べられる。 ⑤児童虐待や家庭内暴力等、現代社会における特徴的な家族内心理構造分析ができる。 ⑥家族を取り巻くコミュニティ等と社会の発達の関連について自らの考えを述べられる。 ⑦家族発達支援方法に関する自らの考えを記述し整理できる。								
授 業 の 進 め 方	講義では、視聴覚教材(パワーポイント、DVDなど)を用いて知識や学生自らの考えが深まるように説明する。演習では、学生・教員間での討論によって課題に関する自らの考えをまとめ発表できるようにする。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	「社会変動と家族発達」	1 家族と社会						
	2	「少子高齢社会における家族の特徴」	2 現代における家族の特徴						
	3	「家族の理解」	3 家族発達理論						
	4	「家族発達支援に必要な諸理論理解」	4 遺伝様式						
	5	「支援方法」	5 家族の健康と自立をめざした生活力						
	6	「家族発達支援に必要な諸理論」	6 セルフケア理論						
	7	「家族発達支援に必要な諸理論」	7 家族ストレス対処理論						
	8	「家族発達支援に必要な諸理論」	8 家族システム理論						
	9	「家族の危機」	9 家族発達課題と家族の危機						
	10	「家族関係のアセスメント」	10 家族システム論に基づくアセスメント法						
	11	「家族内コミュニケーションのあり方」	11 危機を回避するコミュニケーション						
	12	「家族内心理構造分析」	12 次世代を生み育てる営みの形成						
	13	「家族内心理構造分析」	13 児童虐待						
	14	「家族内心理構造分析」	14 家庭内暴力						
	15	「家族とコミュニティ」	15 個人の発達と家族を取り巻くコミュニティや社会の発達						
教 科 書	なし								
参考書・参考資料等	1 前原武子編、松村恵子共著、発達支援のための生涯発達心理学、第6章 1.夫婦の関係 2.親役割、(ナカニシヤ出版)2008。 2 汐見稔幸著、親と子のゆっくりライフ、(金子書房)2009。 3 渡辺秀樹他編集、現代家族の構造と変容—全国家族調査(NFRJ98)による計量分析—、(東京大学出版会)2004。 4 平井晶子著、日本の家族とライフコース、(ミネルヴァ書房)2007。 5 竹田契一監修、発達支援をつなぐ地域の仕組み、(ミネルヴァ書房)2014。 6 長崎勤 他編、発達支援のユニバーサルデザイン、(金子書房)2013。								
成績評価の方法	授業では、課題を発見し主体的に対峙する姿勢を重視する。具体的には、学習過程における形成的評価は、単元毎の課題報告の内容20%、討論の内容30%とし、総括的評価は、終講時に小論文としてまとめられた学習課題の成果50%とする。								
オフィスアワー	・在室時、所用や来訪者がいなければ、いつでも対応します。								
受講上の留意事項	家族発達支援方法に関する学問領域に関心を持ち、主体的に探究する姿勢に期待します。								

看護理論(Nursing Theory and Practice)									
必修・選択の区別	選択(研究コース) 必修(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	當日 雅代(Masayo Tome)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>研究の目的は理論生成及び理論検証していくことである。まず、研究に関する用語について共通理解する。また、理論生成や検証していくために、看護領域での理論の考えた方や開発方法について学習する。さらに、看護領域に関連する中範囲理論や概念について検討する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護専門職者として看護学の構築に向けての意義が説明できる。 ②研究目的である理論生成と理論検証について説明できる。 ③理論生成と理論検証にむけて関連用語を理解し、説明できる。 ④看護領域における理論開発方法を理解し、説明できる。 ⑤看護の知の構成要素を理解し、看護実践の知と知識を説明できる。 ⑥看護領域における中範囲理論の適用を説明できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	課題についての、プレゼンテーションを行い、受講生間で論議する。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	授業ガイダンス	看護理論を学ぶ目的						
	2	研究用語1	科学とは何か						
	3	研究用語2	理論とは何か						
	4	研究用語3	概念とは何か						
	5	研究用語4	変数とは何か						
	6	看護理論の構成要素1	経験値とは何か						
	7	看護理論の構成要素2	倫理知とは何か						
	8	看護理論の構成要素3	個人知とは何か						
	9	看護理論の構成要素4	審美知とは何か						
	10	構成要素の統合	看護の知の統合とは何か						
	11	中範囲理論1	ストレス・コーピング理論						
	12	中範囲理論2	病みの軌跡理論						
	13	中範囲理論3	成人教育理論						
	14	中範囲理論4	セルフエフィカシー論						
	15	中範囲理論5	トランスセオリティカル理論 など						
教 科 書	ベギー L チン、メオーナ K クレイマー(著)、川原 由佳里(監役)(2007):チン&クライマー看護学の総合的な知の構築に向けて(エルゼゼビア・ジャパン). 佐藤栄子著(2009):中範囲理論入門—事例を通して優しく学ぶ(日総研出版).								
参考書・参考資料等	野川 道子著(2010):看護実践に活かす中範囲理論(メジカルフレンド社). Jacqueline Fawcett(原著)、太田喜久子(通訳)、(2008):フォーセット看護理論の分析と評価(医学書院).								
成績評価の方法	プレゼン資料、討議貢献度、課題レポートなどにより総合的に判断する。								
オフィスアワー									
受講上の留意事項									

看護倫理(Nursing Ethics)									
必修・選択の区別	選択(研究コース) 必修(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	堀 美紀子(Mikiko Hori)、國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)、辻上 佳輝(Yoshiteru Tsujigami)、安藤 千恵(Chie Andou)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 看護実践の中で日常的に直面している倫理的な問題やジレンマ・葛藤場面における現象を深く洞察分析し、それらについて関係者間で倫理調整を行うために必要な基本的知識を習得する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護と倫理の関係性について理解できる。 ②看護倫理の基盤となる倫理原則や倫理的諸概念について理解できる。 ③自分が直面した倫理的問題を分析し、問題解決のための対策を考えることができる。 ④関係者間で倫理的調整を行う際の実践策を理解し、看護の役割について探求できる。 ⑤看護のあらゆる場面において倫理的判断を行い、創造的な問題解決に向けた行動がとれる。</p>								
授 業 の 進 め 方	「講義を聴く」「人と意見交換する」「倫理的事例を分析し、討論する」「倫理問題を可視化する」これらの学習活動を通して目標が達成できるようにする。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1 2～3 4 5 6 7～8 9～10 11～12 13～14 15	看護倫理とは 看護に必要な法的知識 倫理的判断の基準 看護実践上重要な倫理的諸概念 倫理的問題へのアプローチ 看護実践の中で生じる倫理的問題 精神看護領域における倫理的問題 倫理調整・倫理コンサルテーションの実際 まとめ	看護倫理とは、看護実践と倫理、看護倫理の変遷（堀） 医療事故と判例、看護師の医療行為、個人情報保護法、自己決定権と判例、精神看護領域の法的問題（辻上） 価値・権利の判断、医療者の義務と責任、倫理原則（堀） 自律、インフォームド・コンセント、アドボカシー、説明責任、ケアリングなど（堀） 倫理的問題の考え方、倫理的ジレンマ、看護で用いられる倫理アプローチ、倫理的意思決定のモデル（堀） 看護実践の場で生じる倫理的問題、対応方法と看護職の役割、実際に直面した事例分析、解決策（堀） 精神看護領域に特徴的な倫理的問題、対応方法と看護職の役割、実際に直面した事例分析、解決策（土岐・國方） 看護職が行う倫理調整の意義・役割、倫理コンサルテーションの考え方、アプローチ方法、評価方法、計画立案（安藤） 看護専門職として問題解決への意思確認（堀）						
教 科 書	資料を配布する。								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	ディスカッションの内容(30%)、プレゼンテーション(30%)、課題レポート(40%)で評価する。								
オフィスアワー	質問や相談等がある場合は研究室に来てください。								
受講上の留意事項	第三者の立場ではなく、当事者の立場で感じ考えて議論していきましょう。								

看護研究方法論(Nursing Research)									
必修・選択の区別	選択(研究コース) 必修(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 恵子(Keiko Matsumura)、吉本 知恵(Chie Yoshimoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 看護の質向上のために、専門分野における豊かな知識と高度な研究能力を有する実践・教育・研究者を目指して基本的な看護研究の方法と研究を進めていくプロセス、Evidence-Based practiceを理解する。</p> <p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究論文を精読して論旨の一貫性および研究方法の妥当性と信頼性について説明できる。 2. 看護における研究者としての責任と研究倫理および倫理的配慮について説明できる。 3. 看護研究方法および研究デザインについて知識と理論に基づいて説明できる。 4. 看護研究における量的研究方法と質的研究方法の特徴と研究の進め方について説明できる。 5. 看護の質向上の看護研究を目指した論文クリティークができる。 6. 文献検討に基づいた看護の専門分野における研究課題について述べられる。 								
授 業 の 進 め 方	<p>講義では、視聴覚教材(パワーポイントなど)を用いて看護研究方法に関する知識や理論、学生自らの考えが深まるように説明する。</p> <p>演習では、課題に関する学生自らの考えをまとめて報告し討論できるように進める。</p>								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	1. 看護研究の概観	1. 目的・意義、知識基盤、理論・法則、概念・モデル (松村)						
	2	2. 看護研究における倫理	2. 研究者としての倫理 (松村)						
	3	3. 研究方法と研究計画	3. 帰納的・演繹的研究、質的・量的研究 (松村)						
	4	4. 量的研究方法	4. 研究デザイン、研究プロセス、論文クリティーク視点 (松村)						
	5	5. 実験研究	5. 実験研究方法と実験プロセス・論文クリティーク (松村)						
	6	6. 調査研究	6. 調査研究方法と調査プロセス・論文クリティーク (松村)						
	7	7 関連検証研究	7. 関連検証研究方法と検証プロセス・論文クリティーク (松村)						
	8	8. 測定用具開発研究	8. 測定用具開発研究方法と開発プロセス・論文クリティーク (松村)						
	9	9. Evidence- Based practice	9. EBPの意義、EBPプロセス、EBPの課題 (吉本)						
	10	10. 質的研究方法	10. 研究デザインと理論的背景、研究プロセス、質の確保、論文クリティーク視点 (吉本)						
	11	11. グラウンデッド・セオリー	11. 特徴、論文クリティーク (吉本)						
	12	12. エスノグラフィー	12. 民族看護学特徴、論文クリティーク (松村)						
	13	13. 現象学的方法論	13. 解釈学的方法論特徴、論文クリティーク (吉本)						
	14	14. アクションリサーチ	14. 特徴、論文クリティーク (松村)						
	15	15. 文献検討と研究課題	15. 文献に基づく看護の専門分野における研究課題 (松村・吉本)						
教 科 書	<ol style="list-style-type: none"> 1 Nancy Burns/Suzan K Grove 著、黒田裕子/中木高夫他監訳、看護研究入門-実施・評価・活用-、(エルゼビア・ジャパン)2008. 2 山川みやえ・牧本清子編著、研究手法別のチェックシートで学ぶ よくわかる看護研究論文のクリティーク、(日本看護協会出版会)2014. 3 北素子・谷津裕子著、質的研究の実践と評価のためのサブストラクション、(医学書院)2009. 								
参考書・参考資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 大木秀一著、看護研究・看護実践の質を高める文献レビューのきほん、(医歯薬出版)2013. 2 ジャニスM.モースペギー・アン・フィールド著、野地有子訳、モース&フィールドの看護研究、(日本看護協会出版会)2012. 3 竹内登美子監修、看護研究サクセスマニュアル、(インプレスコミュニケーションズ)2013. 4 南 裕子編、看護における研究、(日本看護協会出版会)2008. 5 キャロル・L・マクニー著、小山真理子監訳、実践に活かす看護研究、(中山書店)2008. 6 三瓶眞貴子、看護学の学的方法論に関する研究、(ブイツーソリューション)2007. 								
成績評価の方法	授業における課題では、学習内容が知識や理論を基盤としているかどうか、単元毎の課題報告の内容40%、討論の内容40%、授業終了後のレポート課題20%とする。								
オフィスアワー	・在室時、所用や来訪者がいなければ、いつでも対応します。								
受講上の留意事項	看護基礎教育を修了していることが履修要件である。専門看護師コースは必修である。研究コースでは選択であるが、看護学特別研究につながる科目として履修をすすめる。授業目的・到達目標の達成に向けて主体的に探究する姿勢に期待します。								

看護教育学特論(Nursing Education)									
必修・選択の区別	選択(研究コース) 必修(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	平木 民子(Tamiko Hiraki)								
授 業 の 目 的	看護専門職の継続教育およびキャリア開発に関する諸理論について理解を深め、CNS役割における「看護スタッフへの教育的関わり」および「教育環境づくり」に向けた支援方法について探究する。 【到達目標】 ①看護専門職の生涯学習からみた継続教育の現状と課題について理解する。 ②CNSとして看護スタッフの能力評価ができるよう看護実践能力の概念について理解する。 ③CNSとして看護スタッフに教育提供ができるよう成人学習の原理に基づく教育計画の立案と評価の方法について理解する。 ④看護実践能力の開発に関する諸理論を理解しCNSとして学習環境づくりへの支援について探求する。								
授 業 の 進 め 方	学習目標を目指して、講義形式で概説し、議論する 学んだ知識を活用して、各自の実践現場における問題現象を解釈分析し今後の課題解決策を検討する。 検討した内容を整理し、期末レポートとして完成させる。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	看護専門職の継続教育とキャリア開発	生涯教育からみた看護継続教育の歴史的変遷と課題						
	2		日本と米国の継続教育の基準と評価						
	3		キャリア開発の概念、現任教育の現状と課題						
	4	看護実践能力の概念と発達の特徴	看護における専門職論、アイデンティティー						
	5		仕事世界における熟達化のメカニズム						
	6		批判的思考と省察的实践						
	7	実践能力の評価方法の開発	看護実践能力の構造、看護の実践知、経験学習						
	8		ベナー理論						
	9		学習ニーズのアセスメント						
	10	臨床での指導方法	人材育成に関する評価の考え方						
	11		コンピテンシーの概念、導入と開発						
	12		クリニカルラダーの実態と課題						
	13	行動科学に基づく動機づけ							
	14	臨床コーチングの方法							
	15	学習する組織							
教 科 書	文献は適宜提示する。								
参考書・参考資料等	文献と資料は適宜提示する。								
成績評価の方法	○授業出席と参加度(20%) ○プレゼンテーション(30%) 「問題提起と解決策の明確さ」「資料の見やすさ」「説明のわかりやすさ」 ○期末レポート(50%) 「目的と動機の明確さ」「論旨の一貫性」「見出しとパラグラフ展開の適切性」 「文章表現が簡潔明瞭」「授業で学んだ知識を現実に適用」 「現状分析と解決策が適切」「実践で使えるような解決策」								
オフィスアワー									
受講上の留意事項									

看護管理学特論(Nursing Administration)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	平木 民子(Tamiko Hiraki)								
授 業 の 目 的	<p>看護管理学の基本となる諸理論および看護管理過程について理解を深め、看護組織におけるCNSの役割および看護管理者との協働連携について探究する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護管理者およびCNSがマネジメントを実践する上での根拠となる理論を理解する。</p> <p>②看護組織の構造と看護管理過程を理解し、看護管理者とCNSの役割と仕事について理解する。</p> <p>③CNSとして看護ケアの変革を起こすための方法論について探究する。</p>								
授 業 の 進 め 方	教員の講義、院生との討議、プレゼンテーションを組み合わせる。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	看護とマネジメント	看護管理、マネジメントの定義						
	2	看護ケアのマネジメント	看護ケアのマネジメントと看護サービスのマネジメント						
	3	看護サービス管理	理念の形成と浸透、現状分析、看護の組織化						
	4	組織とマネジメント	組織構造と組織原則						
	5	リーダーシップ	リーダーシップの定義と諸理論						
	6	集団と組織文化	集団と組織文化、コミュニケーション、動機づけ						
	7	動機づけ	パワーとエンパワーメント						
	8	キャリア開発	キャリア開発、クリニカルリーダー、目標管理						
	9	目標管理	ストレスマネジメント、タイムマネジメント						
	10	看護管理の実際①	看護の組織化とマネジメントの実際						
	11	看護管理の実際②	看護管理者に必要なリーダーシップ						
	12	看護管理の実際③	看護における安全管理						
	13	看護管理の実際④	看護サービスの質保証						
	14	看護管理の実際⑤	看護管理におけるCNSの活用法						
	15	看護管理の実際⑥	看護ケアの変革の実践						
教 科 書	特に指定しない								
参考書・参考資料等	<p>1)看護管理学習テキスト<1巻:看護管理概説、2巻:看護組織論、3巻:看護マネジメント論、4巻:看護における人的資源活用論>、(日本看護協会出版会)、2016年度版</p> <p>2)井部俊子 実践家のリーダーシップ、ライフサポート社、2014.</p>								
成績評価の方法	<p>①出席状況と授業参加度(30%)</p> <p>②期末レポート(70%)</p> <p>「看護管理の知識を活用して自己の管理実践(リーダーシップとマネジメント)における現状と課題と解決策を述べる」、字数自由。</p> <p><評価の視点></p> <p>「主題と目的の明確さ」「論旨の一貫性」「簡潔明瞭な文章表現」</p> <p>「知識の有効活用」「看護管理上の問題と解決策に関する適切性」</p>								
オフィスアワー									
受講上の留意事項									

看護コンサルテーション論(Nursing Consultation)									
必修・選択の区別	選択(研究コース) 必修(専門看護師コース)	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	高嶋 伸子(Nobuko Takashima)、土岐 弘美(Hiromi Toki)、高橋 奈美(Nami Takahashi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>コンサルテーションの基本的概念を理解し、実際の看護活動を効果的にするために、関係者の主体性を尊重し看護職の専門性を活用しつつ、相談者に適切な援助ができる CNSとしての能力の育成を目指す。</p> <p>また、保健医療福祉など、ケアを提供する看護職及び関係者が職務を遂行する過程で直面する問題や課題を解決するためのコンサルテーションの具体的援助方法について事例を通して学ぶ。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①コンサルテーションの定義と理論を理解し、説明できる。</p> <p>②他概念と検討し、コンサルテーションの活用について自己の課題を述べることができる。</p> <p>③組織を対象とした、コンサルテーションの実際の事例を提示し、分析・検討し、今後の自己の課題を述べることができる。</p> <p>④コンサルテーションの各モデルとプロセスを学び、実際の事例を分析・検討し、今後の自己の課題を述べることができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてプレゼンテーションを行い学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	定義と理論	1. コンサルテーションの定義と種類 (高嶋) 2. コンサルテーションで用いる理論						
	3～4	他概念との検討	3. 関連する他概念の理解 (土岐) パートナーシップ、コラボレーション、スーパービジョン、カウンセリング、co-management、referral等との比較 視点:目的・役割・関わりの頻度や関係性、対象者、責任所在、活用の短所などを整理し、プレゼンを行う(最低3概念選択)						
	5～7	組織を対象としたコンサルテーションと実際	4. 組織におけるコンサルテーション、組織開発 (高嶋・土岐) 専門看護師の活動の実際						
	8～11	コンサルテーションのモデルとプロセス	5. コンサルテーションモデルのモデルとプロセス (土岐) 1)コンサルテーションモデルの理解 2)プロセスの理解 3)促進要因について検討 4)高度看護実践におけるコンサルテーション能力の育成課題について検討 5)必要な技術の検討 6)評価方法の検討 7)変革するためのコンサルテーションの検討						
	12～15	コンサルテーションの実際:事例発表	6. 事例を用いたコンサルテーションの評価 (高嶋・土岐)						
教 科 書	山本和郎:コミュニティ心理学 地域臨床の理論と実践、(東京大学出版会)、1995.								
参考書・参考資料等	<p>1 野末聖香他:リエゾン精神看護-患者ケアとナース支援のために-、(医歯薬出版)、2004.</p> <p>2 パトリシア・R・アンダーウッド:パトリシア・R・アンダーウッド論文集 看護理論の臨床活用[南裕子 監修]、(日本看護協会出版会)、2003.</p> <p>3 日本精神科看護技術協会:実践精神科看護テキスト(基礎・専門基礎編)改訂版コンサルテーション/リーダーシップ、(精神看護出版)、2011.</p> <p>4 Susan L.Norwood.Nursing Consultation:A Framework for Working with Communities.Prentice Hall,2003.</p>								
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	適宜、対応します。								
受講上の留意事項	教科書購入の上、初回授業に臨んでください。								

基盤開発看護学

看護人材育成学特論 (Topics In Nursing Professional Development)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	平木 民子 (Tamiko Hiraki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>看護人材育成に関する主要テーマから自己の探究課題を設定し、看護人材育成に関する理論と実践の統合を図る。主要テーマに関わる理論的知識を獲得すると共に、必要な研究課題について考察する。このプロセスの中で、課題を設定し、系統的に文献資料を収集検討し、効果的な発表とディスカッションができる能力を高める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①問題提起から探究課題が設定できる ②課題に関連する文献資料を読解し問題現象を分析できる ③プレゼンテーション資料を作成し自己評価できる ④プレゼンテーションを行い自己の説明力と説得力が自己評価できる</p>								
授 業 の 進 め 方	プレゼンテーションとディスカッションで進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～5	看護教育制度に関する課題	基礎教育と継続教育に関する以下のテーマから探求課題を設定する。 ・看護基礎教育の教育制度、看護教員の資質向上 ・新人看護職員臨床研修制度の推進 ・スペシャリスト教育 (CNS、認定看護師など)						
	6～10	能力開発および教育のしくみづくり	「プログラム開発、カリキュラム構築、システム構築」に関する以下のテーマから探求課題を設定する。 ・基礎教育における看護実践能力育成のコアカリキュラム ・看護職キャリア開発プログラム (ラダーシステムの構築・導入・活用・評価) ・看護管理者、教育担当者など特定人材層の能力開発						
	11～15	看護実践能力の開発方法と評価方法	以下のテーマから探求課題を設定する。 ・学生の看護学実習における指導と指導者 ・ジェネラリストナースの看護実践能力の評価方法の開発 ・ベテランナースの実践知の解明 ・看護実践におけるリフレクションと協働学習						
教 科 書	文献は随時提示する。								
参考書・参考資料等	文献資料は適宜、配布する。								
成績評価の方法	①授業参加度：ディスカッションへの貢献度 (50%) ②プレゼンテーションの内容と質 (50%) 「作成資料のわかりやすさ」「論点の明快さ」「文献の読解力」「分析考察の適切性と深さ」								
オフィスアワー									
受講上の留意事項									

看護人材育成学演習 (Seminar In Nursing Professional Development)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	平木 民子 (Tamiko Hiraki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>看護人材育成に関する実践上の問題を洞察し、文献レビューを通して研究課題を明確にする。先行研究のクリティックを行い、自己の研究課題と研究方法を決定し研究計画書を作成する。このプロセスの中で、看護人材育成に関する理論と実践をつなぐ概念化能力や批判的思考力や創造力を培い、看護研究を行う能力を修得する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 実践経験からの問題意識を明確にして説明記述できる。 ② 研究課題に関する主要概念を決定し、理解したことを記述説明できる。 ③ 文献クリティックを行い、先行研究の傾向と自己の研究課題を文献レビューとして記述できる。 ④ 研究課題を解決するための研究方法を検討し決定できる。 ⑤ 倫理審査に必要な要件を満たす研究計画書を完成させることができる</p>								
授 業 の 進 め 方	プレゼンテーションとディスカッションで進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～5	問題意識の明確化と研究テーマの絞り込み	① 自己の経験を想起し問題意識を明確にする。 ② 問題の明確化が困難な場合は、実践現場に出て現象を客観的に捉え直して分析する。 ③ 多角的な方法で得た情報を分析解釈し、関連する政策やトピックスと併せて問題の所在を明確化する。 ④ 研究テーマを解き明かすために有用な理論(成人教育論、生涯学習論、キャリア開発論、経営管理論、人材開発論など)を探索し検討する。 ⑤ 研究テーマに関連する先行研究を系統的に探索し検討する。 ⑥ 研究テーマに関する研究的疑問(仮説)を抽出し、研究課題として設定し、さらに研究の前提とする概念や概念枠組みを検討し設定する。 ⑦ 研究課題に適した研究方法を検討する。 ⑧ 研究計画書を作成する						
	6～10	文献検討							
	11～15	研究課題の設定と研究方法の検討							
教 科 書	文献は随時提示する								
参考書・参考資料等	文献資料は適宜紹介する。								
成績評価の方法	① 授業参加度:ディスカッション(30%) ② プレゼンテーション内容 「作成資料のわかりやすさ」「論点の明快さ」「文献の読解力」「分析考察の適切性と深さ」(70%)								
オフィスアワー									
受講上の留意事項	良い研究に取り組むためには、現象への深い洞察と理論的考察を通して“良質な研究の問い”(リサーチ・クエスチョン)を立てることに始まります。知的好奇心を喚起して取り組みましょう。								

看護技術学特論 (Topics in Nursing care and skill)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 千鶴 (Chizuru Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>疾病や障害が引き起こす生活機能の低下についてアセスメントし、対象者に安全で安楽なケア技術を行うために、看護生理学的な視点で科学的根拠を系統的に追求する能力を高める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護実践の場における問題点を研究的視点で抽出できる。</p> <p>②看護実践における問題点について、文献をクリティークしプレゼンテーションとディスカッションができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	健康障害のある対象者の日常生活行動についてアセスメントし、安全で安楽な生活が送れるためのフィジカルイグザミネーションの方法を学部の講義と演習を通して進める(利用する学部科目は看護学方法論Ⅳ)。この教育体験をもとに、看護実践の場における疑問や改善点を研究的視点で抽出する。この疑問点や改善点について、文献検討したものをプレゼンテーションとディスカッションで進める。								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	1～2	ケア技術におけるエビデンス探究の必要性	1) Evidence-Based Nursing (EBN) の理念と必要性を把握する。						
	3～8	学部授業教育研修	2) 対象者の日常生活行動をアセスメントし、疾病による生活機能レベルに応じた援助を検討する。						
	9～15	文献検討	3) ケア技術のエビデンスに関する課題を明確化する。						
教 科 書	文献は随時、提示する。								
参考書・参考資料等	資料は適宜、提示する。								
成績評価の方法	プレゼンテーション(70%)、討議への参加状況(30%)								
オフィスアワー	日時を調整し、随時対応する。								
受講上の留意事項	看護実践の場で行われているケア技術は、経験的な技に頼っている現状があります。今後、これまで以上に、このケア技術を確立・進化させる新たなエビデンスが求められています。ともに新たな知見を発見してみましょう。								

看護技術学演習 (Seminar in Nursing care and skill)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 千鶴 (Chizuru Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業目的】 学生の研究課題に関連した科学理論について知識を深め、看護の対象の疾病や障害が引き起こす生活機能低下の体験や症状、ケアに関する看護生理学的な論文を徹底的に検討する能力を高める。</p> <p>【到達目標】 ①自身の研究課題に関連した科学的理論について、知識を深めることができる。 ②看護ケアに関する生理学的な文献をクリティークする能力を高めることができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	ゼミナール形式で進める。自身の研究課題に関連した国内外の文献をもとに、プレゼンテーションとディスカッションを中心に進める。研究課題で明らかにしたい現象の測定・評価、分析方法を決める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	導入	1) 原著の読み方、ブラウジングの方法						
	2～13	研究課題の絞り込みと 文献検討 研究方法の設定	2) 研究課題に関連した国内外の論文購読 ・研究課題の明確化 ・文献のクリティーク ・研究課題の背景 ・研究目的の設定 ・研究方法の設定 ・測定用具で測定する方法の習得						
	14～15	まとめ	3) 研究計画書の作成						
教 科 書	文献は随時、提示する。								
参考書・参考資料等	資料は適宜、提示する。								
成績評価の方法	プレゼンテーション(70%)、討議への参加状況(30%)								
オフィスアワー	日時を調整し、随時対応する。								
受講上の留意事項	スケジュールは学生の状況により調整します。								

健康生活支援看護学

地域精神看護学特論 (Topics in Psychiatric and Mental Health)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子 (Hiroko Kunikata)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>メンタルヘルスに健康問題をもつ人とその家族ならびに彼らを取り巻く人々が、その人の望む生活をその人らしく生き生きと送れる、すなわち生活の質の向上の支援を中心とした看護を実践するための理論的基盤を学び、対象の健康と自立の支援について深く探求する。具体的には、問題に焦点を当てるにとどまらず、個人と社会に内在する能力・自信・願望・資源などのストレングスに着目することで、対象の健康と自立を支援する方法を学ぶ。また、認知行動理論の学習と演習により、対象が自分自身で自らを助ける(自助)ための援助方法を学ぶ。それらを学修するなかで、精神保健看護実践に関する課題を明確化する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①ストレングスモデルを理解し、ストレングス・アセスメントができる。 ②認知行動理論を理解し、認知技法を使用できる。 ③精神保健看護実践に関する課題を明確化できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義と演習で進める。 院生によるプレゼンテーションを中心に進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス							
	2~8	Strengths modelからの理解と支援	1)リカバリーとは 2)Strengths modelについて 3)ストレングス・アセスメント						
	9~12	認知行動理論からの理解と支援	1)認知行動モデルの理解と技法 2)自尊心回復グループ認知行動看護療法						
	13~14	演習	1)認知行動看護介入の演習						
	15	まとめ	1)精神保健看護実践に関する課題の明確化						
教 科 書	ストレングスモデル(金剛出版)、自分を好きになるためのワークブックシートを使って進める自尊心回復グループ行動看護療法-(ふくろう出版)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	討議への参加(20%)、プレゼンテーション及びレポート(80%)で評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項	講義及び課題についてプレゼンテーションを実施し、学生間の討議を行う。								

地域精神看護学演習 (Seminar in Psychiatric and Mental Health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子 (Hiroko Kunikata)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>メンタルヘルスの健康問題に関する看護支援方法のあり方に関し、学生の関心領域の文献検討を丁寧に行いながら、問題の明確化と研究課題の絞り込み、研究課題の意義と背景、概念枠組みの設定(量的研究の場合)、研究目的の設定、研究方法の設定を経て、プレゼンテーションと討議をする中で研究計画書を練り上げる。また、学生が用いる研究方法の習得を目指す。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 広い文献検討のもと、意義のある研究課題を導くことができる。</p> <p>② 研究課題に適した研究方法を選択し、その方法の基盤を理解したうえで方法を使用できる。</p> <p>③ 妥当性のある研究計画書を作成できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	<p>講義と演習で進める。</p> <p>院生によるプレゼンテーションを中心に進める。</p>								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス							
	2～4	文献検討	<p>1) 研究の構想と問題の明確化</p> <p>2) 文献のクリティークと要約</p>						
	5～9	研究課題の明確化	<p>1) 研究課題の絞り込み</p> <p>2) 研究課題の背景と意義</p> <p>3) 概念枠組みの設定(量的研究の場合)</p> <p>4) 研究目的の設定、変数と仮説の設定</p>						
	10～12	研究方法の検討	<p>1) 研究方法の検討と決定</p> <p>2) 研究における倫理</p>						
	13～15	研究方法	<p>1) 用いる研究方法の習得</p>						
教 科 書	看護研究 原理と方法(医学書院)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	討議と演習への参加(20%)、プレゼンテーション及びレポート(80%)で評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項	<p>1 講義及び課題についてプレゼンテーションを実施し、学生間の討議を行う。</p> <p>2 演習に関しても、学生間の討議を行う。</p> <p>3 柔軟な発想で、何よりも研究を楽しむことを期待します。</p>								

公衆衛生看護学特論 (Advanced of Public Health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	高嶋 伸子 (Nobuko Takashima, 辻よしみ (Yoshimi Tsuji))								
授 業 の 目 的	<p>【授業目的】 公衆衛生看護の理念と活動を理解し、地域診断に関連するモデルや地域で生活する人々に対する科学的根拠に基づく多様な看護実践の方法論を学び、個人・家族・集団・地域の健康と自立を目指す専門的実践のあり方を追求する。また保健師の専門性を修得できる保健師教育の方法方向性について探求する。</p> <p>【到達目標】 ①地域の健康課題を解決するために用いる公衆衛生看護のモデルや理論を説明できる。 ②地域で生活する対象の自立を目指した専門的実践方法を検討できる。 ③保健師の基礎教育課程について説明できる。 ④地域の健康課題について文献等から系統的に整理し、課題解決に必要な方法を検討できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	教員から出された課題についてプレゼンテーションを行い学生間の討議する。								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	1～2	公衆衛生看護の概要	公衆衛生看護の理念と活動分野・動向(高嶋) 公衆衛生看護の歴史と公衆衛生看護の課題(高嶋)						
	3～4	ヘルスプロモーション	ヘルスプロモーションの歴史的・哲学的・理論的観点(高嶋) ヘルスプロモーションを実現するための概念(高嶋)						
	5～6	地域診断モデル	地域看護実践の基盤とする地域診断モデルと関連モデル(高嶋) コミュニティ・アズ・パートナーモデル(高嶋)						
	7～8	保健師の専門能力	保健師のコンピテンシー、保健師の活動指針(高嶋) 保健師の機能と役割(高嶋)						
	9～10	保健師の基礎教育の概要	保健師教育における技術項目と到達目標、保健師現任教育(高嶋)						
	11～12	保健師の活動展開の特徴	個人・家族への専門的実践の探究と開発(辻) 集団支援、地域ケアシステム構築への専門的実践の探究(辻)						
	13～14								
	15	まとめ	担当する地域の健康課題とその解決方法について検討する(高嶋、辻)						
教 科 書	1 金川克子・早川和生監訳:コミュニティアズパートナー 地域看護学の理論と実際。(医学書院) 2 神馬征峰訳:実践ヘルスプロモーションPRECED-PROCEDEモデルによる企画と評価。(医学書院) 3 宮本ふみ:無名の語り。(医学書院)								
参考書・参考資料等	高野順子訳:ヘルスプロモーション実践の変革 新たな看護実践に挑む.日本看護協会出版会								
成績評価の方法	授業への主体的参加を重視し討論素材の準備(40%)、レポートの成果(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	日時を調整したうえ随時対応								
受講上の留意事項	研究課題については担当教員の指導を受ける。								

公衆衛生看護学演習 (Seminer in Public health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	高嶋 伸子 (Nobuko Takashima)、辻 よしみ (Yoshimi Tsuji)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 地域診断や個別事例のアセスメントを踏まえ、地域住民の健康と自立を目指すための保健計画の立案など地域における看護実践能力や方策について探求するとともに、演習を通して研究課題を見出し、研究計画書を作成する。</p> <p>【到達目標】 ① 担当する地域の健康課題を理論に基づいて抽出し発表できる。 ② 取り上げた健康課題を解決するために必要な研究方法の選択ができる。 ③ 取り上げた健康課題やそれに対応した公衆衛生看護活動に関する文献をレビューできる。 ④ 文献レビューにより絞られら研究課題に応じた研究計画書を作成できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	公衆衛生看護の基本的な方法論を活用して、対象地域のアセスメントを行い講義及び課題についてプレゼンテーションを行い学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	地域のアセスメント	地域のコミュニティアセスメント(各学生のフィールド) (高嶋・辻)						
	3～4	〃	コミュニティアセスメントによる健康課題の発表と討議 (辻)						
	5～6	個別事例からの展開	個別事例からみた地域の健康課題の発表と討議 (辻)						
	7～8	文献レビュー	地域看護研究: 地域・在宅看護関連文献レビューと討議 (辻)						
	9～10	健康課題と保健計画	コミュニティや個別事例の健康課題から立案した保健計画や地域看護実践について討議 (辻)						
	11～12	研究計画書の検討	地域看護研究: 研究計画書の立案検討 (辻)						
	13～14	〃	地域看護研究: 研究計画書の討議 (高嶋・辻)						
	15	研究計画書の発表	地域看護研究: 研究計画書の発表 (高嶋・辻)						
教 科 書	<p>【必携(参考)図書及び文献】 1 金川克子・早川和生監訳: コミュニティアズパートナー 地域看護学の理論と実際. (医学書院) 2 神馬征峰訳: 実践 ヘルスプロモーション PRECEDE-PROCEEDモデルによる企画と評価(医学書院)</p>								
参考書・参考資料等	適宜、参考図書・文献を提示する。								
成績評価の方法	授業への主体的参加を重視し討論素材の準備(20%)、各自の課題達成状況(20%)、レポートの成果(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	日時調整のうえ随時対応する。								
受講上の留意事項	研究課題については担当教員の指導を受ける。								

療養支援看護学特論 (clinical health nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	内海 知子 (Tomoko Utsumi)、三木 佳子 (Yoshiko Miki)、岩本 真紀 (Maki Iwamoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>療養上の看護支援を必要とする健康上の問題を持つ人々のQOLを高めることを志向した健康回復、健康維持への援助について、今後取り組む必要のある研究テーマを探究する。そのために、看護実践を支持する理論的基盤、概念などについて学びながら、文献検討や保健医療福祉政策などの社会動向の分析を通して、療養支援における今日的課題を考察するとともに、QOLの向上につながる実現可能な支援方法を探究する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 文献についてクリティークし、自分の意見を説明できる。 ② 文献のクリティークを通して、療養支援における現在の課題を説明できる。 ③ ②に基づき、探求すべき研究領域とその課題の概要について説明できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	各回の講義をもとに、その内容に沿った文献を検討し課題レポートを作成する。クラスでプレゼンテーションとディスカッションを行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス	ガイダンス、療養支援看護概論(内海)						
	2	がん看護	統計、政策から見たがん看護の動向と課題(内海)						
	3～4	〃	がんの治療・療養過程に焦点を当てた看護実践:文献クリティーク(内海、岩本)						
	5～6	〃	がん患者と家族の理解:文献クリティーク(内海、岩本)						
	7	〃	がん看護に適用される概念や理論(内海、岩本)						
	8～9	療養支援看護	機能障害と生活障害の概念(三木)						
	10～11	〃	家族システム理論と家族看護:研究対象の文献クリティーク(三木)						
	12～13	〃	病院における課題と展望:在宅地域包括ケア、療養支援のための資源(三木)						
	14	〃	治療的会話と意思決定支援(三木)						
	15	まとめ	探究課題の明確化(内海、三木、岩本)						
教 科 書	講義の中で、適宜紹介する。								
参考書・参考資料等	講義の中で、適宜紹介する。								
成績評価の方法	プレゼンテーション(20%)、討議への参加(20%)および課題レポート(60%)により評価する。								
オフィスアワー	研究室に連絡してください。その際、時間調整します。								
受講上の留意事項	スケジュールは、学生の状況により調整します。								

療養支援看護学演習 (Seminar in Clinical Health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	内海 知子 (Tomoko Utsumi)、三木 佳子 (Yoshiko Miki)、岩本 真紀 (Maki Iwamoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>療養支援看護学特論での学びをもとに、学生の関心領域を中心に文献レビューを行い、プレゼンテーションおよびディスカッションにより研究課題と研究意義を明確にする。また、フィールド演習を行いながら、研究方法論の学習と習得、研究における倫理的課題について学ぶ。これらの過程を通して、研究計画書を作成し、学生によるピアレビューを行いつつ洗練させる。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 特論において明確となった研究課題について、より深く多面的に文献検討し、自分の考えを説明できる。</p> <p>② 研究課題に適切な研究方法を選択し、その理論的背景や手法について説明できる。</p> <p>③ ①②の過程を踏まえて、研究計画書を作成できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	書籍により質的及び量的研究、混合研究の方法論を学びながら、学生個々の関心に沿った文献検討に基づくプレゼンテーションとディスカッションを進める。								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	1～5	研究課題の明確化	関心領域に沿った系統的文献検索、文献のクリティーク、研究課題の明確化 (内海、三木、岩本)						
	6～8	看護理論開発のための研究方法①質的研究・混合研究	質的研究および混合研究の基盤と具体的方法 (内海、岩本)						
	9～11	②量的研究	量的研究の基盤と具体的方法 (三木)						
	12～15	研究計画書の作成	研究計画書の作成 (内海、三木、岩本)						
教 科 書	講義の中で、適宜紹介する。								
参 考 書 ・ 参 考 資 料 等	<p>大木秀一：文献レビューのきほん (医歯薬出版)</p> <p>谷津裕子、江藤裕之訳：質的研究をめぐる10のキークエスチョン (医学書院)</p> <p>木下康仁：グラウンデッド・セオリー・アプローチ 質的実証研究の再生 (弘文堂)</p> <p>土屋敦、八田太一、藤田みさお監訳：混合研究法の基礎 (西村書店)</p> <p>パソコンで進めるやさしい看護研究 (オーム社)</p> <p>超初心者向けSPSS統計解析マニュアル：統計の基礎から多変量解析まで (北大路書房)</p>								
成 績 評 価 の 方 法	プレゼンテーション (20%)、討議への参加 (20%) および課題レポート (60%) で評価する。								
オ フ ィ ス ア フ ー	研究室に連絡してください、その際、時間調整します。								
受 講 上 の 留 意 事 項	スケジュールは、学生の状況により調整します。								

老年看護学特論 (Gerontological Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	吉本 知恵 (Chie Yoshimoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 高齢者とその家族を全人的に理解し、Quality of lifeを高める看護実践を支持する理論的基盤について探求する。さらに、老年看護学の動向や今日的課題を分析・考察し、対象者とその家族のQuality of lifeを高める看護について探求する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 高齢者理解について、概念・理論を用いて説明できる。 ② Quality of lifeを高める看護実践の基盤となる理論について説明できる。 ③ 認知症高齢者の看護について、概念・理論を用いて説明できる。 ④ 老年看護学の動向や今日的課題について説明できる。 ⑤ 求められる老年看護の役割について考えることができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	視聴覚教材および資料を用いる。 講義および課題についてのプレゼンテーションとディスカッションを行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1 2～7 8 9～10 11～12 13 14～15	ガイダンス 主要な概念・理論① 認知症高齢者と看護 主要な概念・理論② 倫理的課題と看護 動向と課題 老年看護の役割	ガイダンス Aging 心理・社会的発達理論 高齢者のQuality of life、生きがい エンパワメントモデル、ストレングスモデル ICF生活機能モデル 高齢者総合機能評価 認知症高齢者の医療・看護の動向 認知症高齢者ケアモデル アクティビティケア 老年看護における倫理的課題・意思決定支援 エンドオブライフケア 老年看護学教育・研究・実践の動向と今日的課題 老年看護の役割						
教 科 書	適宜紹介する。								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	プレゼンテーションの内容(50%)、ディスカッションへの参加度(50%)により評価する。								
オフィスアワー	研究室に連絡してください。その際、時間調整します。								
受講上の留意事項	老年看護学演習につながる科目です。授業内容およびスケジュールは、学生の状況により調整します。								

老年看護学演習 (Seminar in Gerontological Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	吉本 知恵 (Chie Yoshimoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>学生の関心領域に関する文献検討を行い研究の動向を把握すると共に、プレゼンテーション及びディスカッションを行い研究課題と研究の意義を明確化する。また、研究課題に適した研究方法や倫理的配慮について検討し、研究計画書を作成する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 関心領域に関する文献検討ができる。 ② 研究課題および研究の意義を明確化し、説明できる。 ③ 研究課題に適した研究方法について説明できる。 ④ 研究計画書を作成できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	<p>講義および課題についてのプレゼンテーションとディスカッションを行う。 必要に応じて資料等を提示する。</p>								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～4	文献検討	関心領域の文献検討						
	5～7	研究課題の明確化	研究課題の検討						
	8～11	研究方法の検討	研究課題に適した研究方法の検討						
	12～15	研究計画書の作成	研究計画書の作成						
教 科 書	適宜紹介する。								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	プレゼンテーションの内容(50%)、ディスカッションへの参加(50%)により評価する。								
オフィスアワー	研究室に連絡してください。その際、時間調整します。								
受講上の留意事項	看護学特別研究につながる科目です。授業内容およびスケジュールは、学生の状況により調整します。								

在宅看護学特論(Home Care Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	片山 陽子(Yoko Katayama)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>在宅療養者と家族が望む生活と生き方を支援するために必要な在宅看護実践の理論やモデルについて学び、対象の自立と自律に貢献するための方略を探究する。また、在宅看護に関連する今日的課題、学生個々の探究課題に関して文献の統合レビューを行った上で、クリティカルな思考をもちディスカッションする中で、探究すべき課題を明確化し系統的に情報収集・分析し表現する能力を高める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①在宅看護の今日的課題、我が国の政策と課題を分析し説明できる ②探究課題に関する文献統合レビューを整理し提示できる ③探究テーマについてディスカッションし自己の主張と課題を含め理論的に説明できる ④主体的に学習しプレゼンテーションにて表現できる ⑤修士論文で探究すべき課題を明確化し説明できる</p>								
授 業 の 進 め 方	講義、課題に関して主体的に学習し、その成果に基づきプレゼンテーション及び討議を行う								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～5	在宅看護分野の課題	地域包括ケアシステムの構築 在宅療養者と家族の意思決定 在宅看護実践の倫理的課題 我が国の在宅ケアの政策動向						
	6～10	在宅看護に関する自己の探究課題の明確化	文献の統合レビューの分析						
	11～15	学習成果の共有と発展	学生個々に課題を設定 設定に関するプレゼンテーションの実施 リフレクション・討議						
教 科 書	適宜紹介する								
参考書・参考資料等	文献・資料は適宜紹介する								
成績評価の方法	プレゼンテーションの成果(25%)、討議の参加・貢献度と内容(25%)、 文献レビューの成果(25%)、課題レポート(25%)								
オフィスアワー	随時に対応しますが、事前に連絡いただければ時間確保しやすい								
受講上の留意事項	研究方法論の授業内容とその学習成果を統合しながら主体的に学習を進めてください								

在宅看護学演習 (Seminar in Home Care Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	片山 陽子 (Yoko Katayama)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>在宅療養者と家族を支援する在宅看護実践の質を高めるための理論的アプローチと展開方法を考究する。また、チームアプローチと合意形成などの実践能力を高め、療養者と家族、とりまく集団やコミュニティへのアプローチの方略を見出し看護マネジメントの実践力を身につける。</p> <p>また、同時に自己の研究課題を探究する方法を検討し研究計画の立案を進める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 質の高い在宅看護の実践について考究し説明できる</p> <p>② チームアプローチと合意形成に必要な理論とスキルを習得する</p> <p>③ 在宅看護実践の質向上に貢献する自己の研究課題を明確化し提示できる</p> <p>④ 研究計画書を作成し、プレゼンテーションできる</p>								
授 業 の 進 め 方	<ul style="list-style-type: none"> ・授業は学生の主体的学習を基盤にプレゼンテーションを実施し展開する ・在宅看護実践の質向上に関して主体的に調べ、具体的展開の方略をディスカッションする ・自己の探究課題について系統的分析を行いプレゼンテーション・討議する ・研究計画書を作成しゼミにおいてプレゼンテーション・討議する 								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～4	在宅看護の質向上とに関する理論的アプローチ	在宅療養者と家族への支援方法の検証 在宅看護分野の質保証の統合レビュー 実践事例・状況への介入方法の検討と設計 チームビルディングと合意形成モデル						
	5～8	在宅看護の高度実践能力の意味と方略の探究	関連文献のクリティークと探究課題の焦点化 分析と評価						
	9～11	臨床疑問から研究疑問への転換	臨床疑問から研究疑問に転換する方法 統合レビューの整理と分析結果						
	12～13	研究課題の明確化	研究疑問から研究課題への明確化						
	14～15	研究計画の設計とプレゼンテーション	研究計画の検討						
教 科 書	適宜紹介する								
参考書・参考資料等	文献資料等適宜紹介する								
成績評価の方法	演習内容とプレゼンテーション、課題レポート等を総合的に評価する								
オフィスアワー	希望にて適宜調整する								
受講上の留意事項									

次世代育成看護学

育成支援看護学特論(Training Support Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 恵子(Keiko Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 現代社会における子育てをめぐる課題や安心して子どもを産み育てる環境、親と子の発達段階における健康の意義と課題に関する学びを深め、日本における次世代育成支援の方向ならびに看護の役割と育成支援の看護実践方法について理解する。</p> <p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①次世代育成支援に関連する現代社会における今日の問題と今後の課題について述べられる。 ②次世代育成支援における政策ならびに日本と諸外国における施策の動向について説明できる。 ③現代社会における子育てをめぐる課題について説明できる。 ④子ども・子育て支援と家庭教育支援について自らの考えを公表できる。 ⑤安心して子どもを産み育てられる環境について事例を通して説明できる。 ⑥子育てにおける基本的問題とライフステージにおける発達課題について説明できる。 ⑦次世代育成支援と育成支援の看護実践に関連する主要概念が述べられる。 ⑧育成支援の今後における看護の課題について自らの考えを整理し論述できる。 								
授 業 の 進 め 方	講義では、視聴覚教材(パワーポイント、DVDなど)を用いて知識や学生自らの考えが深まるように説明する。演習では、学生・教員間の討論によって様々な課題に関する自らの考えをまとめ論述できるように進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～7	1.現代社会における子ども・子育て支援と家庭教育支援 ①日本の少子化の原因と背景 ②子育て支援の基本的視点と方向 ③子育て支援における看護の役割	1. 現代社会における子育てをめぐる課題 ①日本の少子化の原因と背景 ②日本と諸外国の比較分析 ③子育て支援の基本的視点と方向 ④母性、父性、子育ての社会通念 ⑤育児性、養護性、受容性、規範性の社会的背景 ⑥子ども・子育て支援と家庭教育支援 ⑦子育て支援における看護の役割						
	8～10	2. 安心して子どもを産み育てる環境 ①保健医療看護における対策と課題 ②学校と家庭	2. 安心して子どもを産み育てる環境 ①保健医療体制と看護の役割 ②ワーク・ライフ・バランスにおける今日的課題 ③日本と諸外国の動向 ④子育てにおける学校教育と家庭教育						
	11	3. 次世代育成支援	3. 次世代育成支援に関連する諸理論						
	12・13	4. 子育てにおける基本的問題とライフステージ	4. 子育てにおける基本的問題とライフステージにおける発達課題 ①乳幼児虐待など子育て病理の背景 ②親と子の発達段階と課題 ③親と子の健康と自立の支援						
	14	5. 育成支援看護に関連する主要概念	5. 育成支援の看護実践に関連する主要概念						
	15	6. 育成支援の今後における看護の課題	6. 育成支援の今後における看護の課題						
教 科 書	なし								
参考書・参考資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 松村恵子著、母性意識の構造と発達、(真興交易医書出版部)2000. 2 松村恵子著、母性意識を考える、(文芸社)2005. 3 岡本裕子編、エピソードでつかむ生涯発達心理学、(ミネルヴァ書房)2013. 4 渡邊賢二著、思春期の母親の養育態度と子育て支援、(ナカニシヤ出版)2013. 5 深谷昌志編、育児不安の国際比較、(学文)2008. 6 山岡テイ著、地域コミュニティと育児支援のあり方、(ミネルヴァ書房)2007. 								
成績評価の方法	授業に主体的に対峙する姿勢、討論での発言内容などが知識や理論を基盤としているかどうか、学習過程における段階的な評価を重要視する。具体的には、単元毎の課題報告の内容30%、討論の内容20%、学習課題の成果50%とする。								
オフィスアワー	・在室時、所用や来訪者がいなければ、いつでも応対します。								
受講上の留意事項	様々な課題に対して研究心を持ち主体的に探究し深く考えようとする姿勢に期待します。								

育成支援看護学演習 (Seminar in Support Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	松村 恵子 (Keiko Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 次世代育成支援における看護実践方法について、安心して子どもを産み育てられる環境や支援システム、親と子の発達段階における健康と看護の観点から文献精読と事例検討を行い理解する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 育成支援看護学における研究の動向と課題について説明できる。 ② 文献を精読し次世代育成支援に関する諸外国の現状について述べられる。 ③ 修士論文に繋がる自らの研究課題を焦点化して説明できる。 ④ 自らの研究課題に関連する専門領域の論文クリティークによって新たな課題発見ができる。 ⑤ 自らの研究課題を明確にした研究デザインと研究の枠組みについて説明ができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	演習を中心として研究課題に関する学生自らの考えをパワーポイントでまとめ報告し討議して進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	「研究の構想」	1・自らの研究に対する理解						
	2	「育成支援看護学領域における研究の動向・課題」	2・関連領域における研究の理解						
	3	「次世代育成看護学領域に関係する文献等の精選」	3・文献収集と整理の方法						
	4～8	「精選文献・研究論文のクリティーク①～⑤」	4・～8・論文クリティーク						
	9	「研究課題の焦点化に向けての検討」	9・研究計画書の作成						
	10	「理論体系からみた研究課題と研究方法の検討」	10・研究に関する理論体系の理解						
	11	「研究課題に関する倫理的問題の明確化」	11・研究と倫理						
	12	「研究課題に関する理論的枠組みの明確化」	12・研究課題に関する分析						
	13	「研究デザインと概念等の研究枠組みの関係」	13・研究デザインと研究枠組み						
	14	「研究計画書の構成」 「要素についての解釈」	14・研究計画書の吟味						
	15	「研究計画書の作成」	15・研究計画書の完成						
	教 科 書	なし							
	参考書・参考資料等	<p>1 John W. Creswell/著、操華子他訳、研究デザイン 質的・量的・そしてミックス法、(日本看護協会出版会) 2007.</p> <p>2 Peggy L Chinn・Maeona K Kramer 著、川原由佳里監訳、看護学の総合的な知の構築に向けて、(エルゼビア・ジャパン) 2007.</p> <p>3 小林康夫他編、「知の論理」「知の技法」、(東京大学出版会) 1996.</p> <p>4 古谷野亘他著、実証研究の手引き、(ワールドプランニング) 2007.</p> <p>5 Catherine H.C.Seaman Phyllis J.Verhonick著、西垣克 監訳、松村恵子訳(第14・16章)、看護研究のすすめ方、(医歯薬出版株式会社) 1996.</p> <p>6 池田行伸 他編、子どもの発達と支援、(ナカニシヤ出版) 2012.</p> <p>7 本間友己編著、子どもをめぐる課題への視座と対応、(金子書房) 2012.</p> <p>8 遠藤利彦 他著、乳幼児のこころ—子育て・子育ての発達心理学、(有斐閣) 2011.</p>							
	成績評価の方法	研究課題に主体的に探究する姿勢を重要視し、単元毎の課題報告の内容60%、討論の内容40%とする。							
	オフィスアワー	・在室時、所用や来訪者がいなければ、いつでも応じます。							
受講上の留意事項	目的意識を持ち主体的に探究して自らの研究課題における研鑽を深めようとする姿勢に期待します。								

子ども発達支援看護学特論(Child Development Support Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	舟越 和代(Kazuyo Funakoshi)、三浦 浩美(Hiromi Miura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 子どもの成長・発達と健康及び子育てをする家族の健康に関する理論・概念、関連領域の知識や研究知見について学習し、子どもの健全な成長・発達を促す看護実践方法について探求する。</p> <p>【到達目標】 ①小児期各期の成長発達について主要な発達理論を用いて説明できる。 ②現代の子どもと家族がおかれている社会環境について支援者の立場からその実態を捉えることができる。 ③あらゆる健康レベルの子どもとその家族の発達を支える支援方法について考えることができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてのプレゼンテーションと討議により進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	子どもの理解と生きる	子どもの健康と生きる権利の保障(舟越・三浦)						
	2	力を支える看護	成長発達の一般的原則と発達課題(舟越)						
	3		子どもの身体発育及び運動機能の発達と支援(舟越)						
	4		子どもの心理社会面の発達と支援(舟越)						
	5		子どもの認知・思考面の発達と支援(三浦)						
	6		子どもの情動の発達と支援(三浦)						
	7		子どものことばの発達と支援(舟越)						
	8		子どもの食機能の発達と支援(舟越)						
	9	子どもと親・家族の発達を支える看護	現代社会における子どもと家族の健康と生活(三浦)						
	10		現代社会における子どもが育つ社会環境(舟越)						
	11		子どもと親・家族の健康と発達を支える支援施策(舟越)						
	12		子どもと親・家族の健康と発達を支える多職種連携(舟越)						
	13		子どもと親・家族のセルフケアの発達と支援(三浦)						
	14		子どもと親・家族に必要な支援を明らかにする身体・心理社会的な包括的アセスメント方法の検討(舟越・三浦)						
	15		子どもと親・家族に必要な支援を明らかにする身体・心理社会的な包括的アセスメントと支援の検討(舟越・三浦)						
教 科 書	特に指定しない								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	討議内容(30%)、プレゼンテーション内容(30%)、レポート課題(40%)								
オフィスアワー	メールアドレスを開示し、常に連絡調整できるようにします。								
受講上の留意事項	子どもの世界で観察できる特有の現象を発達理論との関連で理解し、看護実践に結びつく方法論の開発に取り組む気持ちで主体的に学習することを期待します。								

子ども発達支援看護学演習 (Seminar in Child Development Support Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	舟越 和代(Kazuyo Funakoshi)、三浦 浩美(Hiromi Miura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>子どもの成長・発達と健康及び子育てをする家族の健康に関する看護実践方法の開発にむけて、学生の関心領域の文献クリティークと事例検討を行いながら、研究課題を明確にする。さらに、自己の研究課題の絞り込みを行いながら、研究の視点や適切な方法の選択について理解を深め、自己の研究計画に活かす。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 自己の研究課題に関連した文献クリティークができる。</p> <p>② 研究の動向を見極め、研究課題の絞り込みができる。</p> <p>③ 適切な研究方法の選択等、研究手法について理解を深めることができる。</p> <p>④ 子ども対象の研究における倫理的な課題に気づき、具体的な対応について述べるができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてのプレゼンテーションと討議、演習を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス	学習方法と講義予定(舟越)						
	2	研究課題の探求	関連文献の紹介(舟越・三浦)						
	3～4		文献検索と整理(舟越・三浦)						
	5～8		主要論文のクリティークと研究課題の明確化(舟越・三浦)						
	9～10	研究方法の検討	研究課題における的確な研究方法の検討(舟越・三浦)						
	11～12	研究倫理	子ども対象の研究における倫理的課題の検討と対応(舟越・三浦)						
	13～15	研究計画の実際	研究計画書作成(舟越・三浦)						
教 科 書	無								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	プレゼンテーション内容(20%)、討議内容(30%)、課題レポート(40%)								
オフィスアワー	メールアドレスを開示し、常に連絡調整できるようにします。								
受講上の留意事項	子どもの生きる力を支援できる看護を開発していこうとする姿勢を持つこと、主体的に研究課題について探求していくことを期待します。								

女性健康看護学特論 (Women's Health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	榮 玲子 (Reiko Sakae)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 生涯を通じた女性の健康支援のために、ライフサイクル各期における女性、母子及び家族の健康問題に対する看護援助のための諸概念・理論・方法論を理解する。</p> <p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生涯にわたる女性の健康を支援するための諸概念・理論が理解できる。 ② ライフサイクル各期における女性の心理社会的特性と看護方法論が理解できる。 ③ 女性、母子及び家族の健康問題を主体的に探求する姿勢を培うことができる。 								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてプレゼンテーションと討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	概念と理論	女性、母子及び家族の健康支援に関連する諸概念と理論						
	3～4	女性の特性	女性の生物学的特性と心理社会的・文化的特性						
	5～8	ライフサイクル別に見た特性と健康問題	ライフサイクル各期における女性の特性と健康問題						
			① 思春期・成熟期・更年期・老年期の特性と健康問題						
			② マタニティサイクル各期の特性と健康問題						
	9～10	健康問題と看護	女性の健康問題と看護						
			① 生活習慣(栄養・運動)と身体特性との関連と看護						
			② 性と生殖に関連した健康問題と看護						
	11～13	母子と家族の看護	マタニティサイクル各期における母子と家族の看護						
			① 母親役割獲得過程と母親として自立を促す看護援助 母親の子どもに対する愛着と母親意識						
			② 乳幼児をもつ母親の育児ストレスと育児支援						
			③ 母子及び家族への育児支援とソーシャルサポート						
	14～15	女性への健康支援・看護の検討	生涯を通じた女性の健康支援と看護						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	<p>吉沢豊予子編、女性生涯看護学(真興交易(株)医書出版部)</p> <p>Sharon M. Freeman, Arthur Freeman, Cognitive Behavior Therapy in Nursing Practice, Springer Pub.Co.LLC, NY.[白石裕子監訳、看護実践における認知行動療法(星和書店)]</p> <p>氏家達夫、親になるプロセス、(金子書房)</p> <p>山口雅史、母親になるということ-母親アイデンティティを巡る考察(相山女学園大学研究叢書)</p> <p>南 貴子、人工授精におけるドナーの匿名性廃止と家族(風間書房)</p> <p>その他、適宜、文献資料等を提示・紹介する。</p>								
成績評価の方法	討議内容(30%)、プレゼンテーション内容(30%)、課題レポート(40%)で総合的に評価する。								
オフィスアワー	特に設定はしないので、随時対応する。								
受講上の留意事項	知識や理論に基づいて考える力と主体的に学習する姿勢を培い、プレゼンテーションや課題を通して自分の考えを整理・表現し、思考が創造的に発展することを期待します。								

女性健康看護学演習 (Seminar in Women's Health Nursing)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	榮 玲子 (Reiko Sakae)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 ライフサイクル各期の女性、母子および家族を対象とした看護における課題・問題を考察し、支援方法や管理方法を探究することで、看護実践に必要な能力を養う。</p> <p>【到達目標】 ① 女性、母子および家族の健康に関する研究の動向から看護を展望できる。 ② 先行研究のクリティークを行い、今後の研究課題と研究方法について探求できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてプレゼンテーションと討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス	学習方法と講義予定 関連文献の紹介						
	2～3	研究の動向	女性、母子および家族の健康に関する研究の動向 ① 女性の健康課題・問題と看護に関する研究の動向 ② マタニティサイクルにある母子・家族の看護に関する研究の動向						
	4～7	関連文献の検討	女性、母子および家族の健康に関する関連文献の検討						
	8～11	論文のクリティーク	研究論文のクリティーク						
	12～15	研究課題と方法の検討	研究課題と研究方法の検討						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	適宜、文献資料等を提示・紹介する。								
成績評価の方法	討論内容(30%)、プレゼンテーション内容(30%)、課題レポート(40%)で総合的に評価する。								
オフィスアワー	特に設定はしないので、随時対応する。								
受講上の留意事項	女性健康看護学特論を受講していること。 プレゼンテーションや課題を通して自分の考えを整理・表現し、研究課題の明確化に向けて、主体的に探究する姿勢と創造的な思考の発展を期待します。								

助産実践学特論 (Midwifery Practice Education)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	野口 純子 (Junko Noguchi)、竹内 美由紀 (Miyuki Takeuchi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 母子及び家族を対象とした助産の実践に必要な診断技法や援助技術について、研究の概要や用いられる理論、理論と実践の関連性、今日的課題について理解する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①助産学領域における量的研究、質的研究、実験研究の意義、特徴、課題について説明できる。 ②助産実践に必要な基本的な理論を学び、自己の研究課題を探索し自らの考えを述べられる。 ③助産実践に関連する文献を検索し、クリティークを行った結果について説明できる。 ④各自で調べた理論や文献の内容を整理要約し、プレゼンテーションを行い自らの考えを述べることができる。 ⑤自己の研究課題の計画案を試行的に作成し、研究への動機づけを行うとともに研究のプロセスについて整理できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義では、資料と視聴覚教材(パワーポイントなど)を用いて知識や自らの考えが深まるように説明する。課題についてプレゼンテーション、討議、演習を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス	学習方法と講義予定 (野口)						
	2	助産診断と支持理論	助産診断と支持理論 (野口)						
	3	助産診断とケア理論	助産診断とケア理論 (野口)						
	4	助産学領域の研究の概要	量的研究① (野口)						
	5	助産学領域の研究の概要	量的研究② (竹内)						
	6	助産学領域の研究の概要	質的研究 (野口)						
	7	助産学領域の研究の概要	実験研究① (野口)						
	8	助産学領域の研究の概要	実験研究② (野口)						
	9	課題探求①	助産実践学領域の課題探究 (1) (野口、竹内)						
	10	課題探求②	助産実践学領域の課題探究 (2) (野口、竹内)						
	11~14	自己の研究課題の探究	実践計画(案)の作成、文献検索、研究論文のクリティーク (野口、竹内)						
	15	まとめ	文献のプレゼンテーション (野口、竹内)						
	教 科 書	特に指定しない。							
	参考書・参考資料等	講義のなかで適宜紹介する。							
	成績評価の方法	プレゼンテーションの内容(20%)、討論の内容(20%)及び課題レポート(60%)で評価する。							
オフィスアワー	相談がある場合は各授業終了後に希望により個別に応じます。								
受講上の留意事項	受講生の研究課題により内容を変更する可能性があります。研究課題を中心に展開しますので、主体的に学習に取り組んで下さい。								

助産実践学演習 (Seminar in Midwifery Practice Education)									
必修・選択の区別	選択	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	野口 純子 (Junko Noguchi)、竹内 美由紀 (Miyuki Takeuchi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 助産実践学特論の学習内容を基盤にして、助産の実践や研究に活用できるよう助産診断や助産技術に関連する内容について実践、討議、検索を行い、今日的課題を探索し、自己の研究計画に活かすことができる。</p> <p>【到達目標】 ①助産学領域における最新の助産診断、助産技術に関する知見を探索し、問題や実施上の課題などについて検討し、自己の研究課題について説明できる。 ②自己の研究課題について研究計画案を具体的に立案し、説明できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義及び課題についてプレゼンテーション、討議、演習を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	ガイダンス	学習方法と講義予定 (野口)						
	3	課題探求①	助産診断、助産技術に関連する文献検索 (野口)						
	4	課題探求②	確認が必要な技術の演習あるいは討議 (野口・竹内)						
	5	課題探求③	"						
	6～7	倫理的問題	助産学領域における研究の倫理的問題と解決策 (野口・竹内)						
	8～9	研究課題の検討	助産学領域の研究テーマを決定するための関連文献の検索、整理 (野口)						
	10～11	研究計画①	研究等倫理委員会申請に向けた研究計画書の検討(討議) (野口・竹内)						
	12～13	研究計画②	発表に向けた研究計画書の修正 (野口・竹内)						
14～15	研究計画③	発表 評価・修正 (野口・竹内)							
まとめ									
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	講義のなかで適宜紹介する。								
成績評価の方法	プレゼンテーションの内容(30%)、討論の内容(30%)及び課題レポート(40%)で評価する。								
オフィスアワー	相談がある場合は各授業終了後に希望により個別に応じます。								
受講上の留意事項	受講生の研究課題により内容を変更する可能性があります。研究課題を中心に展開しますので、主体的に学習に取り組んで下さい。								

専門分野共通科目

精神保健医療福祉システム論 (Theory of Mental Health, Medical and Welfare System)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子 (Hiroko Kunikata)、久保賀津彦 (Katsuhiko Kubo)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 精神保健医療福祉に関する制度や体制についての変遷や背景を学び、精神保健福祉の動向を踏まえた精神看護CNSの役割や機能について理解を深める。また、対象の視点から、現実にある資源や体制の問題点を抽出し、その上で、精神看護CNSが対象のQOLの向上を目的に、どのように精神保健医療福祉のそれぞれの資源や支援体制を包括的に繋ぐか、その方法を学習する。さらに、現実にある資源や体制の変革を目指したディスカッションを行う。</p> <p>【到達目標】 ①精神保健医療福祉に関する制度や体制についての変遷や背景を理解した上で、精神保健医療福祉施策と制度の現状を把握できる。 ②精神保健医療福祉施策について、当事者の視点や国際比較を通し、精神保健医療の現状と課題を抽出できる。 ③精神保健医療の現状と課題を抽出したうえで、精神障害者の地域生活が促進できるために、資源や体制をどのように変革すべきかを具体的に行動計画できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	精神保健医療福祉に関する法律の変遷	1) 法律の変遷とその背景にある出来事 2) 日本の精神保健医療福祉制度の特徴						
	2~4	精神保健医療福祉施策と制度の現状	1) 精神障害者に関する法律 2) 精神保健・医療・福祉施策と制度の現状 3) 精神科訪問看護制度とその現状						
	5	精神障害者と人権	1) 日本の精神障害者の人権に関する法律 2) 国際的視点から人権を考える						
	6~7	当事者と家族からみた精神保健医療福祉制度の問題	1) 地域で生活する当事者と家族からみる精神保健医療福祉の現状 (問題点) 2) 地域で生活する当事者と家族の視点から精神保健福祉のあり方についてディスカッション						
	8	精神障害者に対する施策の国際比較	1) 諸外国の精神保健福祉と地域生活支援 2) 国際比較による知見の導出						
	9~11	精神保健医療の現況と課題	1) 日本の精神保健医療の現状分析・課題の抽出 2) 日本の精神保健医療制度の将来展望と課題解決に向けて						
	12~14	精神障害者の地域生活支援体制	1) 精神障害者アウトリーチ推進事業、精神障害者地域移行・地域定着支援事業の概要 2) 1)の事業の実際 3) 資源や体制の変革を目指したディスカッション						
	15	まとめ	1) CNSとしての自己の課題の明確化						
教 科 書	適宜紹介する。								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護アセスメント論 I (Nursing Assessment for Psychiatric patients I)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、二宮 昌樹(Masaki Ninomiya)、三谷 理恵(Rie Mitani)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>精神看護CNSの卓越した実践能力の基盤であるアセスメント能力の育成を行うために、主な精神疾患の症状と精神医学的診断学ならびに治療学を学ぶ。さらに、薬理効果のアセスメント能力の育成を行うために、精神科薬物療法に用いる治療薬の薬理作用機序(吸収、分布、代謝、排泄)に関する知識を学修し、安全確実な薬剤投与・管理に対する知識を深める。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①精神症状のアセスメント能力を高め、主な精神疾患の見立てができる。</p> <p>②主な精神疾患の薬物療法を理解し、生体内での薬物動態の基礎を説明でき、薬物療法の効果と副作用をアセスメントできる。</p> <p>③初診である精神疾患を有する患者さんの精神症状の見立てを、スーパーバイザーの指導を受けて、実際に行える。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	精神疾患の分類と診断	1)DSM-IVの多軸評定について 2)精神症状の査定						
	2～7	精神疾患の症状と精神医学的診断学ならびに治療学	1)統合失調症および他の精神病性障害の診断と薬物療法 2)気分障害の診断と薬物療法 3)不安障害の診断と薬物療法 4)一般身体疾患による精神疾患の診断と薬物療法 5)せん妄・認知症・健忘性障害の診断と薬物療法 6)パーソナリティ障害・摂食障害の診断と薬物療法						
	8	アセスメントの演習	スーパーバイザーのもとでアセスメントの演習						
	9～14	治療薬の薬理作用機序とアセスメント	1)薬物の投与方法、薬物動態(薬物の吸収、分布、代謝、排泄) 2)同上(薬物間の相互作用、注意すべき副作用) 3)同上(各剤形の吸収経路と投与時の注意点など) 4)薬理効果と影響を与える様々な因子(性差、年齢、併用薬、体質、併発する疾患、性格など)への対応 5)精神科薬物療法に使用する薬物(抗精神病薬、抗うつ薬) 6)同上(抗不安薬・睡眠薬、抗てんかん薬、パキソン症候群治療薬)						
	15	薬物効果と副作用のモニタリングと援助	1)効果と副作用の観察の視点 2)副作用への援助方法						
教 科 書	現代臨床精神医学改訂第11版(金原出版)、DSM-IV-TR精神疾患の分類と診断の手引き(医学書院)、カラー図解これならわかる薬理学(メディカル・サイエンス・インターナショナル)、カラーイラストで学ぶ集中講義薬理学(メジカルビュー社)、くすりの地図帳(講談社)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護アセスメント論Ⅱ (Nursing Assessment for Psychiatric patients Ⅱ)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 精神看護CNSとして精神の健康生活の評価ができるようになるために、自我機能、社会機能、家族機能から対象者をアセスメントできる能力を高める。さらに、ストレングスの視点からアセスメント方法を学ぶ。</p> <p>【到達目法】 ①精神力動的な考え方から対象者を分析・洞察することができ、自己の課題を述べることができる。 ②ライフサイクルと発達課題から対象者を分析・洞察することができ、自己の課題を述べることができる。 ③セルフケア理論の視点から対象者を分析・洞察することができ、自己の課題を述べることができる。 ④ストレングスの視点から対象者を分析・洞察することができ、自己の課題を述べることができる。 ⑤社会機能、家族機能、ソーシャルサポートの視点から対象者を分析・洞察することができ、自己の課題を述べる ことができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～3	自我機能とそのアセスメント	1. 精神力動的な考え方からのアセスメント 1)心の構造(イド、自我、超自我)からみた心のアセスメント 2)経済論的観点からみた心のアセスメント 3)力動的観点からみた心のアセスメント 4)精神力動的な考えを用いて事例をアセスメント						
	4～7	同 上	2. ライフサイクルと発達課題からのアセスメント 1)フロイトの発達論からのアセスメント 2)エリクソンの発達論からのアセスメント 3)上記の発達論を用いて事例をアセスメント						
	8～9	セルフケア理論の視点からのアセスメント	3. セルフケア理論からのアセスメント 1)セルフケア理論を用いてアセスメント・事例検討						
	10～12	ストレングスの視点からのアセスメント	4. ストレングス理論からのアセスメント 1)個人のストレングス(願望・能力・自信)からのアセスメント・事例検討 2)環境のストレングス(資源・社会環境・機会)からのアセスメント・事例検討						
	13～14	社会機能・家族機能ならびにソーシャルサポートのアセスメント	5. 社会機能・家族機能・ソーシャルサポートからのアセスメント 1)アセスメントツールを持ちより事例分析・検討						
	15	まとめ	まとめ						
教 科 書	ストレングスモデル(金剛出版)、図説 精神分析を学ぶ(誠信書房)、乳幼児の心理的誕生(黎明書房)、ライフサイクル, その完結(みすず書房)、セルフケア看護アプローチ(日総研)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護セラピー I (Nursing Therapy for Psychiatric patients I)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、田中 恒彦(Tsunehiko Tanaka)								
授 業 の 目 的	【授業の目的】 精神看護CNSに求められる臨床能力の一つである認知行動療法の理論を学び、対象が今よりも上手にセルフヘルプできることを目指して、認知行動療法的看護介入ができる能力を身につける。 【到達目標】 ① 認知行動療法の面接基礎技法を駆使できる。 ② 学生間でロールプレイを行い、認知的技法を用いた治療ができる。								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～3	認知行動療法の理論	1) 認知行動療法の理論 2) 認知行動療法の治療総論 3) 精神疾患治療ガイドラインにおける認知行動療法の位置づけ (Evidence Based MedicineにおけるCBT) 4) 認知行動療法の脳内メカニズム						
	4～7	認知行動療法の技法	1) CBTのための面接基礎技法 2) 認知と行動を把握する技法(治療を組み立てる技術) ケースフォーミュレーション(行動分析・認知的概念化) 3) 認知と行動を変容する技法(治療をすすめる技術) エクスポジチャー、暴露反応妨害法、認知再構成法、シェーピング など						
	8～10	対象別治療論	1) うつ病の認知行動療法 2) 不安障害の認知行動療法 3) 統合失調症の認知行動療法						
	11	集団認知行動療法	1) 集団認知行動療法の利点 2) 集団認知行動療法の進め方						
	12～15	認知行動療法演習	1) 面接場面のビデオ視聴と事例検討 2) 学生同士による試行CBTとグループスーパーバイズ						
教 科 書	認知行動療法トレーニングブック(医学書院)、方法としての行動療法(金剛出版)、自分を好きになるためのワークブックシートを使って進める自尊心回復グループ認知行動看護療法-(ふくろう出版)、マインドフルネス認知療法-うつを予防する新しいアプローチ(北大路書房)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護セラピーⅡ (Nursing Therapy for Psychiatric patientsⅡ)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	前期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)、竹森 元彦(Motohiko Takemori)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>リラクゼーションに関連する理論の学習を深め自律神経のバランス回復の視座に立ち、精神疾患患者がストレスマネジメントできるために、また、身体疾患のある患者やターミナル期の患者が緊張を取り除きストレスを緩和できるために、効果的なリラクゼーション看護援助技術を身につける。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①リラクゼーションに関連する理論を理解し、説明することができる。</p> <p>②各リラクゼーション技法の精神看護への応用を先行研究を分析し、活用性や課題について述べることができる。</p> <p>③各リラクゼーション技法を実践できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～3	リラクゼーションに関連する理論	1. レスポンデント条件づけ 2. オペラント条件づけ 3. 行動主義 4. 新行動主義・応用行動分析 5. 社会学習理論						
	4～14	リラクゼーション技法の精神看護への応用	1. リラクゼーション技法の精神看護への応用 2. タッチングの効果に関する先行研究の分析と演習 3. 呼吸法の効果に関する先行研究の分析と演習 4. 漸進的筋弛緩法の効果に関する先行研究の分析と演習 5. 笑いヨーガの効果に関する先行研究の分析と演習 6. 上記の援助法を用いて、精神科病院または精神科訪問看護、一般科病院(リエゾン)での演習						
	15	まとめ	まとめ						
教 科 書	リラクゼーション法の理論と実践(医歯薬出版)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

リエゾン精神看護論(Liaison Psychiatric Nursing)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	馬場 華奈己(Kanako Baba)、大西 智香(Tika Oonisi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>リエゾン精神看護の役割と機能を学び、精神看護の知識や技術を他領域の看護に適用することならびに看護職間の連携を図ることによって対象に良質で効率的なケアの提供ができる能力を高める。また、看護師のメンタルヘルスの向上を支援する能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①リエゾン精神看護の役割と機能を理解し、精神的諸問題を抱える対象者のアセスメントを適切に行うことができる。</p> <p>②リエゾン精神看護CNSによるコンサルテーションの実際を理解できる。</p> <p>③家族力動のアセスメントを行い、家族支援を行うための技法を理解できる。</p> <p>④看護師のメンタルヘルスの必要性を理解し、メンタルヘルス支援の実際を学ぶ。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	リエゾン精神看護の定義、役割と機能	1)リエゾン精神看護の歴史						
	2～8	精神的諸問題を抱える患者のアセスメントと直接ケア	2)リエゾン精神看護の定義、役割と機能 1)強度の不安をもつ患者のアセスメントとケア 2)せん妄状態をもつ患者のアセスメントとケア 3)慢性疾患をもつ患者のアセスメントとケア 4)痛みをもつ患者のアセスメントとケア 5)心身症をもつ患者のアセスメントとケア 6)女性の性と生殖に関する健康問題をもつ患者のアセスメントとケア 7)がんをもつ患者へのアセスメントとケア						
	9～10	リエゾン精神看護CNSによるコンサルテーション	1)コンサルテーションのプロセス 2)コンサルテーションの実際						
	11～12	家族支援	1)家族療法の基礎理論と技法 2)家族力動のアセスメントと家族ケア 3)身体疾患患者の家族援助						
	13～14	看護師のメンタルヘルスと支援	1)看護師のメンタルヘルスの必要性 2)メンタルヘルス支援の実際						
	15	組織変革者としてのリエゾン精神看護CNS	1)変化促進者としてのCNSの役割開発と実際 2)管理者によるサポートと協働						
教 科 書	リエゾン精神看護-患者ケアとナース支援のために(医歯薬出版)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護援助論 I (Nursing Intervention for Psychiatric patients I)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目標】 精神看護領域において実践されている直接ケアを事例検討で深め、精神看護CNSとして、対象者・家族・集団に対する卓越した看護援助ができる能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①精神状態、自我機能、セルフケア理論、ストレングス理論、家族機能等の視点から、事例の深いアセスメントができる。</p> <p>②各事例において臨床推論をたて、アセスメントにそった具体的な介入計画を立案することができる。</p> <p>③介入計画は、卓越した看護援助の技法を用いることができる。</p> <p>④介入後の成果や影響を多角的に検討することができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	オリエンテーション	学習の方向づけ						
	2～14	事例検討とレポート作成	<p>実際に看護した事例について、アセスメント(精神状態のアセスメント、自我機能に関するアセスメント、薬物の効果と副作用におけるアセスメント、セルフケアのアセスメント、ストレングスによるアセスメント、家族機能のアセスメント、医療者のアセスメント)、介入計画、その後の経過(成果)についてレポートを作成する。</p> <p>1)急性期統合失調症患者へのアセスメントとケアの事例検討</p> <p>2)慢性期統合失調症患者へのアセスメントとケアの事例検討</p> <p>3)気分障害(抑うつ・躁状態)のある患者へのアセスメントとケアの事例検討</p> <p>4)精神科訪問看護対象者へのアセスメントとケアの事例検討</p> <p>5)身体疾患患者(リエゾン)へのアセスメントとケアの事例検討</p> <p>6)処遇困難な患者へのアセスメントとケアの事例検討</p>						
	15	まとめ							
教 科 書	精神看護スペシャリストに必要な理論と技法(日本看護協会出版会)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

精神看護援助論Ⅱ (Nursing Intervention for Psychiatric patients Ⅱ)									
必修・選択の区別	必修	学年次	1	学 期	後期	単位数	2.0	時間数	30
担 当 教 員	平木 民子 (Tamiko Hiraki)、竹内 美由紀 (Miyuki Takeuchi)、土岐 弘美 (Hiromi Toki)、江波戸 和子 (Kazuko Ebato)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>卓越した看護実践能力を養うために、精神看護CNSの実際の活動から教育、相談、調整、倫理調整、研究について、さらに組織変革の実際を学ぶ。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①組織分析の手法について理解し、組織の評価ができる。</p> <p>②治療チームにおいてダイナミクスの視点で分析・洞察できる。</p> <p>③組織の中の精神看護CNSの位置づけや組織改革の実際を理解できる。</p> <p>④精神保健福祉医療の臨床現場の中で精神看護CNSが担う教育支援の実際を理解できる。</p> <p>⑤精神保健福祉医療の臨床現場の中で精神看護CNSが担う調整の実際を理解できる。</p> <p>⑥精神保健福祉医療の臨床現場の中で精神看護CNSが担う相談の実際を理解できる。</p> <p>⑦精神保健福祉医療の臨床現場の中で精神看護CNSが担う倫理調整の実際を理解できる。</p> <p>⑧精神保健福祉医療の臨床現場における精神看護CNSの研究支援の実際を理解できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義および課題についてプレゼンテーションを行い、学生間の討議を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	精神科臨床の組織と評価	1. 組織分析の手法について 2. 組織分析の視点について 3. 公表されたデータからの組織分析						
	3～4	治療チームのダイナミクス	1. チーム医療とは 2. チームワークの発達 3. グループダイナミクスとサブグループ 4. 組織風土 5. 組織の中のコミュニケーション						
	5～6	精神看護CNSの組織への介入(組織変革)の実際	1. 精神看護CNSの組織上の位置づけ 2. 精神看護CNSの組織介入(組織変革)の実際 3. 病棟多職種会議への参加・プロジェクトへの参加						
	7～8	精神看護CNS(教育)の実際	1. 所属病院でのCNSの役割・位置づけ 2. プログラム教育へのかかわり 3. 機会をとらえての教育 4. コンサルテーションを兼ねたスタッフ教育 5. 学生の所属病院における教育案の検討						
	9～10	精神看護CNS(調整)の実際	1. 保健医療福祉に携わる人々のアセスメント 2. 調整の方向性とプロセス 3. 調整が必要な事例検討						
	11～12	精神看護CNS(相談)の実際	1. 患者・家族・医療チームに関する状況のアセスメント 2. 相談の組み立てとプロセス 3. 相談が必要な事例検討						
	13～14	精神看護CNS(倫理調整)の実際	1. 精神科医療現場におけるいろいろな倫理問題 2. 倫理調整の実際						
	15	精神看護CNS(研究)の実際	1. 実践の場における研究活動の重要性 2. 実践の場における研究活動の実際						
教 科 書	コンピテンシーとチーム・マネジメントの心理学 朝倉書店(2013)								
参考書・参考資料等									
成績評価の方法	授業への主体的参加、討論素材の準備(40%)、レポート(60%)を統合して評価する。								
オフィスアワー	適宜								
受講上の留意事項									

実習科目

精神看護CNS役割実習 (CNS role Practicum in Psychiatric Nursing)									
必修・選択の区別	必修	学年次		学 期	後期	単位数	3.0	時間数	120
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>個人、家族及び集団に対する卓越した看護実践能力を有するために、第一段階として実践、相談、調整、教育、倫理的調整を実践している精神看護CNSの活動を主体的に観察・分析し、洞察する。第二段階として、精神看護CNSから教育・監督を受けながら実際に精神看護CNSの機能を実践して学び看護実践現場の変革者としての精神看護CNSの役割について総合的に検討し自己の活動ビジョンを明確にする。また、リエゾン精神看護CNSの活動を主体的に観察・分析し、洞察し、患者と患者をケアする看護師をケアすることによって、より良い医療を促進するためにリエゾン精神看護CNSの役割について総合的に検討し自己の活動ビジョンを明確にする。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①実践: チーム医療の展開における精神看護CNSの役割を学ぶ。精神看護CNSが行なう困難事例に対する介入場面に同席し、精神看護CNSの介入について観察・分析・洞察する。</p> <p>②相談・調整: 精神看護CNSが行なう相談・調整の場面に同席し、その実際を観察・分析・洞察する。</p> <p>③教育: 精神看護CNSが行なっている看護ケアを向上させるための教育の企画・実施に参加し、その実際を観察・分析・洞察する。</p> <p>④倫理的調整: 精神看護CNSが倫理的な問題・葛藤に対して関係者間での倫理的調整を行なっている場に同席し、その実際を観察・分析・洞察する。</p> <p>⑤実践、相談、調整、教育、倫理的調整の分析並びに介入実践を行ない、看護実践現場の変革者として総合的に検討し、自己の活動ビジョンを明確にする。</p>								
授 業 の 進 め 方	精神看護CNS役割実習は、精神看護CNS役割実習(2週間)とリエゾン精神看護CNS役割実習(1週間)を含む。								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル		精神看護CNS役割実習	<p>1. 第一段階として、学生は、病院における精神看護CNSの位置づけと役割を理解するとともに、チーム医療における精神看護CNSの活動内容を観察・分析し洞察する。</p> <p>2. 第二段階として、精神看護CNSからスーパービジョンを受けながら精神看護CNSが受け持つ患者を共に受け持ち、実際に精神看護CNSの機能を実践して学ぶ。</p> <p>3. 観察・分析・洞察ならびに一部の実践について精神看護CNSとのディスカッションを通して、看護実践現場の変革者としての精神看護CNSの役割について総合的に検討し自己の活動ビジョンを明確にする。</p>						
		リエゾン精神看護役割実習	<p>1. 学生は、病院におけるリエゾン精神看護CNSの位置づけと役割を理解するとともに、チーム医療におけるリエゾン精神看護CNSの活動内容を観察・分析し、洞察する。</p> <p>2. リエゾン精神看護CNSとのディスカッションを通して、患者と患者をケアする看護師をケアすることによって、より良い医療を促進するためにリエゾン精神看護CNSの役割について総合的に検討し自己の活動ビジョンを明確にする。</p> <p>精神看護CNS役割実習: 松沢病院(北野CNS) リエゾン精神看護CNS役割実習: ()</p>						
教 科 書									
参考書・参考資料等	随時、指導教員が提示する。								
成績評価の方法	実習についてのレポートおよび精神看護CNSを交えたカンファレンス内容を統合して評価する。								
オフィスアワー	適宜								
受講上の留意事項									

精神看護直接ケア実習 (Direct care Practicum in Psychiatric Nursing)									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	3.0	時間数	120
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)、土岐 弘美(Hiromi Toki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 精神看護CNS役割実習を発展させ、精神看護アセスメント論および精神看護セラピー、精神看護援助論などの知識と技術を統合し、精神看護CNSまたはリエゾン精神看護CNSに必要な高度な直接ケアを展開する。</p> <p>【到達目標】 精神疾患をもつ対象者(約4名)を受け持ち、精神看護CNSの基盤となる能力を活用して、以下を習得する。</p> <p>①精神力動理的視点、ライフサイクルと発達課題の視点、オレム・アンダーウッドセルフケア理論、ストレングス理論、社会機能・家族機能・ソーシャルサポートの視点を用いて、対象者および家族を分析・洞察できる。 ②対象者および家族に対し、治療を提供している集団の特性を分析・洞察できる。 ③対象者及び家族、集団に対する分析に基づいてケア計画を作成し、直接ケアを実施することができる。 ④看護職者を含む医療者に対し、相談における計画を作成し、実施することができる。 ⑤看護職者を含む医療者に対し、調整における計画を作成し、実施することができる。 ⑥看護職者に対し、教育的支援の計画を作成し、実践することができる。 ⑦看護職者に対し、実践の場における研究活動を支援する計画を作成し、実施することができる。 ⑧看護職者を含む医療者に対し、倫理調整における計画を作成し、実施することができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	学生は実習施設及び学内において、教員ならびに(リエゾン)精神看護CNSのスーパービジョンを受けて実習を行う。								
	回	項 目	内 容						
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル		精神看護CNS直接ケア実習	<p>1. 急性期統合失調症患者、慢性期統合失調症患者、気分障害(抑うつ・躁状態)のある患者、精神科訪問看護対象者の4事例程度を受け持ち、精神看護CNSのスーパービジョンのもとに一定期間にわたって担当する。</p> <p>2. 病棟におけるカンファレンス、他職種とのカンファレンス等に参加し、その場の状況に応じて相談・調整・教育・倫理的調整などの役割を積極的にとる。</p> <p>3. 教員のスーパービジョンを受け、直接ケア実践の妥当性およびケア提供者自身の役割の取り方、その特徴について洞察を深める。</p>						
		リエゾン精神看護役割実習	<p>1. リエゾン精神看護CNS直接ケア実習の導入として、実習施設の組織ならびに看護部組織を理解する。</p> <p>2. 専門治療として、身体疾患患者(リエゾン)への直接ケアを2事例以上受け持ち、リエゾン精神看護CNSのスーパービジョンのもとに一定期間(導入を含め7週間)にわたって担当する。</p> <p>3. 教育支援として病棟・治療者への介入、教育連携として病院全体への介入、専門的介入として職員のメンタルヘルスをリエゾン精神看護CNSのスーパービジョンのもとに行う。</p> <p>4. 教員のスーパービジョンを受け、直接ケア実践の妥当性およびケア提供者自身の役割の取り方、その特徴について洞察を深める。</p> <p>精神看護CNS実践実習…() または リエゾン精神看護CNS実践実習…()</p>						
教 科 書									
参考書・参考資料等	適宜提示する。								
成績評価の方法	レポートおよび精神看護CNSを交えたカンファレンス内容を統合して評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項									

看護学特別研究

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	平木 民子 (Tamiko Hiraki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 1年次演習で設定した研究課題に沿って研究計画を立て、さらに研究遂行に関わる諸条件を整えて研究計画書の完成度を高める。さらに、研究計画書に基づいた具体的な研究方法の実行に関わるデータ収集技術の精錬を図りつつ、研究を進める中で生じる疑問や課題の解決のためのディスカッションを重ねながら研究を行う。収集したデータを分析し結果を明確にして考察し、論理一貫性のある修士論文を完成させる。</p> <p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究計画書に基づいてデータ収集ができる。 ② 助言指導を受けながらデータ分析ができる。 ③ データ分析した結果を図表と文章に論理的に記述できる。 ④ 研究結果と研究の意義に沿って論理的に考察できる。 ⑤ 論文全体の整合性を図りながら修士論文を完成させることができる。 								
授 業 の 進 め 方	ゼミナール形式で進める。学生自身がプレゼンテーションし、その内容に基づいて討論し、学習を深めていく。授業内容及びスケジュールについては、研究の進捗状況によって調整する。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～8	研究計画書の修正および完成	<ol style="list-style-type: none"> ① 文献検討の経緯と結論を論理一貫性のある文章にする。 ② 研究方法の学習を深め自身のデータ収集とデータ分析に関わる技術の精度を上げる。 ③ 倫理的配慮を基準に沿って自己の研究遂行に関して具体的記述する。 						
	9～35	フィールド調査およびデータ収集とその報告	<ol style="list-style-type: none"> ④ データ収集の経過を報告し、データ収集の過程で生じた疑問や課題とその解決策について検討し討論する。 						
	36～45	データ分析	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ データ分析の結果を報告し、分析結果の適切性を高めるために、必要に応じて他の院生と討論しながら、教員の助言指導を受ける。 ⑥ 研究目的に応じて結果を明瞭に記述し、記述した結果に基づいて考察の論点を検討する。 						
	46～68	結果の記述と考察	<ol style="list-style-type: none"> ⑦ 必要十分な文献を用いて研究意義に対応する考察を深める 						
	69～75	論文完成	<ol style="list-style-type: none"> ⑧ 一貫性・論理性のある議論が展開されているか検討し、指導教員の助言指導を受けて記述し、他の教員の助言も受けながら論文の完成度を上げる。 						
教 科 書	随時提示する								
参考書・参考資料等	随時、提示する								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー									
受講上の留意事項									

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	松村 千鶴(Chizuru Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業目的】 看護実践における看護上の諸問題を見出し、その研究課題について研究計画から論文作成・プレゼンテーションまで全研究過程を遂行し、研究の基本的方法を学ぶ。このプロセスの中で、学問としてのケア技術を確立・進化させる新たなエビデンスの知見の発見を目指す。</p> <p>【到達目標】 ①看護実践における問題点を見出すことができる。 ②生理学的実験研究デザインによる研究過程を遂行する基本的方法を習得することができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	自身の研究課題についてプレゼンテーションとディスカッションを中心に進める。授業は研究の進捗状況によってスケジュールを調整して行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～10	研究計画書の修正・完成 データ収集方法の習得	1)生理学的実験研究デザインによる研究を遂行するために、研究方法を具体化し実験プロトコルを検討する。 2)予備実験を遂行しながら実験プロトコルを完成させる。						
	11～40	研究計画に沿って実験を実施	3)本実験・量的データの収集						
	41～60	結果の分析	4)データ分析・討議						
	61～75	論文完成	5)論理性のある一貫した論文作成						
教 科 書	随時、提示する。								
参考書・参考資料等	随時、提示する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	日時を調整し、随時対応する。								
受講上の留意事項	研究課題が解き明かされる面白さを体験してみましょう。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>地域精神看護学演習での学習をさらに洗練化し、メンタルヘルスに健康問題をもつ人とその家族ならびに彼らを取り巻く人々に関連した学生個々の研究テーマにそって、文献レビュー、研究計画や研究結果を報告しながら、随時、討議を重ねていく形式で進める。なかでも、データの集計と分析の学習を実際のデータを用いて解析する演習を重視しつつ、その技法を習得することをめざす。研究の質を高めるために、学会発表や研究会における発表、ディスカッションを通して学問に向けての基本的態度を養いつつ、これらのプロセスを通して、修士論文の完成を目指す。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護学として意義のある知見を導き出すことができる。</p> <p>②妥当性のある研究計画書を作成し、目的達成に必要な研究方法を選択することができる。</p> <p>③法令等に従い、所定の手続き・対策を講じた倫理的配慮ができる。</p> <p>④論旨が明確で一貫性がある修士論文を作成することができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義と演習で進める。 学生によるプレゼンテーションを中心に進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1	ガイダンス							
	2～3	研究課題の明確化	1) 要約した文献レビューをさらに深める。						
	4～8	研究計画書作成	2) 地域精神看護学演習で作成した研究計画書案について、教員の指導を受けながら、また他院生参加のもとでプレゼンテーションを行いながら研究計画書を完成させる。						
	9～45	研究実施	3) 研究の進行に伴い、進捗状況を教員と他院生にプレゼンテーションを行い、随時、教員の指導を受けながら研究を進める。その際、中間報告会で発表を行い、評価修正する。						
	46～68	修士論文執筆	4) 研究成果を修士論文にまとめる。						
	69～75	修士論文の完成	5) 研究成果の発表を置かない批評を受け、研究の精度を高めた後に、最終的に修士論文を完成させ提出する。						
教 科 書									
参考書・参考資料等	随時、指導教員が提示する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項	1. 1回の授業時間:90分 2. 柔軟な発想で、何よりも研究を楽しむことを期待します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	高嶋 伸子(Nobuko Takashima)								
授 業 の 目 的	<p>【授業目的】 実践的研究課題に取り組み、修士論文が完成に向かう能力を養うと共に、地域・在宅看護における健康と自立支援の実践知を蓄積し地域還元できる実践能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 自己の研究課題に対応した研究計画書を作成でき、発表できる。 ② 調査結果を分析し、まとめることができる。 ③ 修士論文を作成でき発表できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	研究課題の絞り込みから研究発表までに学生の研究進度に応じて進めていく								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	研究計画書作成	各自研究テーマを自主的に選択し、研究指導する。						
	3～15		各自の研究計画を推敲する。						
	16～22	データ収集・分析	研究過程で適時指導を受けたり他院生と討議したりする。						
	23～45		中間報告会で発表						
	46～52	論文作成	研究成果を修士論文形式にまとめる。						
	53～60								
	61～68	論文発表	研究成果を発表する。						
	69～75		研究成果の発表で、批評を受けて、研究の精度を高め最終的に修士論文を完成させて提出する。						
教 科 書	適時、指導教員が提示する。								
参考書・参考資料等	適時、指導教員が提示する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果至る過程を評価する。								
オフィスアワー	随時対応する。								
受講上の留意事項	時間割の講義・指導日に基づいて、日時を各自調整して出席する。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	辻 よしみ (Yoshimi Tsuji)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 公衆衛生看護領域における研究課題について、研究のプロセスに沿って修士論文を作成し、公衆衛生看護の実践に寄与できる研究的能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①公衆衛生看護学領域における研究課題に関連した文献検討及び研究方法の検討ができる。 ②課題に沿った研究計画書の作成、データ収集、分析に取り組める。 ③研究プロセスを通して倫理的思考や姿勢について獲得できる。 ④研究目的に沿って考察を深め修士論文を作成できる。 ⑤プレゼンテーションについて学び実施できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	学生主体で、プレゼンテーションを中心に実施する。研究の進捗状況に応じて討議・検討を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～5	研究課題の明確化	文献検討や討議により研究課題を焦点化						
	6～10	研究計画書の作成	研究目的を明確にし、目的に応じた研究方法の検討 研究プロセスを研究計画書を作成し明確化 研究計画書を推敲。ゼミおよび中間報告会での発表・修正の実施 倫理委員会審査の申請。						
	11～30	データ収集・分析	研究計画書に沿ってデータ収集および分析を実施						
	31～50	論文作成	修士論文作成						
	51～75	論文発表	研究成果の発表 評価及び修正語に修士論文完成						
教 科 書	随時、紹介する								
参考書・参考資料等	随時、紹介する								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	随時対応する。								
受講上の留意事項	特別講義の授業については進捗状況に応じて適宜変更します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	内海 知子(Tomoko Utsumi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 がん看護および療養支援看護学領域における特定の研究課題を見出し、看護実践に寄与することができる知見を探索し、修士論文を作成することを通して、基礎的研究能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①研究計画書が作成できる。 ②倫理的な問題を解決しながら研究に必要な諸手続きを実行できる。 ③研究参加者および収集したデータと真摯に向き合える。 ④論旨の一貫性、知見の新規性に留意しながら、修士論文として論述できる。 ⑤研究のプロセスを振り返り、内省できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	1年次の演習で設定した学生個々の研究課題をもとに、実行可能性や倫理性の検討、最新の文献検討を加えながら研究計画書を完成させる。これと並行して、データ収集と分析のための知識と技術を習得する。これらの過程において、疑問や課題についてディスカッションを重ねながら、研究を進める。さらに、研究の各段階において、研究目的に立ち返りながら他者への報告と意見の陳述、他者からのクリティークを受けることで、研究課題についての考察を深めるだけでなく、論理的思考、言語的表現を養い、修士論文を完成させる。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～10	研究計画書の修正と完成	研究の背景と文献検討についての再検討 データ収集と分析のための知識と技術の学習 倫理的検討事項の再検討 ゼミでのプレゼンテーション						
	11～20	データ収集	研究計画書の完成(内容の洗練、論理性、一貫性の確認) フィールドおよび大学の倫理審査の申請 フィールドにおけるキーパーソンとの打ち合わせ						
	21～40	データ分析と結果の記述	データの継続比較のための中途報告と検討 教員の助言指導による真実性を担保した分析 分析結果とその効果的な提示についてのプレゼンテーション						
	41～75	論文完成	スケジュールに沿って教員の指導を受けながら論文作成 定期的なゼミでのプレゼンテーション						
教 科 書	随時紹介する。								
参考書・参考資料等	随時紹介する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	緊急時以外はメールでアポイントを取ってもらい対応するが、報告や相談は随時メールを活用して行う。								
受講上の留意事項	各段階でのプレゼンテーションは、他領域の教員や院生と一緒にを行う。授業日程等は、相互の都合と学習の進捗状況で柔軟に対応するので、家庭や仕事とのバランスを取ること。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	選択	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	三木佳子 (Yoshiko Miki)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 成人看護学の領域における慢性期の健康問題に関する探究すべき研究課題について、適切な研究テーマを定め、研究を実施し修士論文としてまとめる。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 看護研究の本質を理解し、実現可能な研究テーマを段階的に絞り込むことができる。 ② 研究目的に適した研究デザイン、データ収集・分析方法を選択でき、研究計画書が作成できる。 ③ 倫理的配慮に基づき適切なデータ収集・分析を実施し、論文を作成できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	主体的に適宜スーパーバイズを受けながら研究プロセスを実施し論文を作成する。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～2	研究テーマの絞り込み 計画書作成	看護研究の本質を理解し、実現可能な研究テーマを段階的な絞り込み 研究目的に適した研究デザイン、データ収集・分析方法を選択と研究計画 書記述						
	3～10								
	11～47	データ収集・分析	研究計画にそって、研究対象への倫理的配慮した信頼性のあるデータ収 集/分析						
	48～50 51～75	今後の研究課題 論文作成と公表	研究結果より得られた知見から今後の研究課題の明確化 学術論文としての記述方法の理解と論文作成						
教 科 書	適宜紹介します。								
参考書・参考資料等	<p>よくわかる質的研究の進め方・まとめ方、看護研究のエキスパートをめざして(グレッグ美鈴、麻原きよみ、横山美江編著、医歯薬出版)</p> <p>パソコンで進めるやさしい看護研究(富田真佐子著、オーム社)</p> <p>看護における研究(南裕子編著、日本看護協会出版会)</p> <p>その他は適宜紹介する。</p>								
成績評価の方法	研究への取り組み、最終論文で総合的に評価します。								
オフィスアワー	随時相談 miki-y@chs. pref.kagawa.jp(三木)								
受講上の留意事項	スケジュールは学生の状況により調整します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	吉本 知恵 (Chie Yoshimoto)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 加齢や疾患による健康問題を抱える高齢者およびその家族、それらの人々に関わる看護職に関する研究課題について、研究のプロセスにそって研究を行い、修士論文を作成する。このプロセスを通じて、老年看護学の発展に寄与できる研究能力を養う。</p> <p>【到達目標】 ① 研究課題に適した研究方法を用いて、研究を計画し、実施できる。 ② 得られた知見に基づき、一貫性のある論文を作成できる。 ③ 研究のプロセスを通して、分析力および論理的思考力を養う。</p>								
授 業 の 進 め 方	学生のプレゼンテーションを基に、討議・検討しながら進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～10	研究計画書の修正・完成	研究計画書の修正および完成						
	11～50	研究の展開	研究計画書に基づくデータ収集およびデータ分析 ゼミ検討会・中間報告会での発表および修正						
	51～68	修士論文の作成	修士論文の作成						
	69～75	研究成果の発表 修士論文の完成	研究成果の発表および修正 修士論文の完成および提出						
教 科 書	看護研究 原理と方法 (医学書院)								
参考書・参考資料等	適宜紹介する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	研究室への連絡により、時間調整します。								
受講上の留意事項	授業スケジュールは、研究の進捗状況に応じて適宜変更します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	片山 陽子(Yoko Katayama)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 在宅看護学領域における知見や自らの問題意識を基に、学生自身の看護実践経験と学際的アプローチを統合し、在宅看護学実践の質の向上や在宅ケアシステムの構築に貢献する学術論文の作成と公表する能力を養うことを目的とする。</p> <p>【到達目標】 ①在宅看護学領域における実践的課題について、研究課題の焦点化、文献レビューと研究方法適用に関する検討を重ね、科学的思考をもって一連の研究過程に取り組める。 ②研究プロセスをとおして、科学研究に必要な倫理を学び、その姿勢を取得する。 ③論理的思考を基盤に、実践の質の向上に貢献できる論文を作成できる。 ④授業や学会発表の機会をとおして、研究プレゼンテーションについて学び実施できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	授業は、学生主体で討議やプレゼンテーションなどを重ねて、研究課題を論考する能力が育成できるようにすすめる。また、研究の進捗状況に応じてゼミナール形式でディスカッションを進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～5	研究課題の明確化	文献検討や資料分析、臨床課題の考察と討議をとおして、研究課題を明確化						
	6～10	研究計画書の作成	研究目的の明確化と目的に適した研究デザインの選定を行い、研究計画書を作成						
	11～50	研究の展開	研究の展開：ゼミでの検討会や中間報告会での発表をとおして評価と修正、研究計画の遂行						
	51～75	論文作成と公表	論文の作成 研究成果を公表し、評価と修正のうえ修士論文を完成						
教 科 書	特に指定はしない								
参考書・参考資料等	授業において適宜、紹介する								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	随時対応する。面接については、事前に連絡をとり日程調整することが望ましい。								
受講上の留意事項	特別研究の授業展開は、進捗状況によって適宜変更します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	松村 恵子 (Keiko Matsumura)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 次世代育成看護学分野において、新規性、有用性、信頼性がみられる自らの研究課題を明確に決定し、看護の質向上を目指した研究成果の創出に基づいた修士論文を完成する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護学修士の学位に妥当する研究課題が設定できる。 ②文献収集や先行研究の調査を充分に行い課題分析ができる。 ③次世代育成看護学分野における研究の意義、問題設定ができる。 ④研究課題に対して適切な研究デザインを選択し具体的な研究計画書が立案できる。 ⑤看護における研究者としての責任と研究倫理を遵守して研究を遂行し修士論文を作成できる ⑥修士論文審査を受けての対応ならびに最終試験に合格できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	演習を中心として、次世代育成看護学分野における研究の特色について討論する。 看護学特別研究の遂行ならびに研究成果に基づいた修士論文を完成できるように演習を進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～7	1. 研究の構想	1. 研究課題の決定 ①研究課題分析 ②研究課題の新規性、有用性、信頼性の検討						
	8～15	2. 研究計画書の作成、修士課程での研究の到達水準	2. 次世代育成看護学分野における研究の背景 ①論文クリティーク・理論とサンプリング ②研究の意義・問題の所在の明確化と問題設定						
	16～22	3. 研究の遂行 —第一段階—	3. 研究計画の推考 ①研究課題と研究デザインの妥当性 ②研究計画における研究倫理						
	23～45	4・5. 研究の展開 —第二段階—	4. 研究計画書の吟味・検討 ①研究対象とする現象の帰納的・演繹的意味づけ ②主要概念と理論体系の明確化 ③研究課題と研究方法の妥当性 ④研究成果の予測 ⑤看護界への貢献の予測						
	46～52	6. 修士論文の作成 —第一段階— —第二段階— —第三段階—	5. 研究の遂行 ①研究計画に基づいた展開 ②研究の遂行と研究倫理に関する点検評価						
	53～60		6. 看護学特別研究と修士論文 ①研究計画、研究の遂行に基づく体系的な構成 ②一貫した論旨の論文構成						
	61～68		③研究遂行過程を明確にした論文内容 ④看護界に貢献できる具体的な内容						
69～75	7. 修士論文の完成	7. 修士論文を完成後、自らの今後の課題の明確化 ①修士論文審査を受けての対応							
教 科 書	なし								
参考書・参考資料等	<p>1 李 節子著、看護研究こころえ帳 第2版、(医歯薬出版)2013. 2 足立はるゑ著、看護研究サポートブック、(メディカ出版)2007. 3 アン・J.デービスタ他著、看護倫理 日本文化に根ざした看護倫理とは、(医学映像教育センター)2007. 4 戈木クレイグヒル滋子/編、質的研究方法ゼミナル、(医学書院)2008. 5 Catherine H.C.Seaman Phyllis J.Verhonick著、西垣克 監訳、松村恵子訳、看護研究のすすめ方(第14・16章)(医歯薬出版株式会社)1996. 6 横山美江 編著、よくわかる看護研究の進め方・まとめ方、(医歯薬出版)2011.</p>								
成績評価の方法	研究計画書の内容では、課題の報告内容(10%)、討論の内容(10%)、研究計画書の作成過程と内容(20%)、研究の推進と遂行は30%、修士論文作成過程と修士論文審査に至る過程は30%で評価する。								
オフィスアワー	・在室時、所用や来訪者がいなければ、いつでも対応します。								
受講上の留意事項	看護学修士の学位に妥当する研究課題の設定、研究計画書作成、研究の遂行、完成度が高い修士論文の作成の過程において主体的に実践する姿勢に期待します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	舟越 和代(Kazuyo Funakoshi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 子どもと家族の健康と自立の支援をめざした看護の実践について研究的に探求し、社会に還元できる修士論文が完成できることを目指す。また、この研究課程を通して、小児看護学領域の看護の発展に寄与できる基礎的能力や研究者としての態度を学習する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①自己の研究課題について、文献検討を重ね、学術的意義について述べることができる。 ②明確化した研究課題を達成できる研究方法について考究、適切な方法を選択できる。 ③研究プロセスを通して、研究者としての倫理的態度を養うことができる。 ④修士論文を完成し、今後の自己の研究課題を見つけることができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	ゼミナール形式で進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1 2～9 10～15 16～45 46～68 69～75	ガイダンス 研究課題の明確化 研究計画書の作成 研究の展開 論文作成 研究成果の発表	ガイダンス 文献検討を通して、研究の意義や背景、研究課題を明確にしなが ら、研究テーマを絞り込む。 研究計画書を作成する。 研究計画書に沿って研究をすすめる。 研究成果を修士論文にまとめる。 研究成果の発表で、批評をもとに研究の精度を高め論文を完成させ る。						
教 科 書									
参考書・参考資料等	随時、紹介する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	必要時対応できるようにメールアドレスを開示し、時間帯を調整、個別に対応します。								
受講上の留意事項	1回の授業時間:90分 進捗状況に応じて、適宜変更する場合がある。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	三浦浩美								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 修士論文を作成するプロセスを通して、自らの小児看護学における課題意識と最新の知見を統合させ、小児看護学の質の向上に寄与する知見を得るための研究遂行能力や研究者としての態度を養うことを目的とする。</p> <p>【到達目標】 ①小児看護学における自らの研究課題に取り組むための研究のプロセスを、科学的に実践できる。 ②論理性・整合性・一貫性をもった研究論文を作成することができる。 ③研究発表、ディスカッションのスキルを身につけることができる。 ④人を対象とする研究に必要な倫理を学び、適切な方法を学ぶことができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	学生主体のプレゼンテーションをもとに、討議を重ねながらすすめる。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1 2～10 11～40 41～75	ガイダンス 研究計画書の修正と作成 研究の展開 論文作成と研究成果の発表	ガイダンス 文献検討を通して、研究の意義や背景、研究課題を焦点化する。 自己の研究課題に適切な方法を選択する。 人を対象とする研究に必要な倫理と倫理的配慮に必要な方法について学ぶ。 研究計画に沿って研究を進める。 研究成果を修士論文にまとめる。 研究成果を発表し、評価をもとに修正し論文を完成させる。						
教 科 書	特に指定しない								
参考書・参考資料等	適宜紹介する								
成績評価の方法	修士論文審査結果をもって成績とする								
オフィスアワー	随時対応する								
受講上の留意事項									

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	榮 玲子 (Reiko Sakae)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>看護学および助産学の視点から、ライフサイクル各期における女性、母子および家族への健康支援、看護援助に向けての研究課題を明確にし、健康支援および看護実践を研究的に探求する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>① 女性、母子および家族に関する研究課題について看護学・助産学の理論的視点から分析できる。</p> <p>② 研究プロセスを通して看護研究の基本、倫理性を理解し、研究論文として論述できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	研究の各段階において討議・検討しながら進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～4 5～10 11～50 51～70 71～73 74～75	研究課題の明確化 研究計画書作成 研究の展開 論文作成 成果発表 論文完成	文献検討による課題・問題の分析と研究課題の検討 研究計画書作成と査定・調整 研究計画の遂行 研究計画書に基づくデータ収集と分析 研究報告会での発表と評価・修正 論文の作成 研究成果の発表と修正 修士論文の完成と提出						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	適宜、提示・紹介する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	特に設定はしないので、随時対応する。								
受講上の留意事項	授業スケジュールは、進捗状況に応じて適宜変更します。								

看護学特別研究									
必修・選択の区別	必修	学年次	2	学 期	通年	単位数	10.0	時間数	150
担 当 教 員	野口 純子 (Junko Noguchi)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】</p> <p>助産学分野における文献検討の充実を図り、母子及び家族を対象とした助産実践や健康支援などに関連する問題や課題を抽出し、助産学の視点から自己の研究課題を明確にして、助産実践及び健康支援を研究的に探究する。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①助産学領域における実践的課題について、研究課題に適した研究方法を用いて、研究計画に基づき研究の一連の研究過程に取り組むことができる。</p> <p>②研究プロセスを通して、看護学研究の基本や研究に必要な倫理について学び、修士論文として記述できる。</p>								
授 業 の 進 め 方	1年次の演習で明確にした自己の研究課題に沿って作成した研究計画に基づき、研究の各段階において、討議・検討しながら進める。研究の進捗状況により、授業のスケジュール調整を行う。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1～4 5～10 11～50 51～70 71～75	研究課題の明確化 研究計画書の作成 研究の展開 修士論文の作成 研究成果発表 修士論文完成	<ul style="list-style-type: none"> ・文献検討による課題、問題の分析と研究課題の明確化 ・研究計画書の作成と査定・調整 ・研究計画書に基づきデータ収集の確認 研究成果の予測 中間報告会での発表・評価(必要に応じて修正) ・研究成果を修士論文形式にまとめる ・研究成果の発表と修正 ・研究成果の発表で批評を受けて、研究の精度を高めた後に修士論文を完成し提出する 						
教 科 書	特に指定しない。								
参考書・参考資料等	D.F.ポートリック他著 近藤潤子監訳 看護研究 原理と方法(医学書院) 他は、研究題目によりその都度紹介する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	随時対応します。相談がある場合には、事前に連絡を取ってください。								
受講上の留意事項	授業スケジュールは、研究の進捗状況に応じて適宜変更します。								

課題研究

課題研究(Thesis Research)									
必修・選択の区別	必修	学年次		学 期	通年	単位数	4.0	時間数	120
担 当 教 員	國方 弘子(Hiroko Kunikata)								
授 業 の 目 的	<p>【授業の目的】 精神保健医療福祉システム論、精神看護アセスメント論および精神看護セラピー、精神看護援助論で学んだ内容を踏まえて、精神看護の実践の中から研究テーマを取り上げ、研究プロセスをとって研究を行う能力を養う。</p> <p>【到達目標】</p> <p>①看護学の実践的意義のある知見を導き出すことができる。 ②妥当性のある研究計画書を作成し、目的達成に必要な研究方法を選択することができる。 ③法令等に従い、所定の手続き・対策を講じた倫理的配慮ができる。 ④論旨が明確で一貫性がある修士論文を作成することができる。</p>								
授 業 の 進 め 方	講義と演習、研究の実施で進める。 学生によるプレゼンテーションを中心に進める。								
	回	項 目	内 容						
授業スケジュール	1 2 3～5 6～12	ガイダンス 研究課題への道すじ 文献レビュー 研究計画書の作成	1) アイデアについて、課題の絞込み 2) 問題の明確化 3) 要約した文献レビューをさらに深める。 4) 研究課題、研究課題の背景、研究の意義、研究目的、研究の枠組み、研究対象、データ収集手順と方法、測定用具の選定、データ分析方法、倫理的配慮、予算と進行スケジュールなどについて、教員の指導を受けながら、他院生参加のもとでプレゼンテーションを行いながら研究計画書を完成させる。						
	13～40	研究の実施	5) プレゼンテーションを行い、随時、教員の指導を受けながら研究を進める。						
	41～58 59～60	論文作成 論文の完成	6) 研究成果を修士論文にまとめる。 7) 研究成果の発表を行い批評を受け、研究精度を高めた後、修士論文を完成させ提出する。						
教 科 書									
参考書・参考資料等	随時、教員が提示する。								
成績評価の方法	修士論文審査結果に至る過程を評価する。								
オフィスアワー	金曜日								
受講上の留意事項	柔軟な発想で、何よりも研究を楽しむことを期待します。								

Ⅲ 時 間 割 計 画

時間割計画 (研究コース)

第1学年 前期 専攻共通科目 (207講義室)

時間	月	火	水	木	金	土
昼間	(1時限) 8:50 -10:20	保健医療福祉論 中村文洋・國方弘子・西谷清美	看護技術学特論 松村千鶴	助産実践学特論 野口純子・竹内美由紀	助産実践学特論 野口純子・竹内美由紀	育成支援看護学特論 松村恵子
	(2時限) 10:30 -12:00	看護研究方法論 松村恵子・吉本知恵	在宅看護学特論 片山陽子	健康増進科学論 榎本尚志	療養支援看護学特論 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護理論 榎本尚志
	(3時限) 13:00 -14:30	看護研究方法論 松村恵子・吉本知恵	在宅看護学特論 片山陽子	健康増進科学論 榎本尚志	療養支援看護学特論 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護理論 榎本尚志
	(4時限) 14:40 -16:10	育成支援看護学特論 松村恵子	看護人材育成学特論 平木民子	健康増進科学論 榎本尚志	療養支援看護学特論 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護理論 榎本尚志
	(5時限) 16:20 -17:50	育成支援看護学特論 松村恵子	看護人材育成学特論 平木民子	健康増進科学論 榎本尚志	療養支援看護学特論 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護理論 榎本尚志
夜間	(6時限) 18:00 -19:30	看護研究方法論 松村恵子・吉本知恵	看護倫理 松村恵子・國方弘子・土岐弘美・辻上佳輝	健康増進科学論 榎本尚志	英文献講読 松村恵子・國方弘子	英文献講読 松村恵子・國方弘子
	(7時限) 19:40 -21:10	保健医療福祉論 中村文洋・國方弘子・西谷清美	在宅看護学特論 片山陽子	健康増進科学論 榎本尚志	英文献講読 松村恵子・國方弘子	英文献講読 松村恵子・國方弘子

※ 看護理論 第1回平成30年4月21日(土)(2回目以降は、調整を行う)

時間割計画(専門看護師コース)

第1学年 前期 専攻共通科目 (207講義室)

時間	月	火	水	木	金	土	
昼 間	(1時限) 8:50 -10:20	保健医療福祉論 中村文洋・國方弘子・西谷清美	精神看護 アセスメント論 I 國方弘子・ 二宮正樹・ 三谷理恵	看護技術学特論 松村千鶴	助産実践学特論 野口純子・竹内美由紀	育成支援看護学特論 松村恵子	
	(2時限) 10:30 -12:00	看護研究方法論 松村恵子・吉本知恵	在宅看護学特論 片山陽子	精神看護セラピーII 國方弘子・土岐弘美・ 竹森元彦	看護理論 當目雅代		
	(3時限) 13:00 -14:30	女性健康看護学特論 松村恵子	精神看護 アセスメント論II 國方弘子・土岐弘美	健康増進科学論 樋本尚志	療養支援看護学特論 内海知子 三木佳子 岩本真紀	老年看護学特論 吉本知恵	
	(4時限) 14:40 -16:10	育成支援看護学特論 松村恵子	看護人材育成学特論 平木民子	健康生活支援方法論 榮玲子・舟越和代	地域精神看護学特論 國方弘子		
	(5時限) 16:20 -17:50		疫学・統計学 辻よしみ・平尾智広	英文献講読 ジャンジュア ナジマ	公衆衛生看護学特論 高嶋伸子・辻よしみ		
	夜 間	(6時限) 18:00 -19:30	看護研究方法論 松村恵子・吉本知恵	看護倫理 堀美紀子・國方弘子・土岐弘美・辻上佳輝	健康生活支援方法論 榮玲子・舟越和代	英文献講読 ジャンジュア ナジマ	
		(7時限) 19:40 -21:10	保健医療福祉論 中村文洋・國方弘子・西谷清美	看護人材育 成学特論 平木民子	健康増進科学論 樋本尚志	地域精神看護学特論 國方弘子	在宅看護学特論 片山陽子
				子ども発達支 援看護学特論 舟越和代		看護技術学特論 松村千鶴	
						公衆衛生看護学特論 高嶋伸子 辻よしみ	

※ 看護理論 第1回平成30年4月21日(土)(2回目以降は、学生と調整を行う)
 ※ 精神看護セラピーI 集中講義 (決定次第お知らせします)

時間割計画 (研究コース)

第1学年 後期

専攻共通科目 (207講義室)

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20		公衆衛生看護学演習		在宅看護学演習	看護技術学演習	育成支援看護学演習
		高嶋伸子・辻よしみ		片山陽子	松村千鶴	松村恵子
	(2時限) 10:30 -12:00	子ども発達支援看護学演習				子一ム医療特論
		舟越和代				國方弘子・片山陽子
(3時限) 13:00 -14:30	看護管理学特論	療養支援看護学演習 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護人材育成学演習 平木民子		助産実践学演習	
	平木民子	吉本知恵 松村恵子			野口純子・竹内美由紀	
	看護教育学特論	家族発達支援方法論		健康心理看護学特論 辻よしみ 片山陽子	地域精神看護学演習	
(4時限) 14:40 -16:10	平木民子	松村恵子・野口純子・中村文洋			國方弘子	
	女性健康看護学演習				生命・医療倫理論	
(5時限) 16:20 -17:50	柴玲子				塩田敦子	
(6時限) 18:00 -19:30	健康心理看護学特論	家族発達支援方法論	療養支援看護学演習 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護人材育成学演習	地域精神看護学演習	在宅看護学演習
	辻よしみ 片山陽子	松村恵子・野口純子・中村文洋	老年看護学演習 吉本知恵	平木民子	國方弘子	片山陽子
		助産実践学演習 野口純子 竹内美由紀	公衆衛生看護学演習 高嶋伸子・辻よしみ	看護カンファレンション 高嶋伸子・土岐弘美	生命・医療倫理論	生命・医療倫理論
(7時限) 19:40 -21:10		看護技術学演習 松村千鶴	子ども発達支援学演習 舟越和代			

※ 子一ム医療特論 第1回平成30年10月6日(土) 第2回平成30年12月15日(土)

時間割計画(専門看護師コース)

第1学年 後期

専攻共通科目 (207講義室)

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20	精神看護 援助論 I	公衆衛生看護学演習	精神看護援 援助論 II 國方弘子 平木民子・竹内美由紀 土岐弘美・江波戸和子	精神保健医療 福祉システム論 國方弘子・土岐弘美	看護技術学演習 松村千鶴	育成支援看護学演習 松村恵子
		高嶋伸子・辻よしみ				
(2時限) 10:30 -12:00	國方弘子	子ども発達支援看護学演習	看護学演習 國方弘子	國方弘子・土岐弘美	看護学演習 松村千鶴	育成支援看護学演習 松村恵子
		舟越和代				
(3時限) 13:00 -14:30	看護管理学特論 平木民子	療養支援看護学演習 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護学演習 平木民子	在宅看護学演習 片山陽子	助産実践学演習 野口純子・竹内美由紀	看護学演習 松村千鶴
		老年看護学演習 吉本知恵				
(4時限) 14:40 -16:10	看護教育学特論 平木民子	家族発達支援方法論	看護学演習 松村恵子・野口純子・中村文洋	健康心理看護学特論 辻よしみ・片山陽子	地域精神看護学演習 國方弘子	看護学演習 松村千鶴
		松村恵子・野口純子・中村文洋				
(5時限) 16:20 -17:50	女性健康看護学演習 榮玲子	療養支援看護学演習 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護学演習 榮玲子	生命・医療倫理論 塩田敦子	在宅看護学演習 片山陽子	看護学演習 松村千鶴
		家族発達支援方法論				
(6時限) 18:00 -19:30	看護管理学特論 平木民子	療養支援看護学演習 内海知子 三木佳子 岩本真紀	看護学演習 吉本知恵	健康心理看護学特論 辻よしみ・片山陽子	地域精神看護学演習 國方弘子	看護学演習 松村千鶴
		家族発達支援方法論				
(7時限) 19:40 -21:10	看護教育学特論 平木民子	助産実践学演習 野口純子 竹内美由紀	看護学演習 高嶋伸子・辻よしみ	看護学演習 高嶋伸子・土岐弘美	生命・医療倫理論 塩田敦子	看護学演習 松村千鶴
		子ども発達支援方法論				

※ チーム医療特論 第1回平成30年10月6日(土) 第2回平成30年12月15日(土)

※ リエゾン精神看護論 集中講義 (決まり次第お知らせします) ※ 精神看護CNS役割実習(別途指示します)

時間割計画 (研究コース)

第2学年 前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	
(2時限) 10:30 -12:00	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	
(3時限) 13:00 -14:30	特別研究	特別研究		特別研究	特別研究	
(4時限) 14:40 -16:10	特別研究	特別研究		特別研究	特別研究	
(5時限) 16:20 -17:50	特別研究	特別研究		特別研究	特別研究	
(6時限) 18:00 -19:30	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	
(7時限) 19:40 -21:10	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	
	昼					
	間					
	夜					
	間					

時間割計画(専門看護師コース)

第2学年 前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20 (2時限) 10:30 -12:00 (3時限) 13:00 -14:30 (4時限) 14:40 -16:10 (5時限) 16:20 -17:50	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習		課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習		課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習		課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習		課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習		課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
(6時限) 18:00 -19:30 (7時限) 19:40 -21:10	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	
	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	課題研究 精神看護直接ケ了実習	

IV 關係諸規程

目 次

・香川県立保健医療大学大学院学則	87
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程	95
履修科目変更	100
追試験受験願	101
再試験受験願	102
履修届	103
・香川県立保健医療大学大学院長期履修規程	108
長期履修許可申請書	109
長期履修期間短縮許可申請書	110
・香川県立保健医療大学学位規程	111
・香川県立保健医療大学大学院修士学位審査規定	114
・看護学専攻における修士学位取得要項	116
修士論文題目等申請書	121
研究計画申請書	122
研究計画書	123
修士論文中間報告書	124
修士論文題目変更申請書	125
修士論文審査申請書	126
論文要旨	127
論文目録	128
履歴書	129
論文審査結果報告書	130
修士論文発表会記録票	131
看護学専攻コース変更申請書	132
・修士論文の作成細目に関する資料	133
・修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準	136
・修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準に関する申し合わせ事項	138
・香川県保健医療大学倫理審査委員会規程	140
・香川県立保健医療大学動物実験規程	151
・香川県立保健医療大学遺伝子組み換え実験安全管理規程	157
・香川県立保健医療大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)取扱要領	162
・香川県立保健医療大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程	169
・香川県立保健医療大学条例	173
・香川県使用料、手数料条例(抄)	174
・香川県立保健医療大学規則	176
・香川県立保健医療大学学生細則	180
・香川保健医療大学旧姓使用に関する規程	

香川県立保健医療大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 入学等（第6条～第9条）
- 第3章 教育課程、履修方法等（第10条～第12条）
- 第4章 修了及び学位（第13条・第14条）
- 第5章 職員組織及び研究科委員会等（第15条～第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 香川県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することを目的とする。

（研究科、課程、専攻及びコース）

第2条 本学大学院に、保健医療学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科は、保健医療に関する高度かつ先進的な知識と技術を学ぶとともに、それぞれの分野や領域において高い専門性を追究し、保健・医療・福祉が連携した総合的サービスを提供することができる高度専門職業人、高度先進医療やチーム医療の場でリーダーシップを発揮することができる高度専門職業人及び高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することを目的とする。
- 3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 研究科の専攻及びコースは、次に掲げるとおりとする。

課程	専攻	コース
修士課程	看護学専攻	研究コース、専門看護師コース
博士前期課程	臨床検査学専攻	—
博士後期課程	臨床検査学専攻	—

- 5 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識並びに専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な能力等を養うことを目的とする。
- 6 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(収容定員等)

第3条 本学大学院の収容定員等は、次のとおりとする。

課程	専攻	コース	入学定員	収容定員
修士課程	看護学専攻	研究コース 専門看護師コース	5人	10人
博士前期課程	臨床検査学専攻	—	3人	6人
博士後期課程	臨床検査学専攻	—	2人	6人

(標準修業年限等)

第4条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第5条 本学大学院の在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 入学等

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第7条 本学大学院修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める

日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(再入学)

第8条 学長は、本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への再入学を許可することができる。

(転入学)

第9条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への転入学を許可することができる。

第3章 教育課程、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第10条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第4章 修了及び学位

(修了の要件)

第13条 学長は、本学大学院修士課程又は博士前期課程に2年(第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数)以上在学し、看護学専攻にあっては、所定の授業科目を履修し、30単位以上(専門看護師コースにあっては、38単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生に、臨床検査学専攻にあっては、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生(専門看護師コースの学生は除く。)については、1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 学長は、本学大学院博士後期課程に3年(第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を計画的に受けた上で、英文の主論文1編を査読制度のある国際又は全国学会誌に、単著又は共著筆頭の原著論文として投稿、査読等を経て発表後、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、2年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(学位)

第14条 学長は、本学大学院を修了した者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学位を授与する。

- (1) 修士課程 看護学専攻 修士(看護学)
- (2) 博士前期課程 臨床検査学専攻 修士(臨床検査学)
- (3) 博士後期課程 臨床検査学専攻 博士(臨床検査学)

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 職員組織及び研究科委員会等

(職員)

第15条 本学大学院の職員は、香川県立保健医療大学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第16条 研究科に研究科長を置く。

(専攻長)

第17条 研究科専攻に専攻長を置く。

(研究科委員会)

第18条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、研究科の授業を担当する准教授、講師及びその他職員を組織に加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学（再入学及び転入学を含む。）及び修了に関する事項
 - (2) 教育課程、履修、試験及び単位の認定に関する事項
 - (3) 学位に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要なもので学長が定める事項
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
 - (1) 学則その他本学大学院の教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
 - (3) 学生の厚生補導に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要な事項
- 5 研究科委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前4項に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(特任教授)

第19条 研究科専攻に特任教授を置くことができる。

- 2 特任教授に関し必要な事項は、学長が定める。

第6章 雑則

(大学学則の準用)

第20条 香川県立保健医療大学学則（以下「大学学則」という。）第2章、第9条から第11条まで、第13条から第18条まで、第20条から第23条まで、第6章、第10章、第11章、第14章（第50条第2項を除く。）及び第15章の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第3項 第18条第2号	学部にあつては4年、専攻科にあつては1年	修士課程又は博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年

第15条	大学又は短期大学（以下「大学等」という。）	大学の大学院
第16条第1項 第41条第1項	大学等	大学の大学院
第18条第1号	学部にあつては8年、専攻科にあつては2年	修士課程又は博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年
第20条第2項	卒業研究	特別研究

（委任）

第21条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の保健医療学研究科保健医療学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日において当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に該当する者の第10条に係る別表については、看護学分野に在籍する者は別表1を、臨床検査学分野に在籍する者は別表2を、それぞれ適用するものとする。

別表1 (第10条関係)
看護学専攻 修士課程

授業科目		研究コース		専門看護師コース		
		単位数		単位数		
		必修	選択	必修	選択	
専攻共通科目	健康増進科学論	2			2	
	保健医療福祉論	2			2	
	チーム医療特論	2		2		
	疫学・統計学		2		2	
	生命・医療倫理論		2		2	
	英文献講読		2		2	
	小計	6	6	2	10	
専門共通科目	健康心理看護学特論		2		2	
	健康生活支援方法論		2		2	
	家族発達支援方法論		2		2	
	看護理論		2	2		
	看護倫理		2	2		
	看護研究方法論		2	2		
	看護教育学特論		2	2		
	看護管理学特論		2		2	
	看護コンサルテーション論		2	2		
小計	0	18	10	8		
専門領域科目	基盤開発看護学領域	看護人材育成学特論		2		2
		看護人材育成学演習		2		2
		看護技術学特論		2		2
		看護技術学演習		2		2
		小計	0	8	0	8
	健康生活支援看護学領域	地域精神看護学特論		2		2
		地域精神看護学演習		2		2
		公衆衛生看護学特論		2		2
		公衆衛生看護学演習		2		2
		療養支援看護学特論		2		2
		療養支援看護学演習		2		2
		老年看護学特論		2		2
		老年看護学演習		2		2
		在宅看護学特論		2		2
	在宅看護学演習		2		2	
	小計	0	20	0	20	
	次世代育成看護学領域	育成支援看護学特論		2		2
		育成支援看護学演習		2		2
		子ども発達支援看護学特論		2		2
		子ども発達支援看護学演習		2		2
		女性健康看護学特論		2		2
		女性健康看護学演習		2		2
		助産実践学特論		2		2
		助産実践学演習		2		2
	小計	0	16	0	16	

授業科目		研究コース		専門看護師コース	
		単位数		単位数	
		必修	選択	必修	選択
専門分野共通科目	精神保健医療福祉システム論			2	
	精神看護アセスメント論Ⅰ			2	
	精神看護アセスメント論Ⅱ			2	
	精神看護セラピーⅠ			2	
	精神看護セラピーⅡ			2	
	リエゾン精神看護論			2	
	精神看護援助論Ⅰ			2	
	精神看護援助論Ⅱ			2	
	小計	0	0	16	0
科実習	精神看護CNS役割実習			3	
	精神看護直接ケア実習			3	
	小計	0	0	6	0
特別研究	看護学特別研究	10			
	小計	10	0	0	0
課題研究	課題研究			4	
	小計	0	0	4	0
合計		16	68	38	62

別表2 (第10条関係)

臨床検査学専攻

博士前期課程

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専攻共通科目	健康増進科学論	2		
	保健医療福祉論	2		
	千一ム医療特論	2		
	疫学・統計学		2	
	生命・医療倫理論		2	
	英文献講読		2	
	小計	6	6	
専門共通科目	検査総合管理学		2	
	医療情報管理学		2	
	環境衛生論		2	
	食理学		1	
	検査研究方法論		1	
	小計	0	8	
専門領域科目	病態機能検査学領域	生体機能検査学特論		2
		生体機能検査学演習		2
		病態解析検査学特論		2
		病態解析検査学演習		2
		病理病態検査学特論		2
		病理病態検査学演習		2
		血液病態検査学特論		2
		血液病態検査学演習		2
		小計	0	16
	病因解析検査学領域	病原因子検査学特論		2
		病原因子検査学演習		2
		生体防御検査学特論		2
		生体防御検査学演習		2
		生体化学検査学特論		2
		生体化学検査学演習		2
		遺伝子検査学特論		2
		遺伝子検査学演習		2
		小計	0	16
特別研究	臨床検査学特別研究	10		
	小計	10	0	
合計		16	46	

博士後期課程

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門科目共通	臨床検査学研究方法論	2		
	小計	2	0	
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論		2
		神経生理機能検査技術論		2
	小計	0	4	
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論		2
遺伝子検査技術論			2	
小計	0	4		
特別研究	臨床検査学特別研究Ⅰ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅱ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅲ	2		
	小計	6	0	
合計		8	8	

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条において準用する香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法に関し必要な事項を定める。

(教育方法)

第2条 研究科の教育は、授業科目の授業、修士論文及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、学長が別に定める。

(研究指導教員)

第4条 学長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、研究科委員会の議を経て、学生が志望する専門領域の主担当の研究指導教員を選任する。

2 前項の主担当の研究指導教員は、研究科の専任教員の中から1人を選任する。ただし、研究科委員会は、必要に応じて、研究科の専任教員の中から副担当の研究指導教員を選任することができる。

3 前2項により選任された研究指導教員の変更は認めない。ただし、学長は、研究指導教員の退職等、特別の事情があると認めるときに限り、変更を許可することができる。

(授業科目及び履修方法等)

第5条 研究科その履修方法及び修了要件は、別表のとおりとする。

(履修の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ主担当の研究指導教員の指導を受けたうえで、所定の期日までに、別に定める履修届により学長に届け出なければならない。

2 学生は、前項の届出をしない授業科目を履修することができない。

3 学生は、第1項の届出をした授業科目を変更するときは、所定の期日までに、履修科目変更届（第1号様式）を学長に提出しなければならない。

4 学生は、原則として、単位を修得した授業科目を再び履修することができない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

(追試験)

第8条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

2 追試験を受けようとする者は、当該授業科目の試験終了後1週間以内に、追試験受験願（第2号様式）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

2 再試験を受けようとする者は、所定の期日までに、再試験受験願（第3号様式）を学長に提出しなければならない。

（学修の評価の基準）

第10条 学修の評価は、授業科目の履修期間が終了した時に、試験及び平素の成績等を総合して、次の基準により行う。ただし、再試験による成績の評価は、原則として可以下とする。

評語	評価の基準（100点満点）	判定
優	80点以上	合格
良	70点以上80点未満	
可	60点以上70点未満	
不可	60点未満	不合格

2 2人以上の教員により授業が分担される授業科目の学修の評価は、当該教員の合議により、当該科目の担当責任者が行う。

（試験を受験することができない者）

第11条 履修科目の出席時間数が当該授業科目の授業時間数（実際に授業を行った時間数をいう。）の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情及び程度により担当教員が成業の見込みがあると認めるときは、この限りでない。

（不正行為）

第12条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学期すべての授業科目（通年科目も含む。）の成績評価を無効とするほか、必要と認めるときは、大学院学則第20条において準用する学則第45条の規定に基づき懲戒処分を行う。

（論文審査及び最終試験）

第13条 修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項については、別に定める。

（準用）

第14条 専門看護師コースにあつては、本規程中「修士論文」とあるのは大学院学則第13条第1項に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に係る授業科目の履修等に関し必要な事項については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日において保健医療学専攻科に在学する者の第 5 条に係る別表については、看護学分野に在籍する者については別表 1 を、臨床検査学分野に在籍する者については別表第 2 を、それぞれ適用するものとする。

別表1 (第5条関係)

履修方法及び修了要件	
研究コースにおいては、専攻共通科目8単位以上（健康増進科学論、保健医療福祉論、チーム医療特論の6単位必修と選択2単位以上）、専門共通科目8単位以上、専門領域科目4単位以上及び特別研究10単位の合計30単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。	
専門看護師コースにおいては、専攻共通科目2単位以上（必修2単位）、専門共通科目10単位以上（看護理論、看護倫理、看護研究方法論、看護教育学特論、看護コンサルテーション論の10単位必修）、専門分野共通科目16単位、実習科目6単位、課題研究4単位の合計38単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。	

(参考)

授業科目		研究コース		専門看護師コース		
		単位数		単位数		
		必修	選択	必修	選択	
専攻共通科目	健康増進科学論	2			2	
	保健医療福祉論	2			2	
	チーム医療特論	2		2		
	疫学・統計学		2		2	
	生命・医療倫理論		2		2	
	英文献講読		2		2	
	小計	6	6	2	10	
専門共通科目	健康心理看護学特論		2		2	
	健康生活支援方法論		2		2	
	家族発達支援方法論		2		2	
	看護理論		2	2		
	看護倫理		2	2		
	看護研究方法論		2	2		
	看護教育学特論		2	2		
	看護管理学特論		2		2	
	看護コンサルテーション論		2	2		
小計	0	18	10	8		
専門領域科目	基盤開発看護学領域	看護人材育成学特論		2		2
		看護人材育成学演習		2		2
		看護技術学特論		2		2
		看護技術学演習		2		2
		小計	0	8	0	8
	健康生活支援看護学領域	地域精神看護学特論		2		2
		地域精神看護学演習		2		2
		公衆衛生看護学特論		2		2
		公衆衛生看護学演習		2		2
		療養支援看護学特論		2		2
		療養支援看護学演習		2		2
		老年看護学特論		2		2
		老年看護学演習		2		2
		在宅看護学特論		2		2
	在宅看護学演習		2		2	
	小計	0	20	0	20	
	次世代育成看護学領域	育成支援看護学特論		2		2
育成支援看護学演習			2		2	
子ども発達支援看護学特論			2		2	
子ども発達支援看護学演習			2		2	
女性健康看護学特論			2		2	
女性健康看護学演習			2		2	
助産実践学特論			2		2	
助産実践学演習			2		2	
小計	0	16	0	16		

授業科目		研究コース		専門看護師コース	
		単位数		単位数	
		必修	選択	必修	選択
専門分野共通科目	精神保健医療福祉システム論				2
	精神看護アセスメント論Ⅰ				2
	精神看護アセスメント論Ⅱ				2
	精神看護セラピーⅠ				2
	精神看護セラピーⅡ				2
	リエゾン精神看護論				2
	精神看護援助論Ⅰ				2
	精神看護援助論Ⅱ				2
	小計	0	0	16	0
	科実習	精神看護CNS役割実習			
精神看護直接ケア実習					3
小計		0	0	6	0
特別研究	看護学特別研究	10			
	小計	10	0	0	0
課題研究	課題研究				4
	小計	0	0	4	0
合計		16	68	38	62

別表2 (第5条関係)

博士前期課程

履修方法及び修了要件
専攻共通科目 8 単位以上（必修 6 単位、選択 2 単位以上）、専門共通科目 4 単位以上、専門領域科目 8 単位以上（選択した特別研究の属する領域科目から特論 2 単位及び演習 2 単位、さらに他の領域科目も含め 4 単位以上）及び特別研究 10 単位の合計 30 単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(参考)

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専攻共通科目	健康増進科学論	2		
	保健医療福祉論	2		
	チーム医療特論	2		
	疫学・統計学		2	
	生命・医療倫理論		2	
	英文献講読		2	
	小計	6	6	
専門共通科目	検査総合管理学		2	
	医療情報管理学		2	
	環境衛生論		2	
	食理学		1	
	検査研究方法論		1	
	小計	0	8	
専門領域科目	病態機能検査学領域	生体機能検査学特論		2
		生体機能検査学演習		2
		病態解析検査学特論		2
		病態解析検査学演習		2
		病理病態検査学特論		2
		病理病態検査学演習		2
		血液病態検査学特論		2
		血液病態検査学演習		2
	小計	0	16	
	病因解析検査学領域	病原因子検査学特論		2
		病原因子検査学演習		2
		生体防御検査学特論		2
		生体防御検査学演習		2
		生体化学検査学特論		2
		生体化学検査学演習		2
		遺伝子検査学特論		2
		遺伝子検査学演習		2
小計	0	16		
特別研究	臨床検査学特別研究	10		
	小計	10	0	
合計		16	46	

別表3 (第5条関係)

博士後期課程

履修方法及び修了要件
専門共通科目(必修) 2 単位、選択する領域の専門科目(選択) 2 単位以上、臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(必修) 6 単位の合計 10 単位以上を修得する。かつ、必要な研究指導を計画的に受けた上で、英文の主論文 1 編を査読制度のある国際又は全国学会誌に、単著又は共著筆頭の原著論文として投稿、査読等を経て発表後、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(参考)

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門科目共通	臨床検査学研究方法論	2		
	小計	2	0	
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論		2
		神経生理機能検査技術論		2
	小計	0	4	
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論		2
遺伝子検査技術論			2	
小計	0	4		
特別研究	臨床検査学特別研究Ⅰ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅱ	2		
	臨床検査学特別研究Ⅲ	2		
	小計	6	0	
合計		8	8	

履修科目変更届（平成 年度・ 期）

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

平成 年度の 期において、先に届け出た履修届について、次のとおり授業科目を変更したいので届け出ます。

変更前授業科目名	単位数	昼夜の別	変更後授業科目名	単位数	昼夜の別

研究指導教員 承認印	
---------------	--

追 試 験 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

次のとおり追試験を受験したいので、承認くださるようお願いします。

追試験授業科目名	
(担当教員名)	
定期試験を受けられ なかった理由	

注 医師の診断書その他の定期試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること。

再 試 験 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

次のとおり再試験を実施していただきますようお願いいたします。

再試験授業科目名	
担 当 教 員 名	

注 授業科目ごとに提出すること。

履 修 届 (平成30年度・前期)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成30年度の前期において、次のとおり授業科目を履修したいので届け出ます。

1 専攻共通科目

授 業 科 目	単位数		1年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康増進科学論	2		○		2	
保健医療福祉論	2		○		2	
チーム医療特論	2			○	/	/
疫学・統計学		2	○			
生命・医療倫理論		2		○	/	/
英文献講読		2	○			—

2 専門共通科目

授 業 科 目	単位数		1年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康心理看護学特論		2		○	/	/
健康生活支援方法論		2	○			
家族発達支援方法論		2		○	/	/
看護理論		2	○			—
看護倫理		2	○			—
看護研究方法論		2	○			
看護教育学特論		2		○	/	/
看護管理学特論		2		○	/	/
看護コンサルテーション論		2		○	/	/

3 専門領域科目

授 業 科 目	単位数		1年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
基盤開発看護学	看護人材育成学特論	2	○			
	看護人材育成学演習	2		○	/	/
	看護技術学特論	2	○			
	看護技術学演習	2		○	/	/
健康生活支援看護学	地域精神看護学特論	2	○			
	地域精神看護学演習	2		○	/	/
	公衆衛生看護学特論	2	○			
	公衆衛生看護学演習	2		○	/	/
	療養支援看護学特論	2	○			
	療養支援看護学演習	2		○	/	/
	老年看護学特論	2	○			
老年看護学演習	2		○	/	/	
次世代育成看護学	在宅看護学特論	2	○			
	在宅看護学演習	2		○	/	/
	育成支援看護学特論	2	○			
育成支援看護学演習	2		○	/	/	
子ども発達支援看護学特論	2	○				
子ども発達支援看護学演習	2		○	/	/	
女性健康看護学特論	2	○				
女性健康看護学演習	2		○	/	/	
助産実践学特論	2	○				
助産実践学演習	2		○	/	/	

注1 太線枠内の「単位数」欄に、履修しようとする授業科目の単位数を記入すること。

注2 太線枠内の「昼夜の別」欄に、履修しようとする授業科目の受講希望時間帯を「昼」又は「夜」と記入すること。

なお、「昼」は月曜から金曜までの1～5時限、「夜」は月曜から金曜までの6・7時限及び土曜日の1・2時限である。

注3 提出前に控え又は写しを取っておくこと。

履 修 届 (平成30年度・前期)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成30年度の前期において、次のとおり授業科目を履修したいので届け出ます。

1 専攻共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康増進科学論		2	○			
保健医療福祉論		2	○			
チーム医療特論	2			○	/	/
疫学・統計学		2	○			
生命・医療倫理論		2		○	/	/
英文献講読		2	○			—

2 専門共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康心理看護学特論		2		○	/	/
健康生活支援方法論		2	○			
家族発達支援方法論		2		○	/	/
看護理論	2		○			—
看護倫理	2		○			—
看護研究方法論	2		○			
看護教育学特論	2			○	/	/
看護管理学特論		2		○	/	/
看護コンサルテーション論	2			○	/	/

4 専門分野共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
精神保健医療福祉システム論	2			○	/	/
精神看護アセスメント論Ⅰ	2		○			—
精神看護アセスメント論Ⅱ	2		○			—
精神看護セラピーⅠ	2		○			—
精神看護セラピーⅡ	2		○			—
リエゾン精神看護論	2			○	/	/
精神看護援助論Ⅰ	2			○	/	/
精神看護援助論Ⅱ	2			○	/	/

3 専門領域科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
基盤開発看護学	看護人材育成学特論	2	○			
	看護人材育成学演習	2		○	/	/
	看護技術学特論	2	○			
	看護技術学演習	2		○	/	/
健康生活支援看護学	地域精神看護学特論	2	○			
	地域精神看護学演習	2		○	/	/
	公衆衛生看護学特論	2	○			
	公衆衛生看護学演習	2		○	/	/
	療養支援看護学特論	2	○			
	療養支援看護学演習	2		○	/	/
	老年看護学特論	2	○			
	老年看護学演習	2		○	/	/
次世代育成看護学	在宅看護学特論	2	○			
	在宅看護学演習	2		○	/	/
	育成支援看護学特論	2	○			
	育成支援看護学演習	2		○	/	/
子ども発達支援看護学	子ども発達支援看護学特論	2	○			
	子ども発達支援看護学演習	2		○	/	/
	女性健康看護学特論	2	○			
	女性健康看護学演習	2		○	/	/
助産実践看護学	助産実践学特論	2	○			
	助産実践学演習	2		○	/	/

5 実習科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
精神看護CNS役割実習	3			○	/	/

6 課題研究

授 業 科 目	単位数		1 年	単位数	昼夜の別
	必修	選択	通年		
課題研究	4		○	4	—

注1 太線枠内の「単位数」欄に、履修しようとする授業科目の単位数を記入すること。

注2 太線枠内の「昼夜の別」欄に、履修しようとする授業科目の受講希望時間帯を「昼」又は「夜」と記入すること。

なお、「昼」は月曜から金曜までの1～5時限、「夜」は月曜から金曜までの6・7時限及び土曜日の1・2時限である。

注3 提出前に控え又は写しを取っておくこと。

履 修 届 (平成30年度・後期)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成29年度の前期において、次のとおり授業科目を履修したいので届け出ます。

1 専攻共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康増進科学論	2		○		/	/
保健医療福祉論	2		○		/	/
チーム医療特論	2			○		—
疫学・統計学		2	○		/	/
生命・医療倫理論		2		○		
英文献講読		2	○		/	/

2 専門共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康心理看護学特論		2		○		
健康生活支援方法論		2	○		/	/
家族発達支援方法論		2		○		
看護理論		2	○		/	/
看護倫理		2	○		/	/
看護研究方法論		2	○		/	/
看護教育学特論		2		○		
看護管理学特論		2		○		—
看護コンサルテーション論		2		○		—

3 専門領域科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
基盤開発看護学	看護人材育成学特論	2	○		/	/
	看護人材育成学演習	2		○		
	看護技術学特論	2	○		/	/
	看護技術学演習	2		○		
健康生活支援看護学	地域精神看護学特論	2	○		/	/
	地域精神看護学演習	2		○		
	公衆衛生看護学特論	2	○		/	/
	公衆衛生看護学演習	2		○		
	療養支援看護学特論	2	○		/	/
	療養支援看護学演習	2		○		
	老年看護学特論	2	○		/	/
	老年看護学演習	2		○		
次世代育成看護学	在宅看護学特論	2	○		/	/
	在宅看護学演習	2		○		
	育成支援看護学特論	2	○		/	/
	育成支援看護学演習	2		○		
次世代育成看護学	子ども発達支援看護学特論	2	○		/	/
	子ども発達支援看護学演習	2		○		
	女性健康看護学特論	2	○		/	/
	女性健康看護学演習	2		○		
	助産実践学特論	2	○		/	/
	助産実践学演習	2		○		

注1 太線枠内の「単位数」欄に、履修しようとする授業科目の単位数を記入すること。

注2 太線枠内の「昼夜の別」欄に、履修しようとする授業科目の受講希望時間帯を「昼」又は「夜」と記入すること。

なお、「昼」は月曜から金曜までの1～5時限、「夜」は月曜から金曜までの6・7時限及び土曜日の1・2時限である。

注3 提出前に控え又は写しを取っておくこと。

履 修 届 (平成30年度・後期)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成29年度の前期において、次のとおり授業科目を履修したいので届け出ます。

1 専攻共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康増進科学論		2	○		/	/
保健医療福祉論		2	○		/	/
チーム医療特論	2			○		—
疫学・統計学		2	○		/	/
生命・医療倫理論		2		○	/	/
英文献講読		2	○		/	/

2 専門共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
健康心理看護学特論		2		○	/	/
健康生活支援方法論		2	○		/	/
家族発達支援方法論		2		○	/	/
看護理論	2		○		/	/
看護倫理	2		○		/	/
看護研究方法論	2		○		/	/
看護教育学特論	2			○	/	/
看護管理学特論		2		○		—
看護コンサルテーション論	2			○		—

4 専門分野共通科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
精神保健医療福祉システム論	2			○		—
精神看護アセスメント論Ⅰ	2		○		/	/
精神看護アセスメント論Ⅱ	2		○		/	/
精神看護セラピーⅠ	2		○		/	/
精神看護セラピーⅡ	2		○		/	/
リエゾン精神看護論	2			○		—
精神看護援助論Ⅰ	2			○		—
精神看護援助論Ⅱ	2			○		—

3 専門領域科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
基盤開発看護学	看護人材育成学特論		2	○	/	/
	看護人材育成学演習		2		○	/
	看護技術学特論		2	○	/	/
	看護技術学演習		2		○	/
健康生活支援看護学	地域精神看護学特論		2	○	/	/
	地域精神看護学演習		2		○	/
	公衆衛生看護学特論		2	○	/	/
	公衆衛生看護学演習		2		○	/
	療養支援看護学特論		2	○	/	/
	療養支援看護学演習		2		○	/
	老年看護学特論		2	○	/	/
	老年看護学演習		2		○	/
次世代育成看護学	在宅看護学特論		2	○	/	/
	在宅看護学演習		2		○	/
	育成支援看護学特論		2	○	/	/
	育成支援看護学演習		2		○	/
	子ども発達支援看護学特論		2	○	/	/
	子ども発達支援看護学演習		2		○	/
次世代育成看護学	女性健康看護学特論		2	○	/	/
	女性健康看護学演習		2		○	/
	助産実践学特論		2	○	/	/
	助産実践学演習		2		○	/

5 実習科目

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	前期	後期		
精神看護CNS役割実習	3			○		—

6 課題研究

授 業 科 目	単位数		1 年		単位数	昼夜の別
	必修	選択	通年			
課題研究	4			○	/	/

注1 太線枠内の「単位数」欄に、履修しようとする授業科目の単位数を記入すること。

注2 太線枠内の「昼夜の別」欄に、履修しようとする授業科目の受講希望時間帯を「昼」又は「夜」と記入すること。

なお、「昼」は月曜から金曜までの1～5時限、「夜」は月曜から金曜までの6・7時限及び土曜日の1・2時限である。

注3 提出前に控え又は写しを取っておくこと。

履修届 (平成30年度)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成30年度において、次のとおり授業科目を履修したいので届け出ます。

1 研究コース

授 業 科 目	単位数		2年	単 位 数	昼 夜 の 別
	必修	選択	通年		
看護学特別研究	10		○		—

2 専門看護師コース

(1) 実習科目

授 業 科 目	単位数		2年	単 位 数	昼 夜 の 別
	必修	選択	通年		
精神看護直接ケア実習	3		○		—

(2) 課題研究

授 業 科 目	単位数		2年	単 位 数	昼 夜 の 別
	必修	選択	通年		
課題研究	4		○		—

注1 太線枠内の「単位数」欄に、履修しようとする授業科目の単位数を記入すること。

注2 太線枠内の「昼夜の別」欄に、履修しようとする授業科目の受講希望時間帯を「昼」又は「夜」と記入すること。

なお、「昼」は月曜から金曜までの1～5時限、「夜」は月曜から金曜までの6・7時限及び土曜日の1・2時限である。

注3 提出前に控え又は写しを取っておくこと。

注4 保健医療学特別研究については、担当教員と調整して、時間を決定していくこと。

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条ただし書及び香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）（以下「大学規則」という。）第11条ただし書の規定に基づき、標準修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）及び長期履修の修業年限に変更があった場合の授業料に関して必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 長期履修を希望する者は、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程の第1年次の年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修許可申請書（第1号様式）及び学長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(長期履修の許可)

第3条 学長は、前条の規定による長期履修許可申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を許可することができる。

2 前項で許可する長期履修の期間は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を上限とする。

(長期履修期間の短縮)

第4条 前条第1項により許可を受けた長期履修期間の短縮を希望する者は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修期間短縮許可申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による長期履修期間短縮許可申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修期間の短縮を許可することができる。

3 前項で許可する長期履修期間の短縮は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程において各1回限りとし、その短縮期間は1年間とする。

(授業料)

第5条 前条第2項により長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり、標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既に納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の授業料は、大学規則第12条の規定に基づき納付するものとする。

(委任)

第6条 大学院学則、大学規則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

長期履修許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年
学籍番号
氏 名 印

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第2条の規定により、次のとおり長期履修の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
修了希望予定年月	年 月
長期履修が必要 である理由	

研究指導教員 承認印	
---------------	--

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式（第4条関係）

長期履修期間短縮許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
課程 学専攻
学 年
学籍番号
氏 名 印

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第4条第1項の規定により、次のとおり長期履修期間の短縮の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の修了予定年月	年 月
短縮後修了予定年月	年 月
長期履修期間の 短縮を行う理由	

研究指導教員
承認印

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

香川県立保健医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第28条及び香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条第2項の規定に基づき授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類は、学則第28条及び大学院学則第14条第1項の定めるところによる。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は本学の学部を卒業した者に、修士の学位は本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に、博士の学位は本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

(卒業証書・学位記又は学位記の交付)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者に対し、卒業証書・学位記又は学位記（以下「卒業証書・学位記等」という。）を交付するものとする。

2 学長は、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「香川県立保健医療大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、卒業証書・学位記等を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(卒業証書・学位記等の様式)

第7条 卒業証書・学位記等の様式は別記様式1から別記様式4までのとおりとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式1 (第7条関係「卒業証書・学位記」)

<p>大学印</p>	<p>卒業証書・学位記</p>
<p>年 氏 月 名 日 生</p>	
<p>本学保健医療学部○○学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め、学士 (○○学)の学位を授与する</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>香川県立保健医療大学長 氏名</p>	<p>学長印</p>
<p>学 第 号</p>	<p>割印</p>

別記様式2 (第7条関係「学位記」)

<p>大学印</p>	<p>学位記</p>
<p>年 氏 月 名 日 生</p>	
<p>本学大学院保健医療学研究科○○学専攻 の修士課程において所定の単位を修得し 修士論文の審査及び最終試験に合格した ので修士(○○学)の学位を授与する</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>香川県立保健医療大学長 氏名</p>	<p>学長印</p>
<p>修 第 号</p>	<p>割印</p>

備 考

特定の課題についての研究の成果の審査により学位を授与する者については、「修士論文」を「特定の課題についての研究の成果」に置き替えるものとする。

別記様式3 (第7条関係「学位記」)

<p>学位記</p>	<p>大学印</p>
<p>氏名</p>	<p>年月日生</p>
<p>本学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻 の博士前期課程において所定の単位を修得 し修士論文の審査及び最終試験に合格した ので修士(臨床検査学)の学位を授与する</p>	
<p>年月日</p>	
<p>香川県立保健医療大学長 氏名</p>	<p>学長印</p>
<p>修第号</p>	<p>割印</p>

別記様式4 (第7条関係「学位記」)

<p>学位記</p>	<p>大学印</p>
<p>氏名</p>	<p>年月日生</p>
<p>本学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻 の博士後期課程において所定の単位を修得し 博士論文の審査及び最終試験に合格したので 博士(臨床検査学)の学位を授与する</p>	
<p>年月日</p>	<p>論文題目</p>
<p>香川県立保健医療大学長 氏名</p>	<p>学長印</p>
<p>博第号</p>	<p>割印</p>

香川県立保健医療大学大学院修士学位審査規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により修士の学位を授与するに当たり、修士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 研究科委員会は、入学時に学生から提出された修士論文題目等申請書の内容について審議した上で、研究科において定めた期日までに、当該学生の専門領域及び研究指導教員を決定する。

2 前項の研究指導教員は、研究科の専任教員の中から1人を選任することとするが、研究科委員会は、必要に応じて、当該研究指導員のほか、研究科の専任教員の中から1人の副研究指導員を選任することができる。

(研究計画書の承認)

第3条 研究科委員会は、研究科において定めた期日までに学生から提出された研究計画書の内容について審議し、その承認の可否を決定する。

2 研究科委員会は、前項の審議に際し、研究計画書の内容について香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会の審査を受けるものとする。

(中間報告会の実施)

第4条 研究科委員会は、前条第1項の承認を受けた研究計画書に基づいて学生が実施する研究内容の妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、研究科において定めた期日に中間報告会を実施する。ただし、専門看護師コースにあつては、実施しない。

(修士論文題目の変更承認)

第5条 研究科委員会は、中間報告会の結果等を受けて、研究科において定めた期日までに、学生から修士論文題目変更申請書の提出があつた場合には、その内容について審議し、その変更承認の可否を決定する。

(学位授与の申請)

第6条 修士の学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、所定の修士論文審査申請書に修士論文、論文要旨、修士論文目録及び履歴書を添え、研究科において定めた期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定による修士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 修士論文審査申請書 | 1部 |
| (2) 修士論文 | 4部 |
| (3) 修士論文要旨 | 4部 |
| (4) 修士論文目録 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |

(審査の付託)

第7条 学長は、前条の規定に基づく修士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査会)

第8条 前条の規定に基づき論文審査の付託を受けた研究科委員会は、論文審査委員を選出し、当該委員で組織された審査会が修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の審査会は3人の委員で組織し、研究科の専任教員のうちから研究科委員会の議を経て、学長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

(審査会の構成等)

第9条 前条第2項の規定に基づき学長が指名する3人の論文審査委員は、次のとおりとする。

(1) 主査 1人

(2) 副査 2人

2 前項第1号の主査は、修士論文審査会を招集し、その議長となるものとし、学位申請者の専門領域に属する専任の教授(学位申請者の研究指導教員を除く。)から選出する。

3 第1項第2号の副査のうち1人は、原則として、主担当の研究指導教員を選出し、他の1人は、研究指導員の教授等から選出する。

(審査等の期限)

第10条 第8条第1項の規定に基づく審査会の修士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

(修士論文発表会の実施)

第11条 第8条第1項の規定に基づく審査会が行う最終試験は、修士論文発表会をもって充てる。

(審査会の報告)

第12条 審査会は、修士論文の審査及び最終試験の合否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、所定の論文審査結果報告書の提出による。

(研究科委員会の審議等)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議する。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に修士論文の合否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(修了予定者の公表)

第14条 学長は、前条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を決定し、公表するものとする。

(準用)

第15条 専門看護師コースにあつては、本規程中「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、修士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

看護学専攻における修士学位取得要項

1 学位授与の要件

修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。(香川県立保健医療大学学位規程第3条)

2 修士課程の修了要件

次の全ての条件を満たした場合に修了となる。(香川県立保健医療大学大学院学則第13条)

- ① 本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上(専門看護師コースにあつては、38単位以上)を修得すること。
- ② 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 修士論文審査の過程

- ① 1年次4月 修士論文題目等申請書(第1号様式)の提出
↓
〈学生は志望する専門領域と研究指導教員及び修士論文題目を提出〉
- ② 1年次4月 研究科委員会において専門領域、研究指導教員の決定
- ③ 1年次1月中旬までに
↓
原則として、香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会によるいずれかの審査を受けること。
- ④ 1年次1月末までに
↓
研究計画申請書(第2号様式)の提出
↓
〈研究指導教員の指導を受けて研究計画書(第3号様式)を作成、提出〉
- ⑤ 1年次2月までに
↓
研究科委員会による研究計画書の承認
研究科委員会は、申請があれば随時審査を行い、学長は承認を行う。
- ⑥ 研究計画書に基づいた研究の遂行
↓
- ⑦ 2年次5月末までに
↓
中間報告会の実施(専門看護師コースは除く)
↓
〈研究の進捗状況を確認するために実施〉
修士論文審査における中間報告会要領に基づき実施
- ⑧ 2年次10月 修士論文題目変更申請書(第4号様式)の提出(必要時)
↓
- ⑨ 2年次1月 修士論文審査申請書(第5号様式)、修士論文、論文要旨(第6号様式)、論文目録(第7号様式)及び履歴書(第8号様式)の提出
↓
〈修士論文はガイドラインに基づいて作成、提出〉

- ⑩ 2年次2月 研究科委員会において3人の論文審査委員の選出
 <主査1人：学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員の教授から選出する。>
 ↓
 <副査2人：看護学専攻等の研究指導員の教授等（学位申請者の研究指導員を含む。）から選出する。>
- ⑪ 2年次2月 論文審査委員で構成する審査会による論文審査
 ↓
- ⑫ 2年次2月 修士論文発表会（最終試験）の実施
 <研究指導教員は発表会の準備を指導>
 ↓
 修士論文発表会（最終試験）要領に基づき実施
- ⑬ 2年次2月 審査会から研究科委員会に論文審査結果報告書（第9号様式）を提出
 ↓
 <審査会は提出された修士論文、論文要旨、論文発表会の結果から論文審査結果報告書を作成、提出>
- ⑭ 2年次3月 研究科委員会による修士論文の合否判定及び修了判定
 ↓
- ⑮ 2年次3月 修了予定者の公表
 ↓
- ⑯ 2年次3月 修士課程修了・学位記授与

4 修士論文審査の詳細

- ① 修士論文題目等申請書の提出（審査規程第2条第1項）
 入学時に、志望する研究指導教員と相談の上、「修士論文題目等申請書」を事務局の教務・学生担当に提出する。申請書には、志望する専門領域、研究指導教員及び修士論文題目など必要事項を記入する。
- ② 研究計画書・研究計画申請書の提出（審査規程第3条第1項）
 研究指導教員と十分に相談した上で、1年次1月末の定められた期日までに「研究計画書」を作成し、研究計画申請書とともに事務局の教務・学生担当に提出する。
 なお、研究計画書は、原則として香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会いずれかの審査を受けた上で、研究科委員会の審査及び学長の承認を受けるものとする。
- ③ 中間報告会（審査規程第4条）
 研究計画の妥当性や進捗状況を確認する目的で、2年次5月末までに中間報告会を行う。中間報告会の形式等については、各専攻間で協議する。ただし、専門看護師コースにあっては、実施しない。
- ④ 修士論文題目変更申請書の提出（審査規程第5条）
 修士論文題目を変更する場合は、研究指導教員と相談の上、「修士論文題目変更申請書」に研究指導教員の押印を受けて、2年次10月の定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。

※ 申請した題目と修士論文提出時の題目は、句読点、英語の大文字小文字等を含め、一文字でも異なっていると受理できないので留意すること。そのため、変更申請書の控えを必ず取っておくこと。

⑤ 修士論文等の提出（審査規程第6条）

次の提出書類一式を、定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。

【提出書類】

- ・ 修士論文審査申請書 1部
- ・ 修士論文 4部
- ・ 論文要旨 4部
- ・ 論文目録 4部
- ・ 履歴書 4部

※ 修士論文、論文要旨の作成に際しては、次項の【修士論文作成のガイドライン】を参照すること。

※ コピーのできない写真等の提出については、研究指導教員と相談すること。

※ 締切り時間経過後及び書類不備の場合は一切受理できない。また、提出後の差し替えも一切できないので留意すること。

⑥ 審査会の構成（審査規程第8条第2項、第9条）

研究科委員会において、審査会を構成する3人の論文審査委員（主査1人、副査2人）を選考する。この際、主査は、学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員の教授から選出し、副査のうち1人は、原則として研究指導教員を選出し、他の1人は、看護学専攻等の研究指導教員の教授等から選出することとする。

⑦ 修士論文発表会（最終試験）（審査規程第11条）

「修士論文発表会」とは、提出した修士論文に基づいて研究成果の発表を行い、審査を受けるもので、修士課程の最終試験に相当する。この最終試験に合格することが修了要件となる。

⑧ 修士論文の訂正（審査規程第16条）

修士論文の訂正は、原則として受け付けない。ただし、主査が、誤字、落丁、図表の欠落などで、内容に大きな影響を与えない「体裁を整える」範囲での論文の一部訂正について、必要と判断した場合のみ、次の手順で訂正が可能である。

- 1) 定められた期日までに、主査が訂正リストを作成し、事務局の教務・学生担当に提出する。
- 2) 定められた期日までに、学生が、主査の了解を得た上で、訂正リストに基づき訂正部分のみ修正し、事務局の教務・学生担当に提出する。

⑨ 論文審査結果報告書の提出（審査規程第12条）

審査会は、提出された修士論文、論文要旨並びに論文発表会の結果から、論文審査結果報告書を作成し、研究科委員会に提出する。

⑩ 修士論文の可否判定及び修了判定（審査規程第13条）

研究科委員会において、修得単位数、最終試験の結果及び審査会から提出された論文審査結

果報告書に基づき、総合的に修士論文の合否及び修了を判定する。修了予定者は、本学ホームページや大学院掲示板に掲示して公表する。

5 修士論文作成のガイドライン

(1) 修士論文作成上の留意事項

修士論文は科学論文形式とし、以下の点に注意して記述する。

- ① 論文の構成は、原則として緒言、(目的)、研究方法、結果(成績)、考察、結語、文献とし、論文全体の流れ(筋道)がわかるように記述する。
- ② 論文は、自分の理解に基づいた自分の言葉で記述する。他の本や論文の一部を丸ごと写すことは著作権の侵害に当たる可能性があり、学問的モラルとしても許されないことである。
- ③ 論文のなかの重要な概念にはその定義を与え、その意味について解説する。
- ④ 引用は正確にする。
- ⑤ 新しい知見が得られた場合、その知見が既知のものでないかについて、先行研究など過去の文献を調査し、研究指導教員と相談しながら、慎重にチェックする。
- ⑥ 一般によく知られた(教科書にのっているような)定義、定理は引用なしで用いることが可能である。

(2) 作成要領

- ① 論文はワードプロセッサを用い、用紙の規格は日本工業規格A列4番(以下「A4用紙」という。)とし、縦型・横書きで使用、上下3cm、左右3cmの余白をとる。
- ② 和文の場合は、1頁40字×30行、明朝体11ポイントフォントを使用する。
- ③ 欧文の場合は、12ポイントフォント、ダブルスペースで作成する。
- ④ 文献の記載方法は「香川県立保健医療大学雑誌原稿執筆要領」に準ずる。
- ⑤ 和文、欧文ともに欧文タイトルとともに400語以内の欧文抄録を作成する。また、抄録の下段に、5語以内のキーワードを和(欧)、又は欧(和)の併用標記で記載する。
- ⑥ 頁の指定は、A4用紙の下中央に、本文から1, 2, 3…と入れる。
- ⑦ 図、表、写真及び添付資料には、図1、表1などの番号をつけ、本文とは別にまとめる。なお、本文中に図表などを挿入してもよい。図・表を本文中で引用する場合は、図1、表1(Fig. 1, Table 1)とする。
- ⑧ 論文には、論文題目、専攻分野、学籍番号、氏名、研究指導教員名を明記した表紙を付ける。
- ⑨ 表紙、論文要旨、目次、欧文抄録、論文本文、図、表、写真、添付資料の順に、ファイルに綴じる。ファイルの表紙及び背表紙には、年度、論文題目、氏名を明記する。

(3) 論文要旨の作成

- ① 論文要旨は、所定の用紙に緒言、方法、結果(成績)、考察、結論の順に記載する。
- ② 和文の場合、緒言、方法、結果(成績)、考察、結論は明朝体12ポイント、本文は明朝体11ポイントで作成する。欧文の場合は、それぞれ12ポイント、11ポイントとし、ダブルスペースで作成する。
- ③ 和文、欧文ともに図、表又は写真を挿入してもよいが、フォントサイズが小さくならないように、8~9ポイントを目安とする。
- ④ 論文要旨(第6号様式)により決められた構成で、4ページ以内に記述する。

6 コース変更について

- ① 専門看護師コースから研究コースに変更する場合は、中間報告会で報告する必要があるため、前年度の2月末までの研究科委員会において審議、承認が得られるように、コース変更申請書（第11号様式）を提出する。
- ② 研究コースから専門看護師コースに変更する場合は、修了要件が異なるため、履修届前の3月、又は9月末までの研究科委員会において審議、承認が得られるように、コース変更申請書（第11号様式）を提出する。

7 準用

専門看護師コースにあつては、本要項中「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者については、看護学専攻を看護学分野に読み替えるものとする。
- 3 修士学位取得要項は廃止する。

修士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
学籍番号
氏 名

印

次のとおり修士論文題目等を申請します。

志望専門領域	専攻	コース	領域
希望研究指導 教員名			
修士論文題目			

注1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

2 専門看護師コースにあっては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
専 攻
コ ー ス
領 域

学籍番号
氏 名

印

次のとおり修士論文の研究計画を申請します。

記

修士論文題目	
研究計画	別紙「研究計画書」のとおり

研究指導教員印	
---------	--

- 注1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
- 2 「研究計画書」を別紙により作成し、添付すること。
- 3 専門看護師コースにあっては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

研究計画書

所属 保健医療学研究科

専攻		コース		領域	
学籍番号			氏名		
<p>(研究題目)</p> <p>キーワード：</p> <p>(研究の背景)</p> <p>(研究の目的)</p> <p>(研究の方法) できる限り具体的に、かつ詳細に記載してください。(倫理的配慮を含む)</p> <p>(裏面も記入可)</p>					

修士論文中間報告書

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

研究指導教員 氏名 印

下記のとおり修士論文の中間報告会を実施しましたので、報告します。

報告会発表者	所 属	保健医療学研究科
	氏 名	専攻（分野） 領域
修士論文題目		
実施年月日 （時 間）	平成 年 月 日 曜日 時 分 ～ 時 分	
場 所		

修士論文題目変更申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
専 攻
コ ー ス
領 域

学籍番号
氏 名

印

次のとおり修士論文題目の変更を申請します。

記

変更後修士論文題目	変更前修士論文題目

研究指導教員印	
---------	--

注1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

2 専門看護師コースにあっては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

修士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科
専 攻
コ ー ス
領 域

学籍番号

氏 名

印

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第6条第1項の規定により、次の書類を添えて、修士論文の審査を申請します。

記

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 修士論文 | 4部 |
| 2 | 論文要旨（第6号様式） | 4部 |
| 3 | 論文目録（第7号様式） | 4部 |
| 4 | 履歴書（第8号様式） | 4部 |

注1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

2 専門看護師コースにあっては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

論文要旨

所属 保健医療学研究科

専攻		コース		領域	
学籍番号			氏名		
(修士論文題目) (緒言) (方法) (結果) (考察) (結論)					
(決められた構成で4ページ以内に記述する)					

注 専門看護師コースにあつては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査 印

副 査 印

副 査 印

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第12条第1項の規定により、次のとおり
修士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	保健医療学研究科 専 攻 コ ー ス 領 域
	氏 名	
修士論文題目		
審査結果	修士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	修士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	最終審査結果	A ・ B ・ C ・ D ・ E ()

- ・最終審査結果を特別研究（専門看護師コースにあつては、課題研究）の成績とする。但し成績表への記載は、A・Bを優とする。最終審査結果でEの場合は（ ）に得点を記入する。

注 専門看護師コースにあつては、「修士論文」とあるのは「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

看護学専攻コース変更申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科

専 攻
コース
領 域

学籍番号

氏 名

印

次のとおりコースの変更を申請します。

記

変更後 コース	変更前 コース

コース変更が必要 である理由	
-------------------	--

研究指導教員印	
---------	--

注1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

【修士論文の作成細目に関する資料】

平成 29 年 4 月 1 日

香川県立保健医療大学雑誌原稿執筆要領の次の項に準じる
《以下は本学雑誌原稿執筆要領の 7.8 を転記し修士論文作成用に修正》

7 本文

- (1) 本文は、原稿の種類に応じた基準の要素を含む形式にまとめる。
- (2) 図・表・写真を本文中で引用する場合は、図 1 (Figure 1)、表 1 (Table 1)、写真 1 (Figure 1) とする。
- (3) 引用文献は、本文中では引用する箇所の右肩に上ツキの通し番号⁽¹⁾で示し、文献欄に引用順に一括掲載する。すでに引用した文献を繰り返し引用する場合は、引用する箇所に前出の番号を記す(例: 4, 8-10)。本文中に著者名を引用する場合は、原語で記載する。
- (4) 私信、未発表結果、投稿中の論文、新聞記事、パンフレット、単なる報告書などは文献欄には入れず、本文中に括弧に入れて引用する。
- (5) 本文中で脚注(備考や注釈など)が必要な場合は、脚注記号(*, **)などを語句の右肩に付け、同一ページの本文の下部に横線を記入し、下段にその説明を付記する。
- (6) 他の文献から図・表・写真を転載する場合は、その転載許可を著者の責任において取得する。
- (7) 記号と符号は、国際的に慣用されているものを、また、単位は原則として SI (国際単位)、MKS、又は cgs 単位系を用いる。1つの原稿の中で2種類の単位系を混用しない。
- (8) 略語は最初に正式名称を記載する。

例)

- 1) 和文の場合 世界保健機構 (World Health Organization: 以下 WHO)
- 2) 英文の場合 World Health Organization (WHO)

- (9) 年号は、西暦で統一する。

- (10) 原稿中の用語について整合性を図る。

例)

膵臓癌、膵臓がん、膵臓ガン等が混合しないように、漢字、ひらがな、カタカナ、いずれかに統一する。また、追及、追求、追究等も混用しないようにする。

8 文献

- (1) 文献欄における著者名は、原則として著者全員を記載するが、多人数の場合は、第 5 著者以後の著者を、和文の場合は“ほか.”、英文の場合は“ , et al.”で略する。英文著者名は語頭のみ大文字とする。

例)

- 1) 和文の場合 ○本○子, ○川○子, ○田○美, ○口○子 ほか.
- 2) 英文の場合 Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al.

- (2) 文献の記載方法及び記載例

① 学術雑誌の場合

著者名. 論文名. 誌名 巻(号): 頁, 年.

(注)和文誌名は略さず記載する。また、巻のみの場合、(号)は記載なしとする。

例)

- 1) Davis AD, Bax A. Analysis of metal compounds found in soil samples. J Am Chem Soc 107(6): 7197-7200, 1985.
- 2) ○本○子. 20歳代女性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 日本看護研究学会雑誌 34(1): 61-72, 2011.
- 3) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of d-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. Neurosci Lett 487(1): 103-106, 2011.
- 4) ○山○子, ○谷○江, ○上○子, ○藤○美 ほか. 30歳代男性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 香川県立保健医療大学雑誌 10: 5-10, 2016.

② 単行本の場合

(和文)

編著者名. “書名”, 版, 発行者, 発行地, 頁, 年.

例)

- 1) ○内○一. “社会問題の心理学”, 光文社, 東京, 57-60, 2008.

(英文)

Authors' last names and initials. “*Book title (In italics)*”,
Edition,
Publisher, City, pages, year.

例)

- 2) Woolner LB, Colby TV. “*Pathology of Incipient Neoplasia*”, 2nd ed, Philadelphia, WB Saunders, 112-118, 1993.

③ 訳本の場合

著者名. “書名”(編者名), 版, 発行者, 発行地. [翻訳者名 “書名”(監訳者名), 発行者, 発行地, 頁, 年.]

例)

- 1) Kielhofner G. “Conceptual Foundations of Occupation Therapy” (ed. by Davis FA), 2nd ed, Academic Press, New York. [山田孝, 小西紀一訳 “作業療法の理論”, 三輪書店, 大阪, 13-94, 1992.]

④ 報告書・学会発表講演要旨集の場合

例)

- 1) ○野○恵, 加工油脂に含まれるトランス型不飽和脂肪酸の栄養生理機能解析. 平成18年-20年度 文部科学省科学研究費補助金(○○研究A)研究成果報告書, 1-60, 2009.

⑤ 電子文献の場合

著者（入手の所在）名． タイトル， 入手日， アドレス
例)

- 1) ○○学会． ○○学会投稿マニュアル， 2008-10-30，
<http://www.abc.org/journal/manual.html>

(注)

- ・掲載決定の通知を受けた投稿論文を引用する場合

例)

- 1) ○田○夫， 慢性骨髄性白血病の治療． ○○誌 2016 印刷中．
- 2) Woolner LB, Colby TV. Early detection in lung cancer. In: Henson DE, Albores SJ, eds. Pathology of Incipient Neoplasia. 2nd ed. Philadelphia: WB Saunders. Forthcoming YYYY.

修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準

平成 21 年 4 月 1 日

1. 修士論文審査基準

修士論文の審査にあたっては、日頃の研究態度や提出された修士論文などを通して、主に以下の項目について審査を行う。

(1) 研究課題

研究課題が申請された学位に対して妥当であり、新規性、有用性、信頼性がみられる。

(2) 情報収集・課題分析

十分な文献収集や先行研究の調査を行い、研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。

(3) 研究方法

設定した研究課題に対して、適切な研究方法、調査・実験方法、或いは検証方法を採用し、その結果に対して具体的な分析・考察がなされている。

(4) 論文構成・記述

論文の記述が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した論旨で論文が構成されている。

(5) 研究遂行能力

当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、設定された問題の解明が適切になされている。

以上の 5 項目を 1 項目 20 点満点で評価し、総合得点を以下の 5 段階で評価する。

- A. : 90 点以上
- B. : 80 点以上
- C. : 70 点以上
- D. : 60 点以上
- E. : 60 点未満

2. 修士論文発表会（最終試験）審査基準

修士論文発表会においては、以下の項目から審査を行う。

- (1) 提出された修士論文の内容についての議論
- (2) 研究成果の新規性、有用性、信頼性についての議論
- (3) 研究成果の今後の発展の可能性や残された課題についての議論

以上の 3 つの観点から試験を行い、以下の 5 段階で評価する。

- A. : 秀でて優れた研究であり今後の発展が期待できる
- B. : 優れた研究であり今後の発展が期待できる
- C. : 良好な研究が行われたと認められる
- D. : 適切な研究が行われたと認められる

E. :不可 :適切な研究が行われたとは認められない

3. 判定

- (1) 修士論文審査の結果、「D」評価以上の者は修士論文発表会を受けることができる。
- (2) 修士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再試験を受けることができる。
ただし、当該再試験の評価は、原則として「D」評価以下とする。
- (3) 修士論文審査及び修士論文発表会の評価を総合的に評価して判定する。
この場合、修士論文審査の評価又は修士論文発表会の評価のいずれか高い方の評価を超える評価はできないものとする。

4. 準用

専門看護師コースにあつては、本基準中「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 ただし、平成24年度以前の入学生については、従前の基準によるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準に関する申し合わせ事項

平成 25 年 4 月 1 日

1. 修士論文審査基準における、(1) 研究課題が申請された学位に対して妥当であり、新規性、有用性、信頼性がみられる。このことに関して次の内容を申し合わせ事項とする。

(1) **研究課題**： 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確であること。

何を研究しようとしているのか、なぜその研究に取り組もうとしているのか、研究的疑問が明確であること。研究の質は、この研究課題がどのようなものであるかによって大きく影響を受けることから、研究課題は研究の核となるものである。

(2) **新規性**： 論文の内容に新しい知見があること。

様々な観点から吟味して新規性を主張すること。新規性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には新規性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、新規性を総合的に判断して評価を高くする。

- ・新しい概念が提案できている。
- ・新しいアルゴリズムが提案できている。
- ・新しい実現方式・方法が提案できている。
- ・概念や方式・方法の新しい組み合わせ方が提案できている。
- ・理論上の新しい結果が述べられている。
- ・新しいデータを得るに至った方法が、論理的に記述し提示できている。
- ・新しい解釈が提示できている。
- ・新しい事例が提示できている。
- ・新しい論点の整理ができている。
- ・新しい問題領域が提示できている。

(3) **有用性**： 論文の内容が学術的で学界の発展に役立つものであること。

様々な観点から吟味して有用性を主張すること。有用性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には有用性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、有用性を総合的に判断して評価を高くする。

- ・得られた効果が大きい。
- ・得られた結果を適用できる領域が広い。
- ・得られた結果を適用した場合に得られる利益が大きい。
- ・得られた結果で大きな利益が得られたことを、客観的に提示できている。
- ・広い範囲に渡って十分に考察できている。
- ・現実的な実践への対応が十分に考察できている。
- ・新しい研究につながる可能性が高い。
- ・他の研究に大きな影響を与える可能性が高い。
- ・新しい研究分野を開く可能性が高い。
- ・得られた結果によって当該問題への理解について提示できている。

(4) **信頼性**：論文の内容が客観的に見て信用できるものであること。

様々な観点から信頼性について吟味し、次のような要件をすべて満たすものとする。

- 研究の背景や意義など先行研究を整理しており、前提条件が明確である。
- 文献の読解において明白な誤りがない。
- 研究の目的、方法、結果、分析、考察、結論などが具体的である。
- 得られた結果に関する分析、考察、結論などに整合性がある。
- 議論を展開する論述に明白な誤りがない。

香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)に、人間を直接対象とした教育と研究(以下「研究等」という。)において、ヘルシンキ宣言の趣旨に添った倫理的配慮を図るため、香川県立保健医療大学倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、香川県立保健医療大学長(以下「学長」という。)の諮問に基づき、本学教員又は本学教員の指導の下に学生が行う研究等に関し、実施計画の内容等を審査する。ただし、第7条第1項に規定する申請書の提出がない場合であっても、学長が必要と認めるときは、審査の対象とすることができる。

2 委員会の審査対象となるのは、次の各号に掲げる研究等とする。

- (1) 個人の身体的・心理的影響を伴う研究
- (2) 発表される研究結果から対象者の名前が特定できる研究
- (3) 本学の学生等を対象とした研究
- (4) 病院・診療所等の患者及び診療情報又は生体試料を対象とした研究
- (5) 保健事業により得られた検診データ又は生体試料を用いる研究

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究科委員会で選出された研究科の教授又は准教授 2人
- (2) 教授会で選出された学科の教授又は准教授 2人
- (3) 教授会で選出された教養部の医学及び看護学以外の教授又は准教授 1人
- (4) 教授会又は研究科委員会の議を経て学長から委嘱された学外の学識経験者 2人

2 委員会は、男女両性で構成されなければならない。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によるものとする。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、申請者は委員として審査に加わることができない。

3 申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

5 審査の判定の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

6 前項第2号から第5号のいずれかの判定の場合には、その理由等を付さなければならない。
(専門委員)

第6条 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学長が指名又は委嘱する。

3 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員を出席させ、討議に加えることができる。ただし、審査の判定に加えることはできない。

(申請手続等)

第7条 審査を申請しようとする者は、当該研究を開始する1か月前までに、倫理審査申請書(別紙様式第1)に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の倫理審査申請書を受理したときは、委員会に諮り、委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を審査結果報告書(別紙様式第2)により、学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに審査結果通知書(別紙様式第3)により申請者に通知しなければならない。

4 学長は、審査結果が承認であるもの(条件付承認後条件を満たし承認するものを含む)については、承認番号を付した承認通知書(別紙様式第4)を申請者に交付する。

5 審査の結果、条件付きで承認された者及び変更の勧告をされた者は、再度申請書を提出することができる。

(部会)

第8条 委員会に、委員長が指示した事項について審議するため、委員長があらかじめ指名した委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会において審査することができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 自主臨床研究(薬剤・医療器具に関するものを除く。)のうち、大きな倫理的問題がないと委員長が判断したもの

(2) 研究計画の軽微な変更

(3) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画

(4) 共同研究であって、既に主たる研究機関において委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画

3 部会において審議した事項は、審議結果を付して委員長に報告するものとする。

4 委員長は、前項の審議結果を委員会の審査の判定とすることができるものとし、委員会の審査の

判定とした場合は、委員会に報告するものとする。

(審査の基準)

第9条 研究等の実施計画の審査にあたっては倫理的観点とともに科学的観点から特に以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 人間の尊厳の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (3) 個人情報保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 個人の人権の保障の科学的又は社会的利益に対する優先
- (6) 研究の適正性及び透明性の確保

(記録の保存)

第10条 審査の経過及び結果は、記録として保存し、保存期間は、法令等に定めがある場合を除き10年とする。

(組織等の公開)

第11条 委員会の組織、規程及び前条に規定する記録の概要は、公開するものとする。ただし、記録のうち、公表されることにより、研究等の対象となる個人、その家族等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全等に支障が生じる恐れがある部分は、非公開とすることができる。

(再審査)

第12条 審査の結果に異議のある時は、申請者は、再審査を求めることができる。

- 2 前項の再審査を申請しようとするときは、審査結果通知書の受理後10日以内に、再審査申請書（別紙様式第5）を学長に提出しなければならない。

(研究実施状況の報告)

第13条 研究者は研究終了後、又は研究が長期にわたる場合には3年ごとに、委員長を通じ学長に研究結果の概要（別紙様式第6）を報告しなければならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月2日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 遺伝子組換え実験の取扱いについては、「香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規

程」に基づき遺伝子組換え実験安全委員会が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(別紙様式第1)

倫 理 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

申請者

所属

職名

氏名

以下の研究等について、審査を申請します。

※受付番号

審査対象	実施計画
課題名	
研究責任者の 所属・職名・氏名	
共同研究者の 所属・職名・氏名	
研究等の概要	
研究等の対象 及び実施場所	

注意事項 1 審査対象となる実施計画書のコピーを添付すること。

2 ※印は記入しないこと。

研究等における倫理的配慮について（(1)～(3)は必ず記入すること。）

(1) 研究等の対象とする
個人の人権擁護

(2) 研究等の対象となる
者に理解を求め同意を
得る方法
(※説明書、同意書等を
添付すること)

(3) 研究によって生ずる
個人への不利益並びに
危険性並びに医学及び
看護学上の貢献の予測

(4) その他

(別紙様式第2)

審 査 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

香川県立保健医療大学倫理審査委員会委員長

受付番号

課題名

研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、平成 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定したので報告する

記

判定結果	非該当 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認
理由または勧告	

(別紙様式第3)

審 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

申請者 殿

香川県立保健医療大学長 印

受付番号

課題名

研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、平成 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定した

記

判定結果	非該当 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認
理由または勧告	

(別紙様式第4)

承認通知書

平成 年 月 日

申請者 殿

香川県立保健医療大学長 印

承認番号

課題名

研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、香川県立保健医療大学倫理審査委員会において承認しましたので、研究を進めてください。

(別紙様式第5)

再 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

申請者

所属

職名

氏名

以下の研究等について、審査を申請します。

※原申請受付番号

※再審査受付番号

審査対象	実施計画
課題名	
研究責任者の 所属・職名・氏名	
判定	
審査結果通知書受領日	年 月 日
再審査申請の趣旨及び理由	

- 注意事項 1 審査対象となる実施計画書のコピーを添付すること。
2 ※印は記入しないこと。

(別紙様式第6)

研究結果報告書

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

報告者

所属

職名

氏名

以下のとおり、研究結果の概要を報告します。

研究の概要 (別添資料添付でも可)

香川県立保健医療大学動物実験規程

平成27年2月18日

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 この規程は、香川県立保健医療大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（R e p l a c e m e n t、R e d u c t i o n、R e f i n e m e n t）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3)実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4)施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5)実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6)動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7)動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8)動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9)管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（各分野長、各学科長、教養部長、専攻科長及び香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条に基づく動物舎の管理責任者のうちの教員）をいう。
- (10)実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11)飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12)管理者等 学長、動物実験専門委員会委員長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び

飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(組織)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、総務企画委員会に、動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員長及び委員で組織し、学長が指名する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者1名
- (3) その他学識経験を有する者1名

(委員会の規定)

第7条 委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、年度ごとに、動物実験計画書（第1号様式）を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する

こと。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加をしようとするときは、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（第2号様式）を学長に提出しなければならない。

5 動物実験計画の変更又は追加手続きは、本条第2項及び第3項の規定を準用する。

（実験操作）

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書（第3号様式）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第10条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書（第4号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

(飼養保管施設の要件)

第11条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4)実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5)臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6)実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第12条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が実験室設置承認申請書（第5号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（第6号様式）を学長に届け出ること。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第15条 学長は、委員会の意見を聴いて、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

(給餌・給水)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第24条 学長は、委員会の意見を聴いて、逸走した実験動物の捕獲の方法等及び毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第25条 学長は、委員会の意見を聴いて、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 委員会委員長及び管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受け

ること。
①関連法令、指針等、本学の定める規程等

- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第27条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第28条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表する。

(準用)

第29条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年2月18日から施行する。

2 この規程制定後、香川県立保健医療大学動物実験に関する指針は廃止する。

3 この規程の施行に際し、現に実施されている動物実験等は、この規程の施行の日に、第8条第3項の承認があったものとみなす。

4 この規程の施行に際し、現に実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行っている施設又は実験室は、平成27年3月31日までの間は、第10条第1項又は第12条第1項の承認を受けないうで、当該施設又は実験室において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができる。

5 管理者が、平成27年3月31日までの間に、第10条第1項又は第12条第1項の承認の申請をした場合、当該申請についての決定があるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程

平成16年4月2日

(平成11年4月1日)

平成16年7月7日改正

平成18年4月1日改正

平成27年4月1日改正

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験の安全の確保について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、関係政省令、大臣告示及び通達（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学長の任務)

第2条 学長は、本学における実験の計画、その実施に携わる実験従事者、個々の実験の遂行に責任を負う実験責任者等を明確にし、かつ、適切な実験の計画から実施に係る管理の体制を整えて、その安全確保に努めなければならない。

(安全委員会)

第3条 総務企画委員会に、実験に関し、計画、実施及び安全確保の適正を図るため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 実験に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 指針及びこの規程に対する実験計画の適合性に関すること。
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (4) 災害又は事故等緊急事態（以下「緊急事態」という。）発生の際に必要な措置及び改善策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 安全委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項に関し、学長に対し、助言又は勧告することができる。

4 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次条に規定する安全主任者
- (2) 遺伝子組換え研究者である教員 若干名
- (3) 前号に規定する教員以外の教員 若干名

5 前項第2号及び第3号に規定する委員は、学長が指名する。

6 第4項第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 安全委員会に委員長を置き、第4項第1号から第3号までに規定する委員のうちから、学長が指名する。

- 8 安全委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 安全委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 10 安全委員会は、必要に応じて、安全主任者及び実験責任者に報告を求めること並びに委員以外の者に意見を聴くことができる。
- 11 安全委員会の庶務は、事務局において行う。

(安全主任者)

第4条 本学に、実験の安全確保に係る学長の任務を補佐するため、安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した教員のうちから、学長が指名する。
- 3 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者は、次の任務を果たすものとする。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者に対し指導助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。
- 5 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、安全委員会と十分連絡を取り、必要な事項について安全委員会に報告するものとする。

(実験責任者)

第5条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに、実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員とする。
- 3 実験責任者は、次の任務を果たすものとする。
 - (1) 法令等及びこの規程を遵守し、学長及び安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理監督に当たること。
 - (2) 大臣確認実験について、実験計画を学長に提出し、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学長の承認を得ること。実験計画を変更しようとする場合も、同様とする。また、文部科学大臣から通知があった場合に実験結果を報告すること。
 - (3) 機関実験について、実験計画を学長に提出し、その承認を受けること。実験計画を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (4) 実験の終了又は中止を学長に届け出ること
 - (5) 実験従事者に対し、第13条の教育訓練及び指導を行うこと。
 - (6) 事故が発生した時は、直ちに必要な応急な措置を執るとともに、その旨を学長、安全委員会及び安全主任者に報告すること。
 - (7) その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(実験従事者の責務)

第6条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していなければならない。

2 実験従事者は、安全主任者及び実験責任者の指示に従い、法令等及びこの規程を遵守し、実験の安全確保に努めなければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡)

第7条 遺伝子組換え生物等を譲渡する者は、法令等の定めるところに従うとともに、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、法令等の定めるところに従うとともに、第5条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について、あらかじめ必要な手続きを経て、譲渡を受けなければならない。

3 実験責任者は、譲渡に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管しなければならない。

(審査の実施)

第8条 学長は、第5条第3項第2号又は第3号の規定により実験計画が提出されたときは、当該実験計画の適否について、安全委員会に諮問するものとする。

(審査基準)

第9条 安全委員会において実験計画の安全性について審査する場合は、法令等に定める拡散防止措置の適合性及び実験従事者の訓練経験の程度等を基準とする。

(文部科学大臣の確認)

第10条 学長は、第5条第3項第2号の規定により実験計画が提出されたときは、安全委員会の審査を経て、文部科学大臣の確認を申請するものとする。

(施設設備)

第11条 実験責任者は、実験に使用する施設設備が法令等の定めに従って拡散防止措置を執ることができるものとする等、実験の安全を確保しなければならない。

2 実験責任者は、実験施設に所定の標識を掲示するとともに、拡散防止措置の基準に応じて、実験施設への出入りについて適切な安全措置を講じなければならない。

(実験の安全確認及び試料の取扱い)

第12条 実験従事者は、実験の安全を確保するため、実験の開始前から実験中において、常時、実験に用いられるDNA供与体、宿主、ベクター等が拡散防止措置の基準を満たすものであることを厳重に確認するとともに、実験試料の取扱いに当たっても、拡散防止措置の基準を遵守しなければならない。

(教育訓練)

第13条 学長及び実験責任者は、実験開始前その他必要と認めたときは随時に、実験従事者に対し、次の事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術に関すること。
- (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術に関すること。
- (3) DNA供与体と宿主ベクター系に関する知識及び技術に関すること。
- (4) 実施しようとする実験の危険度に関する知識に関すること。
- (5) 緊急事態発生の場合の措置に関する知識に関すること。(大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)

(健康管理)

第14条 学長は、実験従事者に対し、法令等の定めるところにより健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 前項の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。

(事故時の措置)

第15条 実験施設において事故が発生した場合は、実験責任者及び実験従事者は、必要な応急措置を講ずるとともに、学長及び安全主任者に通報し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の事故を発見した者は、直ちに、実験責任者に通報しなければならない。
- 3 安全主任者及び実験責任者は、事故の経過及び措置等に関する報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告書を添えて事故発生の対策を安全委員会に諮問するものとする。
- 5 学長は、安全委員会の審議結果に基づき、事後措置を講ずるものとする。
- 6 学長は、法令等の定める拡散防止措置を執ることができない事故が生じたときは、その事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届出なければならない。

(記録保存)

第16条 学長は、次に掲げる事項の記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 遺伝子組換え実験計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え体の譲渡、保管及び廃棄に関すること。
- (3) 事故等の経過及び措置に関すること。
- (4) 実験従事者の健康診断に関すること
- (5) 遺伝子組換え実験終了(中止)に関すること

(教育目的実験)

第17条 教育を目的として遺伝子組換え実験を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験の安全確保に関する考え方を理解しており、かつ、実験を実施した経験を有し、実験従事者を適切に教育指導できるものが実験指導者になること。
- (2) 実験計画書を安全主任者を通じて学長に届け出ること。
- (3) 実験は、法令等に定められたB1若しくはB2レベルの認定宿主ベクター系と、P1レベルの

拡散防止措置の下で行うこと。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、実験に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

香川県立保健医療大学大学院ティーチング・アシスタント (TA) 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験、演習、実習等の教育補助業務に従事させ、大学教育の充実及び大学院学生の指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

(業務内容)

第3条 TAは、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助をすることを、その業務内容とする。

(応募資格)

第4条 TAに応募できる者は、大学院に在籍する優秀な学生とする。

(授業科目の申請と公募)

第5条 TAによる教育補助業務を必要とする授業担当教員は、業務内容計画書(第1号様式)を学科長又は教養部長を経て、教務委員長に提出しなければならない。

2 教務委員長は、希望科目申請書(第2号様式)を作成し、学長に提出する。

3 学長は、教授会の議を経て、教育補助業務を行わせる授業科目等を決定し、公募を行う。

(応募等)

第6条 TAを希望する学生は、在籍する研究科の研究指導教員を経て応募しなければならない。

2 研究指導教員は、当該学生がTAとして適当と認める場合は、推薦書(第3号様式)を専攻長を経て研究科長に提出する。

(選考)

第7条 研究科長は、研究科委員会において、前条第2項の推薦書に基づき、当該学生をTAとして採用することについて審議し、その結果を選考報告書(第4号様式)により学長に報告する。

2 学長は、前項の審議結果を参酌して採用の可否を決定し、その旨当該学生に通知する。

(採用等)

第8条 TAの採用期間は、1年以内とする。

2 TAの勤務時間は、原則年間120時間以内を目安とする。

3 前項の勤務時間は、当該TAの研究及び教育に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 授業担当教員は、毎月の教育補助業務終了後、実績報告書(第5号様式)を学科長又は教養部長及び教務委員長を経て学長に提出する。

(謝金等)

第10条 TAの手当は、予算の範囲内で、時間給を支給する。

2 旅費は、学外実習を除き、原則支給しない。

(遵守事項)

第11条 このほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) TAの選考に当たっては、公平・公正に行わなければならない。

(2) 授業担当教員は、TA に対して TA 制度の趣旨、業務等の周知を図り、必要な研修を行わなければならない。

(3) 授業担当教員は、随時、TA に対して適切な指示、助言等を行わなければならない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この TA の取扱について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 2 項に規定する専攻長について、平成 29 年 3 月 31 日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者にあつては看護学専攻長に、臨床検査学分野に在籍する者にあつては臨床検査学専攻長に、それぞれ読み替えるものとする。

<書類の提出について>

- 1 第 1 号様式 業務内容計画書
- 2 第 2 号様式 ティーチング・アシスタント配置希望科目申請書
- 3 第 3 号様式 ティーチング・アシスタント推薦書
- 4 第 4 号様式 ティーチング・アシスタント選考報告書
- 5 第 5 号様式 ティーチング・アシスタント業務実績報告書

第1号様式

教務委員長	学科長・教養部長

平成 年 月 日

業務内容計画書

香川県立保健医療大学長 殿

授業担当教員

所属学科

氏 名

印

- 1 科目名、曜日、時限、総時間数、時間数/週
- 2 科目の概要
- 3 教育支援業務内容（具体的に記載のこと）
- 4 TAの必要理由（具体的かつ簡明に記載のこと）
- 5 業務従事時間

第2号様式

平成 年 月 日

ティーチング・アシスタント配置希望科目申請書

香川県立保健医療大学長 殿

教務委員長

香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領第5条第2項の規定に基づき、次のとおり協議します。

授業科目名	曜日	時限	時間数/週	任用予定 人数	任用予定 総時間数	授業担当 教員	クラス数 (注1)	備考

(注)

- 1 クラス数は、複数のクラスに分けた授業に配置を希望する場合に記入すること。
- 2 配置希望科目ごとに、業務内容計画書を（第1号様式）を添付すること。

第3号様式

ティーチング・アシスタント推薦書

下記の院生は、ティーチング・アシスタントとして必要な知識と技能を備えており、かつ、ティーチング・アシスタント業務に従事することにより、本研究科における院生の研究及び教育活動に支障のないことを認めます。

分野名	
氏名 (学籍番号)	()
授業科目名 (学部名)	() 学部)

平成 年 月 日

香川県立保健医療大学研究科長 殿

研究指導教員

印

ティーチング・アシスタント選考報告書

香川県立保健医療大学長 殿

研究科長

平成 年度のティーチング・アシスタントとして、下記のとおり候補者の選考を行いましたので、香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領第7条第1項の規定により報告します。

授 業 科 目 名		採用計画の順位	位
候補者氏名(学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
授 業 科 目 名		採用計画の順位	位
候補者氏名(学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
授 業 科 目 名		採用計画の順位	位
候補者氏名(学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
授 業 科 目 名		採用計画の順位	位
候補者氏名(学籍番号)			
勤務予定時間/週			
採用予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

※ 所属研究科研究指導教員の推薦書（第3号様式）を添付すること。

香川県立保健医療大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程

平成23年10月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院(以下「大学院」という。)における独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金返還免除候補者(以下、「返還免除候補者」という。)の選考について、独立行政法人日本学生支援機構法に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者)

第2条 返還免除候補者として機構に推薦することができる者は、大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けており、当該年度中に貸与期間が終了する学生でかつ返還免除を申請する者(以下「申請者」という。)のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(候補者の選考等)

第3条 申請者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を添えて、所属する専攻長に申請しなければならない。

- (1) 業績優秀者返還免除申請書
- (2) 指導教員等の推薦理由
- (3) 業績を証明する書類
- (4) その他必要と認められるもの

2 各専攻長は、前項の申請を受理したときは、第5条に定める選考基準により評価するものとする。

3 各専攻長は、次の各号に掲げる申請書類を添付し、研究科専門委員会を経て学長に推薦する。

- (1) 専攻内推薦理由書
- (2) 推薦順位を付した名簿

4 学長は、提出された前項の書類に基づき、次条に規定する委員会に返還免除候補者の選考を依頼するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 本学に、候補者の選考を行うため、香川県立保健医療大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会は、研究科委員会をもって充てる。

(選考基準)

第5条 選考は、第4条に規定する委員会において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績(機構が定める奨学規程(平成16年規程第16号)第47条2項に定めるものをいう。)について、別に定める選考基準に基づき、総合的に評価し、返還免除候補者に順位を付すものとする。

(推薦)

第6条 学長は委員会の選考に基づき、返還免除候補者を決定し、機構に推薦するものとする。

(推薦の取り消し)

第7条 学長は、前条による推薦後、業績等に不正の事実等が判明した場合は、委員会の議を経て、当該推薦を取り消すことができる。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項に規定する専攻長について、平成29年3月31日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者にあつては看護学専攻長に、臨床検査学分野に在籍する者にあつては臨床検査学専攻長に、それぞれ読み替えるものとする。

香川県立保健医療大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程第5条の規定に基づく選考基準については、この基準の定めるところによる。選考にあたっては、学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定は、大学が定める評価項目に掲げる業績の総合評価点の高い順に行うものとする。

文部科学省令の定める業績種類 (支部機構が定める評価基準)	大学が定める評価項目 (括弧内の数字は点数)	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 (学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること)	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③学会で発表し、高い評価を得た場合(10)
2 特定の課題についての研究の成果「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条」 (特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること)	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③学会で発表し、高い評価を得た場合(10)
3 試験及び審査の結果「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2」 (専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること)		
4 著書、データベースその他の著作物(に掲げるものを除く。) (省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること)	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③広く公益性が認められる場合(10)

文部科学省令の定める業績種類 (支部機構が定める評価基準)	大学が定める評価項目 (括弧内の数字は点数)	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
5 発明 (特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること)	①発見、発明、実用新案として優れ推薦に値する場合 (10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)	①学外機関において発見と認められた場合 (10) ②発明・特許として高い評価と認められる場合 (10) ③実用新案として高い公益性が認められる場合 (10)
6 授業科目の成績 (講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること)	①特に優秀な成績を修めた場合 (10) ②その他修業年限の短縮等特に顕著な業績により推薦に値する場合 (30)	
7 研究又は教育に係る補助業務の実績 (リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること)	①学内での教育研究活動等の補助 (リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等) に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 (10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)	①教育研究活動への補助業務により、学外での研究成果が高く評価された場合 (10)
8 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)
9 スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)
10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 (10) ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合 (10)

香川県立保健医療大学条例

平成15年12月19日

条例第62号

(設置)

第1条 保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）を高松市に設置する。

(学部及び学科)

第2条 大学に、保健医療学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に、看護学科及び臨床検査学科を置く。

(専攻科)

第3条 大学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

(大学院)

第4条 大学に、大学院を置く。

2 大学院に置く研究科及び課程並びに研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻
保健医療学研究科	修士課程	看護学専攻
	博士課程	臨床検査学専攻

3 博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。

(修業年限)

第5条 大学の修業年限は、4年とする。

2 専攻科の修業年限は、1年とする。

3 大学院の修業年限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、当該期間を超える修業年限とすることができる。

(1) 修士課程 2年

(2) 博士課程の前期の課程 2年

(3) 博士課程の前期の課程 3年

(授業料等)

第6条 大学の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年 香川県条例第2号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

香川県使用料、手数料条例（抄）

昭和27年4月1日

条例第2号

別表（第2条関係）

第1表 使用料の部

種 別	区 分	単 位	金 額
2 公の施設の使用料			
(2)香川県立保健医療大学	授業料		
	学部		
	学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	専攻科		
	学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	大学院		
	学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	大学院において修業年限が2年 (博士課程の後期の課程にあつては、3年)を超える場合の授業料は、別に規則で定める。		

第2表 手数料の部

種 別	区 分	単 位	金 額
236 香川県立保健医療大学 入学選考手数料	学部		
	学生	1 件	17,000円
	研究生	1 件	9,800円
	科目等履修生	1 件	9,800円
	専攻科		
	学生	1 件	18,000円
	研究生	1 件	9,800円
	科目等履修生	1 件	9,800円
	修士課程又は博士課程の前期 若しくは後期の課程		
	学生	1 件	3万円
	研究生	1 件	9,800円
	科目等履修生	1 件	9,800円
237 香川県立保健医療大学 入学金	学部		
	学生		
	県内者	1 件	197,400円
	その他の者	1 件	366,600円
	研究生	1 件	84,600円
	科目等履修生	1 件	28,200円
	専攻科		
	学生		
	県内者	1 件	118,400円
	その他の者	1 件	219,900円
	研究生	1 件	50,700円
	科目等履修生	1 件	16,900円
	修士課程又は博士課程の前期 若しくは後期の課程		
	学生		
	県内者	1 件	197,400円
	その他の者	1 件	366,600円
	研究生	1 件	84,600円
	科目等履修生	1 件	28,200円
238 香川県立保健医療大学 証明手数料	学部、専攻科及び大学院の学 生、研究生、科目等履修生、 特別聴講学生若しくは聴講生 又は旧香川県立医療短期大学 の学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは聴 講生若しくは旧香川県臨床検 査専門学校若しくは旧香川県 看護専門学校の学生であった 者に係るもの	1 件	400円

備考 この表において「県内者」とは、入学の日の属する月の初日の1年前の日から引き続き
県内に住所を有する者並びにその配偶者及び1親等の親族をいう。

香川県立保健医療大学規則

平成15年12月19日

規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）第7条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(教授会)

第2条 大学に、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(研究科委員会)

第3条 大学院の保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務局等)

第4条 大学に、事務局及び図書館を置く。

(分掌事務)

第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 職員の身分、服務及び給与に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 会計に関する事。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (6) 学内の取締りに関する事。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 大学の諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (10) 教授会及び研究科委員会に関する事。
- (11) 儀式に関する事。
- (12) 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、修了、懲戒その他学生の身分に関する事。
- (13) 教育課程に関する事。
- (14) 授業科目の履修及び学業成績に関する事。
- (15) 学籍簿の調製及び保管に関する事。
- (16) 学生の保健衛生及び福利厚生に関する事。
- (17) 学生相談に関する事。
- (18) 学生の課外活動に関する事。
- (19) 奨学生に関する事。
- (20) 授業料の減免、分納及び納付の猶予に関する事。
- (21) 学生の就職に関する事。
- (22) 在学証明書、成績証明書、卒業証明書、修了証明書等の発行に関する事。

(23)旧香川県立医療短期大学、旧香川県臨床検査専門学校及び旧香川県看護専門学校の学籍簿の保管に関する事

(24)その他図書館の所掌に属しない事務に関する事。

2 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書の収集及び保存に関する事。

(2) 図書の閲覧及び貸出しに関する事。

(3) その他図書に関する事。

(職員)

第6条 大学に、次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 教授

(3) 准教授

(4) 講師

(5) 助教

(6) 助手

(7) 事務職員

(8) その他の職員

2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、教養部長、専攻科長及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 副主幹

(4) 主任

(5) その他の職員

4 図書館に、前項第3号から第5号までに掲げる職員を置く。

(職務)

第7条 学長は、大学の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 副学長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の事務を掌理する。

3 研究科長は、上司の命を受けて、研究科に属する事務を掌理し、研究科に属する職員を指揮監督する。

4 学生部長は、上司の命を受けて、学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理する。

5 図書館長は、上司の命を受けて、図書館に属する事務を掌理し、図書館に属する職員を指揮監督する。

6 学科長は、上司の命を受けて、学科に関する事務を掌理し、学科に属する職員を指揮監督する。

7 教養部長は、上司の命を受けて、教養科目に関する事務を掌理する。

8 専攻科長は、上司の命を受けて、専攻科に属する事務を掌理し、専攻科に属する職員を指揮監督する。

9 専攻長は、上司の命を受けて、専攻に属する事務を掌理し、専攻に属する職員を指揮監督する。

- 10 事務局長は、上司の命を受けて事務局に属する事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。
- 11 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 12 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 13 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(学生定員)

第8条 保健医療学部の学科の学生定員は、次の表のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
看護学科	70人	280人
臨床検査学科	20人	80人

2 助産学専攻科の学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻科	入学定員	総定員
助産学専攻科	10人	10人

3 研究科の専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	修士課程	5人	10人
臨床検査学専攻	博士課程の前期の課程	3人	6人
	博士課程の後期の課程	2人	6人

(入学選考の手数料の納付等)

第9条 入学選考の手数料（以下「入学選考手数料」という。）は、入学を志願するときに納付しなければならない。

- 2 既納の入学選考料は、還付しない。ただし、大学が大学入試センター試験において受験することを課した科目を既に入学選考料を納付した者が受験していないことにより入学選考の出願の資格がないことが判明したときは、当該入学選考手数料を納付した者からの申出により、既納の入学選考手数料のうち13,000円を還付する。

(入学金の納付)

第10条 入学金は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。

(授業料)

第11条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立保健医療大学の項に規定する大学院において修業年限が2年（博士課程の後期の課程にあつては、3年。）を超える場合の授業料は、1年度当たり、1,071,600円（博士課程の後期の課程にあつては、1,607,400円）を、修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2年を超える修業年限に変更があつた場合の授業料は、別に定める。

(授業料の納付)

第12条 授業料は、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の2学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額（前条ただし書きの場合にあつては、別に定める額）とする。

- 2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31

日までにしなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、後期に係る授業料は、当該学期の属する年度の前期に係る授業料を納付する際、併せてこれを納付することができる。

(授業料の減免)

第13条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認める者に対し、授業料を減免することができる。

- 2 学期の全日数にわたり休学又は留学をする者の当該学期に係る授業料は、免除する。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の分納及び納付の猶予)

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

- 2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (略)

香川県立保健医療大学学生細則

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の諸規程に定めるもののほか、学生の守るべき事項について定めるものとする。

(誓約書)

第2条 本学に入学しようとする者は、入学手続時に、保証人及び連帯保証人と連署した誓約書（第1号様式）を学長に提出しなければならない。

(保証人等)

第3条 保証人及び連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は、本学の教育方針に協力し、学生の在学中における行為について責任を引き受けるものとする。

3 連帯保証人は、学生の授業料その他の費用の納付について連帯して責任を負うものとする。

4 学生は、保証人又は連帯保証人を変更したときは、保証人変更届（第2号様式）を学長に提出しなければならない。

(現況届)

第4条 学生は、入学の際に現況届（第3号様式）を学長に提出しなければならない。

(届出事項異動届)

第5条 学生は、住所等を変更したとき、又は保証人若しくは連帯保証人の住所等に変更があったときは、速やかに、届出事項異動届（第4号様式）を学長に提出しなければならない。

(学生証)

第6条 学生は、学内においては、学長が交付する学生証（第5号様式）を常に携帯し、本学の教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に変更が生じたときは、学生証再交付（書換え交付）願（第6号様式）を提出して、学生証の再交付又は書換え交付を受けなければならない。

4 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返還しなければならない。

(欠席届)

第7条 学生は、疾病等の理由により引き続き7日を超えて欠席しようとするときは、事前に欠席届（第7号様式）を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出することができなかつたときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(休学、復学、転学、留学及び退学)

第8条 学生は、学則又は大学院学則の規定により次表左欄に掲げる事項の許可を受けようとするときは、同表右欄に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

事 項	提 出 書 類
休学（学則第13条(大学院学則第18条により準用する場合を含む。））	休学願（第8号様式）
復学（学則第14条(大学院学則第18条により準用する場合を含む。））	復学願（第9号様式）
転学（学則第15条(大学院学則第18条により準用する場合を含む。））	転学願（第10号様式）
留学（学則第16条(大学院学則第18条により準用する場合を含む。））	留学願（第11号様式）
退学（学則第17条(大学院学則第18条により準用する場合を含む。））	退学願（第12号様式）

（死亡又は行方不明）

第9条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、死亡・行方不明届（第13号様式）を学長に提出しなければならない。

（健康診断）

第10条 学生は、本学が毎年行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて学長が行う保健指導に従わなければならない。

（証明書等）

第11条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を受けようとするときは、原則として3日前までに同表右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

証 明 書 等	提 出 書 類
在学証明書	証明書交付申請書（第14号様式）
単位修得証明書	
成績証明書	
卒業・修了（見込）証明書	
健康診断証明書	
その他の証明書	
通学証明書	通学証明書交付願（第15号様式）
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証交付願（第16号様式）

（学生団体の設立等）

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、あらかじめ、本学の教職員のうちから顧問を定め、学生団体設立願（第17号様式）に団体の規約及び会員名簿を添えて学長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた学生の団体（以下「学生団体」という。）の代表者は、当該学生団体の名称、規約、代表者又は顧問を変更しようとするときは、学生団体設立事項変更届（第18号様式）を学長に提出しなければならない。

3 学生団体の代表者は、毎年5月31日までに、学生団体継続届（第19号様式）に会員名簿を添えて、学長に提出しなければならない。

4 前項の規定による学生団体継続届の提出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(学生団体の解散及び活動の禁止)

第13条 学生団体の代表者は、当該学生団体が解散したときは、速やかに、学生団体解散届（第20号様式）を学長に提出しなければならない。

2 学生団体の行為が本学の諸規程に違反し、又は学内の秩序を乱すと認められるときは、学長は、当該学生団体に対し、その活動を禁止し、又は解散を命じることができる。

(学外団体への加盟等)

第14条 学生団体の代表者は、当該学生団体が学外の団体に加盟したときは、学外団体加盟届（第21号様式）に当該学外の団体の規約を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学生団体の代表者は、当該学生団体が学外の団体から脱退したときは、学外団体脱退届（第22号様式）を学長に提出しなければならない。

(集会等)

第15条 学生又は学生の団体は、学内において集会その他の催し物（以下「集会等」という。）を行おうとするときは、原則として3日前までに集会等開催願（第23号様式）を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

(募金活動等)

第16条 学生又は学生の団体は、学内において募金、物品販売、署名活動その他これに類する活動をしようとするときは、原則として3日前までに募金活動等願（第24号様式）を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

(学外での集会等)

第17条 前2条の規定は、学生又は学生の団体が学外において本学の名を冠し、集会等を行い、又は募金活動等を行おうとするときに準用する。

2 学生又は学生の団体は、学外において本学の名を冠し、行事を行い、又は行事に参加しようとするときは、原則として3日前までに行事届（第24-2号様式）を学長に提出しなければならない。

(掲示物の掲示)

第18条 学生又は学生の団体が学内において文書又はポスターその他これに類するもの（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、あらかじめ、掲示物掲示許可願（第24-3号様式）を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- (1) 検印を押印していないもの
- (2) 掲示期間を経過したもの
- (3) 本学の秩序又は風紀を乱すおそれがあるもの
- (4) その他本学の管理運営上適当でないもの

(印刷物等の配布)

第19条 学生又は学生の団体は、学内において印刷物その他の物品（以下「印刷物等」という。）の

配布を行おうとするときは、原則として3日前までに、印刷物等配布届（第25号様式）に当該印刷物等を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、印刷物等の配布が本学の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるときは、当該印刷物等の配布を禁止することができる。

（学内施設等の使用）

第20条 学生又は学生の団体が学内の施設等を課外活動等の目的のために使用しようとするときは、施設等使用許可願（第26号様式）を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生団体のサークル室の使用については、学長が別に定める。

（表彰）

第21条 学長は、学則第44条又は大学院学則第18条の規定により準用する同条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生の団体を表彰することができる。

- (1) 学業等の成果が特に優れていると認められるもの
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、その振興に功績があると認められるもの
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他特に表彰に値する善行又は功績があると認められるもの

（進路届）

第22条 学生は、本学卒業又は修了後の進路が内定したときは、進路届（第27号様式）を学長に提出しなければならない。

（事故等の報告）

第23条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者となったときは、速やかに、事故等報告書（第28号様式）を学長に提出しなければならない。

附 則（略） 様 式（略）